

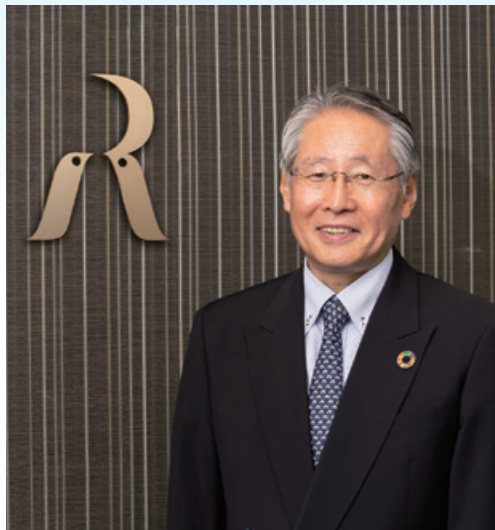


ROKIN DISCLOSURE 2025

ろうきんディスクロージャー / 九州ろうきんの現況



ごあいさつ



理事長
青柳 直

平素より九州労働金庫の事業運営に対するご支援とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

2024年度の日本経済は、賃上げや定額減税に加え、コロナ禍後における消費・インバウンド需要の高まりなどにより、総じて企業の設備投資や個人消費は堅調に推移したものの、円安、物価高、人手不足、海外市場の減速などを背景に景気回復の実感は得られていません。また、春闘の賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録したものの、実質賃金は3年連続してマイナスとなるなど勤労者の生活は依然として厳しい環境に置かれています。

金融業界を取り巻く環境においては、2024年3月に日銀による「マイナス金利政策」が解除されたのち、2度にわたる政策金利の引き上げによって「金利ある世界」での預金獲得競争が激化しています。

そのような中、2024年度は「第8期中期経営計画（2024～2026年度）」の初年度として、「会員・お客さま・地域が〈心地よさ〉を感じられるサービスの提供」、「デジタルライゼーションの推進」、「人財を守り、育てる態勢の強化」、「持続可能な金庫運営の展開」の4つのテーマを中心に事業を展開してまいりました。おかげさまで、個人預金については、期間限定で発売した「プレミアム定期預金」により新規預金が大幅に増加し、目標を上回ることができました。一方、個人融資については、無担保ローンは順調に推移し目標を上回ったものの、有担保ローンはネット銀行を中心とした他金融機関の攻勢等により目標を下回りました。

2025年度は「第8期中期経営計画」の2年目となりますが、昨今の金融業界を取り巻く環境は、他業種からの金融事業への参入が相次ぐなど、これまで経験したことのない変革期を迎えており、あらゆる面で競争が激化していくことが想定されます。

九州ろうきんはそのような時代の変化に対応しながら「福祉金融機関」の使命と役割を決して忘れず、勤労者の生活課題に寄り添っていくとともに、地域社会の発展に貢献できるよう今後もさらなる努力を重ねてまいります。

ここに、九州労働金庫ディスクロージャー誌「ROKIN DISCLOSURE 2025」を作成いたしました。ご高覧いただき、当金庫へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

CONTENTS

経営理念

ろうきんの理念と基本姿勢	02
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	03
ろうきんSDGs行動指針	06
利益相反管理方針の概要	07
金融商品に関する勧誘方針	08
特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	08
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	09
金融犯罪被害防止に向けた取り組み	10

事業の方針

中期経営計画・事業計画	12
コンプライアンスの体制	18
苦情・紛争に関する業務運営体制と内部規則の概要	21
リスク管理の体制	23

事業の状況

事業の概況	25
九州ろうきんの健全性・安全性	29
社会的責任と貢献活動	30
トピックス	37
事業の組織	38
歩み	39

営業のご案内

預金商品のご案内	40
各種業務のご案内	41
融資商品のご案内	42
各種サービスのご案内	44
取扱手数料のご案内	46
店舗のご案内	48
[店舗外] 自動機（CD・ATM）のご案内	53

資料編

単体情報	56
連結情報	83
九州ろうきんの概況	100
全国ろうきんの概況	101
索引	102

金額・比率の表示方法

1. 金額単位

- ①各表に表示した金額は、特段の表示がない限り、単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
②小計・合計等の合算値は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。なお、算出にあたっては、千円単位もしくは円単位の計数を使用しています。

3. マイナスの表示

数値がマイナスの場合は数値の前に「△」を表示しています。

(注) 金額・比率とも該当数値がない場合は「－」、該当数値があっても表示単位に満たない場合は「0」で表示しています。

※本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の規定に基づいて作成した資料です。
資料の数値で、特に「現在日」の表記がない場合は、2025年3月31日現在のものです。

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

私たちの基本姿勢

ろうきんは働く仲間がつくった金融機関です

「ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。」

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

「ろうきんは、労働金庫法というルールにもとづいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。」

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

「ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。」

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し、事業運営を行っています。

労働金庫法

第1章 総則

(原則)

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。
- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスを提供し、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕（会員平等）」「政治的中立」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った良質な商品・サービスを提供していくことは、本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈九州ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、「ろうきんの理念」のもと、『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』を策定・公表し、方針に基づく活動を実践することにより、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動と事業を展開します。

1. 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の策定・公表

※金融庁：原則1「顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」に対応

- 〈九州ろうきん〉（以下、当金庫）はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」（以下、本方針）を策定します。
- 本方針および本方針の取組状況については、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表するとともに、より良い業務運営実現のため、定期的に取組状況や成果等を検証のうえ、本方針や行動計画（アクションプラン）等の見直しを行い、その内容を公表します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 本方針に基づく行動計画（アクションプラン）を策定するとともに、本方針、行動計画（アクションプラン）を評価する成果指標（KPI）を設定します。また、評価結果および取組状況を取りまとめた取組状況報告を年度ごとにホームページに公開します。
- 定期的に取組状況を検証したうえで、取組方針、行動計画（アクションプラン）、成果指標（KPI）を見直します。

2. お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

※金融庁：原則2「顧客の最善の利益の追求」に対応

- 当金庫は、労働金庫の経営理念である「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまとの長期的な信頼関係を醸成のうえ、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考え、お客さま一人ひとりのライフプランやニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供します。
- これらを前提とした事業運営を通じて、安定した顧客基盤と収益の確保につなげ、さらなるお客さま本位の金融商品・サービスの提供を行います。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 「ろうきんの理念」のもと、預かり資産の販売・推奨等において、法令やルール等を厳格に遵守するとともに、お客さまと長期的な信頼関係を醸成するため、金融商品・サービスの提案を行う体制を構築します。
- お客さまの中長期的な資産形成をサポートするため、長期・分散・積立投資を推進します。また、お客さま一人ひとりの資産状況、ライフプラン、ニーズ、リスク許容度等を考慮した最適なアドバイスを行います。

3. 利益相反を適切に管理する取り組み

※金融庁：原則3「利益相反の適切な管理」に対応

- 当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反について統括する部署を設置し、一元的に対応する体制を整備する等、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行います。
- 販売商品のラインナップにあたっては、中央機関である労金連合会において販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認するほか、当金庫においても、お客さまの最善の利益の追求の観点で販売する商品を選定します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 「お客さまの最善の利益の追求」の観点から、中長期的な資産形成をサポートすることを目的に、お客さまにとって理解しやすい商品を取り揃える等、販売商品のラインナップの充実に努めます。

4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

※金融庁：原則4「手数料等の明確化」に対応

- 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が容易にできるよう一覧表で表示します。また、お客さまに負担いただく手数料がどのようなサービスの対価に関するものかを、わかりやすく丁寧に説明を行います。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- ホームページやパンフレット等において、手数料等のわかりやすい表示・説明を行います。
- 投資信託の内容をご理解いただけるよう、商品概要や手数料等について、商品間でわかりやすく比較できるパンフレットやホームページを提供します。

5. お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

※金融庁：原則5「重要な情報のわかりやすい提供」に対応

- 当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報（基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件等）をご理解いただけるよう記載した「重要情報シート」や交付目論見書等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。また、お客さまに情報提供を行う際、より重要な情報については特に強調する等して、お客さまの注意を促します。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ形式の商品がありますが、当商品は個別のファンドごとの購入には対応していません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内します。

※ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせて、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 金融商品やサービスの概要等について、お客さまにわかりやすい情報を提供するため、情報提供ツールの充実に図ります。
- お客さまに金融商品やサービスをご理解いただくため、お客さまの金融知識、経験、商品の複雑さ、情報の重要性を考慮したわかりやすい情報提供・説明を行います。

6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

※金融庁：原則6「顧客にふさわしいサービスの提供」に対応

- 当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイス、子育てや教育、マイホーム等ライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にを行います。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、中長期的な視点にも配慮した適切なアフターフォローを行います。
- 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、ホームページに掲載し、公表します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- お客さまの立場に立った中長期的な視点で資産形成に向けたアドバイスを行うとともに、お客さまのニーズやライフステージに沿った商品を提案・推奨します。
- 時代とともに変化のお客さまのニーズにお応えするため、既存商品・サービスの見直しや新たな商品の選定を行います。
- お客さまのニーズを把握するとともに、お客さまの資産状況、投資経験、取引目的、ライフプラン、商品知識、リスク許容度等を理解したうえで、お客さまに適した商品を提案・推奨します。
- 金融セミナーやライフプランセミナー等の開催を通じて、お客さまへ情報を提供します。
- 投資信託をご購入いただいたお客さまに対して、投信サポートセンターより定期的に連絡し、投資状況の確認や情報提供等のアフターフォローを行います。

7. 職員への定着と実践に向けた取り組み

※金融庁：原則7「従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」に対応

- 当金庫は、研修等を通じて、「ろうきんの理念の追求」「労働金庫の社会的責任及び公共的使命を自覚した行動」「誠実かつ公正な業務の遂行」を徹底し、お客さま本位の業務運営を行います。
- 当金庫は、お客さまの最善の利益を追求するため、職員の教育・研修機会の充実や資格取得の奨励を行います。
- 当金庫の人事評価制度については、お客さまの最善の利益に資する活動の実践を考慮する業績評価体系を整備します。
- 当金庫は、本方針の内容について、職員に周知するとともに、業務を支援・検証するための体制を整備します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 「ろうきんの理念の追求」「労働金庫の社会的責任及び公共的使命を自覚した行動」「誠実かつ公正な業務の遂行」の徹底に向けて、「ろうきんの理念」や「役職員倫理綱領」をテーマとした研修を実施します。
- お客さまへの最適なアドバイス、質の高い金融サービスの提供、商品の知識習得ができるよう「FA育成研修」や「資産形成アドバイザー研修」等を実施するとともに、FP資格取得の推奨に取り組みます。
- 職員業績評価制度を検証し、お客さま本位の業務運営に資する営業活動の実践を促します。
- 取組方針、アクションプランおよびKPIを改定した場合や、年度ごとに取組方針等を総括した取組状況報告について、職員へ周知します。
- 所属長および次長を対象とした「証券外務員営業責任者・内部管理責任者研修」で、「お客さま本位の業務運営」について周知徹底を図り、職員への浸透を図ります。

ろうきんSDGs行動指針

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取り組みを展開するにあたり、「ろうきんSDGs行動指針」を2019年3月1日に策定しました。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念、ビジョンと合致するものです。

当金庫においてもこの指針に則り、労金運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、今後も〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割を発揮しながら、SDGsに資する取り組みを進めてまいります。

〈ろうきんSDGs行動指針〉

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット（個別目標）で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当金庫は、法令、規程等（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客さまの金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫は、将来にわたってお客さまから信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客さまの保護に継続的に取り組むものとし、以下のとおり、そのための方針を公表いたします。

2. 利益相反の管理

利益相反とは、当金庫とお客さまの間、および当金庫のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとしします。

3. 利益相反管理の対象取引と特定方法

当金庫は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の（１）、（２）に該当するものを管理いたします。

- （１）お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避している状況が存在すること
- （２）（１）の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまからいただいた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理責任者により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- （１）お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫の利益を図るために、お客さまに不当に不利益を与える状況の取引）
- （２）お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談ならびに助言・指導において、お客さまの利益より優先して、他のお客さまの利益を図る状況の取引）
- （３）お客さまから入手した情報を不当に利用して当金庫または他のお客さまの利益を図る取引（例：お客さまの秘密情報を流用して、他のお客さまの利益を図る取引）
- （４）その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- （１）対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （２）対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- （３）対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- （４）対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示し、お客さまの同意を得る方法

6. 利益相反管理の対象範囲

利益相反管理の対象となるのは、当金庫のみとなります。

お問い合わせ窓口

九州労働金庫リスク統括部コンプライアンス室
TEL 092-714-6379

受付時間 9：00～17：00（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の取り扱いに関しまして次の事項を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

- ①金融商品をお勧めするにあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に応じて、お客さまにとって適切な商品をお勧めします。
- ②金融商品の選択・ご契約につきましては、お客さまご自身の判断によりお決めいただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について適切な説明および情報の提供に努めます。
- ③お客さまに対して、不確実なことを断定的判断として提供することや確実であると誤認させる恐れのあるような説明はいたしません。
- ④お客さまの誤解を招くような勧誘や、ご迷惑となる方法・時間帯、場所などでの勧誘は行いません。
- ⑤お客さまに適切な勧誘が行えるよう、本勧誘方針を役職員一同に徹底し、関連法令等を遵守するとともに、商品知識などの向上に努めます。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

1. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2. 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

3. 質問および苦情処理の窓口

当金庫は、特定個人情報等の取り扱いに関するご質問や苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問合せは、以下のお問合せ窓口にて承ります。

個人情報相談室

TEL : 0120-086-100 FAX : 0120-753-300

（受付時間：9：00～17：00（平日） ※土日祝日、12月31日～1月3日を除きます。）

なお、お客さまの個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当金庫のプライバシーポリシー（個人情報保護方針）もご覧ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取り扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する会員団体（労働組合等）との間で、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫では、お客さまの個人情報の紛失・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、必要な安全管理措置を講じて適正に管理いたします。当金庫が実施する個人データの安全管理措置の概要は以下のとおりです。

（個人情報保護方針の策定）

- ・個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドラインの遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等について本指針（個人情報保護方針）を策定しています。

（個人データの取り扱いに係る規律の整備）

- ・取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、取得方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの安全管理措置に関する関連規程を策定しています。

（組織的安全管理措置）

- ・個人データの取り扱いに関する責任者を設置し、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化するとともに、定期的な取り扱い状況の点検等により、個人情報保護法や関連規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

（人的安全管理措置）

- ・個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

（物理的安全管理措置）

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

（技術的安全管理措置）

- ・アクセス制御を実施して、担当および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客さまの個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

6. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱いたします。

7. 個人情報の苦情処理について

当金庫は、個人情報の取り扱いに関するお客さまご自身からの苦情につきましては、適切かつ迅速に取り組みいたします。

8. お問合せ先について

当金庫の個人情報の取り扱い、および安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問合せ、ならびに個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、お取引店または下記の個人情報相談室にお申出下さい。

個人情報相談室

TEL : 0120-086-100 FAX : 0120-753-300

（受付時間：9：00～17：00（平日） ※土日祝日、12月31日～1月3日を除きます。）

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

1. 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

■ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しの被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。

- ICカード（磁気ストライプ併用）の導入
- 異常取引の検知システムによるモニタリングの実施
- 「覗き見防止画面」および「後方確認ミラー」付きATMの設置
- 類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内 など

■ 偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われたお客さまについて、補償させていただく制度がございます。

キャッシュカードの偽造・盗難に関するお問い合わせ窓口

受付先：労金照会センター

TEL : 0120-608-002

受付時間：24時間（土日祝を含む）

2. インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

■ インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。

- セキュリティ強度の高い「暗号化方式」の採用
- パスワードによる本人認証の実施
- 「ワンタイムパスワード」（1分ごとに変化する使い捨てパスワード）の導入
- 「ワンタイムパスワード」未利用時の振込振替限度額の制限強化
- 普段と異なる状況で利用された場合に、「合言葉」（事前にご登録いただいた質問に対する回答）による追加認証の実施
- パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」の導入

- 一定時間操作がない場合に「自動ログアウト」を実施
 - ネットムーブ社のセキュリティソフト「saat netizen」の無料提供
 - 団体向けインターネットバンキングにおいて、「電子証明書」によるログイン方式を採用（「電子証明書」がインストールされたパソコンのみでログイン可能）
 - 振込限度額変更の即時反映停止の実施
 - 「ワンタイムパスワード」発行・再発行時の資金移動取引の即時停止の実施
 - 長期インターネットバンキング未利用者に対する資金移動制限の実施
 - 一斉メール・SMS・郵便および各種利用画面等での注意喚起の実施
- インターネットバンキングにおいて、お客さまの責任によらず、ログインID・パスワード等の盗用によって不正な振込取引の被害に遭われた場合には、被害の補償をさせていただきます。（団体向けインターネットバンキングの場合は、1事故あたり1,000万円までを基準として個別事案ごとに判断いたします。）
- なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、個別の事案ごとにお客さまの状況（セキュリティ設定状況等）をお伺いしたうえで、対応させていただきます。

インターネットバンキングの不正利用に関するお問い合わせ窓口

【個人のお客さま】

TEL：0120-030-272

受付時間：9：00～21：00（1月1日～1月3日を除く）

【団体のお客さま】

TEL：0120-575-609

受付時間：平日9：00～18：00
（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

システムメンテナンスなどにより、一部時間短縮となる場合がございます。

3. 振り込め詐欺等への対応について

- 振り込め詐欺等の被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのステッカーの掲示、職員によるお声掛け、ホームページ上でのお知らせなど、お客さまに対する注意喚起を行っております。
- また、お客さまにATMコーナーでの携帯電話のご使用をご遠慮いただいております。
- あわせて「不正払出被害防止」のために、ATMにおける振込取引と払出について一定の制限を設定し、被害防止の強化を行うとともに、当庫LINE 公式アカウントにて「詐欺への注意喚起」および「口座の売買・譲渡・レンタル禁止」についてもメッセージを発信しています。
- 「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」：2008年6月21日施行）に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害金を当庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口

受付先：九州ろうきんお客さまサービス室

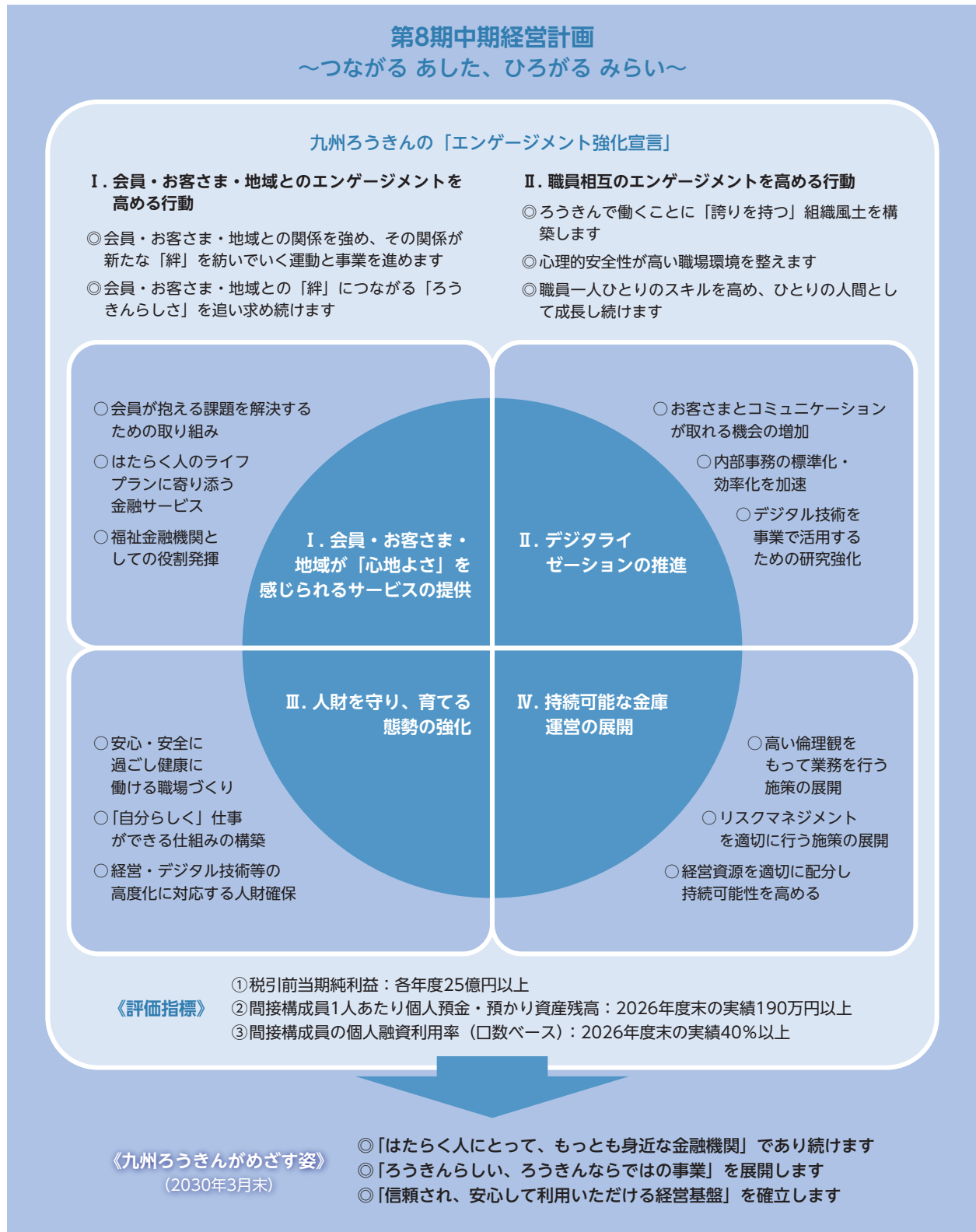
TEL：0120-796-210

受付時間：平日9：00～17：00

中期経営計画・事業計画

第8期中期経営計画

第8期中期経営計画では、2029年度末（2030年3月31日）までの「九州ろうきんがめざす姿」の実現のために、2026年度までの3年間で各施策に取り組みます。

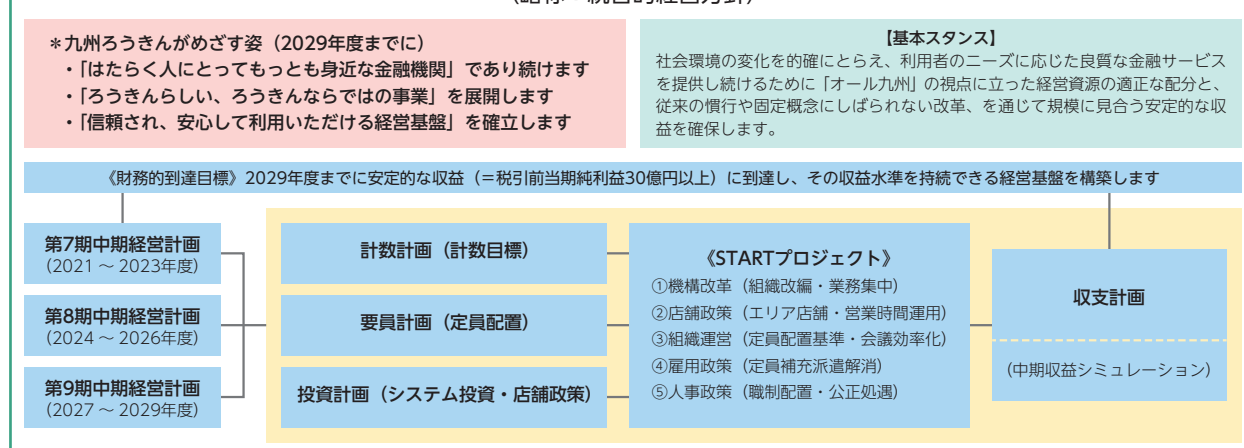


統合的経営方針

「(2029年度までに)九州ろうきんがめざす姿」を実現するため、「九州ろうきんがめざす姿」の実現に向けた統合的な経営方針(略称:統合的経営方針)をバックボーンとして、「事業計画」および「計数計画」「要員計画」「投資計画」を策定します。

「九州ろうきんがめざす姿」の実現に向けた統合的な経営方針

(略称:統合的経営方針)



2025年度事業計画

2025年度は、「第8期中期経営計画」の2年目であり、「九州ろうきんがめざす姿」の実現に向けて、会員の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、各施策を展開してまいります。

I. 会員・お客さま・地域が「心地よさ」を感じられるサービスの提供



重点施策1

会員が抱える課題を解決するための一助を担う取り組みを展開し、会員・推進機構との「絆」を深めます。

■ 会員・推進機構との協働による、間接構成員の「ファイナンシャルウェルビーイング」に向けた情報提供

■ 会員事業体ではたらく人の「金融包摂」に向けた商品やサービスの提供

- ①「しあわせ創造運動」の取り組みにより、会員・推進機構との連携強化や間接構成員の生活向上を図ります。
- ②ろうきん運動の発展と継承に向けて、推進活動強化費、青年・女性推進活動強化費を有効に活用した取り組みを実施します。
- ③会員・推進機構・地域団体等と連携し、広域会員・期待会員の取引深耕や新規会員拡大へとつなげます。
- ④ろうきん友の会と連携し、退職者との生涯取引拡大や地域でのコミュニティづくりへとつなげます。
- ⑤会員・推進機構と連携した取り組みや商品・サービスの見直しにより、会員事業体で働く非正規雇用組合員との取引を拡大します。
- ⑥収入減少等により生活が困難となった方を支援するため、返済計画見直しなどを提案します。

重点施策2

はたらく人の生涯パートナーとしてライフプランに寄り添う金融サービスを展開し、お客さまとの「絆」を深めます。

■「伴走型ライフプランコンサルティング」の展開

■競争力のある金融商品・サービスの維持・開発

■「ろうきんの事業とSDGsの関係」を軸としたブランディングの構築

- ①各県にライフアドバイザーを配置し、資産運用や相続対策等の提案・相談活動を強化します。
- ②会員機関紙・ホームページ・Web広告等を活用し、ろうきんのブランドイメージや商品・サービスを広く知らせます。
- ③お客さまのニーズを的確に把握し、ライフイベントにあわせたタイムリーなコンサルティング活動を強化します。
- ④多様化する勤労者のライフプラン実現を支援するため、職員の提案スキルを高めます。
- ⑤ろうきんらしい商品ラインナップと競争力のある金利設定により、お客さまに選ばれる金融商品・サービスを提供します。
- ⑥ろうきんのブランドイメージを広めるため、SDGs達成に資する施策を展開します。

重点施策3

共生社会の実現に向けて福祉金融機関としての役割を発揮し、地域との「絆」を深めます。

■地域や社会の課題解決に取り組む団体への支援、並びに、団体同士の連携強化に向けた支援

■地域住民や自然災害の被災者などに対する、経済的・社会的な自立を目的とした商品やサービスの提供

■持続可能な地球環境や社会の構築に向けたCSR活動の展開

- ①生活協同組合と連携し、生協組合員に対するろうきんの認知度向上や利用拡大へとつなげます。
- ②学生等の金融リテラシーを向上させるため、教育現場で金融教育を行います。
- ③会員等と協働した「こども未来応援定期」の推進や図書寄贈など児童養護施設への支援活動を実施します。
- ④NPO法人等の活動を後押しするため、NPO助成・事業性融資等の金融支援を行うとともに、融資実行後のフォローを行います。
- ⑤奨学金問題の解決に貢献するため、各県労福協と協働で奨学金借換専用融資「つなぐ」の教宣活動を行います。
- ⑥「ピンクリボン運動」への貢献方法を検証したうえで、支援活動を継続します。
- ⑦本店ビル周辺の住民とのふれあいや福祉金融機関としての役割発揮のため、前庭を活用したイベントを実施します。
- ⑧自然災害による被災者を支援するため、生活再建に向けた金融商品・サービスの提供や債務整理等の提案を行います。
- ⑨「ろうきんLab」の知見に基づき、地域社会との連携やはたらく人とのつながりを強化します。
- ⑩地域とのつながりを感じることができるよう、金庫内外にプロボノ・ボランティアを必要としている団体を紹介します。
- ⑪協同組合相互の連帯を強化するため、2025国際協同組合同年（IYC2025）の取り組みに参加します。
- ⑫金融機関としての社会的責任を果たすため、ESG 関連銘柄への投資を進めます。

Ⅱ. デジタル化の推進



重点施策1

会員・お客さまと「いつでも」「どこでも」コミュニケーションが取れる機会を増やします。

■ 各種手続きの常時対応や省力化に向けた「ペーパーレス取引」の拡大

■ 場所を選ばずに各種相談に対応するための「非対面チャネル」の充実

- ① 日信協Web完結型融資や「ろうきんローン受付システム」等の利用を促進し、融資申し込みにおけるお客さまの利便性を高めます。
- ② 会員・お客さまが必要とする情報をスムーズに取得できるよう、ホームページの機能を改善します。
- ③ 「お客さまサービス室」の機能を充実し、お客さまからの問い合わせに速やかに対応します。

重点施策2

内部事務の標準化・効率化を加速させるための施策を展開します。

■ 会員会計事務の効率化・堅確化を前提とした、営業店独自事務の見直し

■ 内部事務の「ペーパーレス化」「RPA化」「自動化」「集中化」促進

- ① 非対面取引サービスや賃金控除事務支援サービスの利用促進等に取り組むことで、会員が行う事務処理・会計処理の効率化・堅確化をサポートします。
- ② 金庫内の問い合わせ業務を効率化するため、生成AIを活用した運用を開始します。
- ③ RPA（事務処理自動化プログラム）等の利用を促進し、金庫内の定例的な業務の効率化を進めます。
- ④ 営業店の後方事務支援のさらなる強化に向けて、集中業務の機能を充実させます。
- ⑤ 経費事務の集中化・ペーパーレス化を図ります。
- ⑥ 融資関連事務を効率化するため、新たな集中化に向けた取り組みを開始します。

重点施策3

デジタル技術を事業で活用するための研究を強化します。

■ フィンテック・AI・IoT技術に関する情報収集や活用事例等の調査

■ 職員のITスキル向上に向けた支援

- ① 公的機関やベンダーが開催する研修・セミナー等に職員を派遣し、金融情報システムの急速な変化に対応できる職員を育成します。
- ② 「ITパスポート」の資格取得を促進し、ITリテラシー向上を図ります。
- ③ 全国労働金庫協会が主催する「データ分析人材育成プログラム」に参加し、データ分析のスペシャリストを育成します。

Ⅲ. 人財を守り、育てる態勢の強化



重点施策1

職員のモチベーションを維持させるため、心身ともに安心・安全に過ごし、健康に働くことができる職場をつくります。

■ あらゆるハラスメントの撲滅

■ 時間外労働削減やあらゆる休暇制度の取得促進

■ 職員同士が積極的にコミュニケーションを取る機会の創出

- ① 職員研修や労使共同の防止策の実施により職員の意識を高め、あらゆるハラスメントを撲滅します。
- ② 健康経営の取り組みや、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画の実践等により、心身ともに健康でワークライフバランスの取れた職場環境を構築します。
- ③ 庫内コミュニケーションツールの活用等により、積極的に意見が出せる職場風土を醸成します。

重点施策2

職員のモチベーションを向上させるため、職員が自らの能力を発揮でき、「自分らしく」仕事ができる人事制度や仕組みを構築します。

- 公平・公正な処遇に向けた人事制度の見直し
- 職員の成長や自己実現に向けた支援
- 職員のライフスタイルに合った働き方ができる環境整備

- ① 研修や通信講座の案内等により、FP技能士等の公的資格の取得を促進します。
- ② 入庫から65歳の定年、さらに70歳までの雇用等を想定した新たな人事制度モデルを構築します。
- ③ 社会情勢や職員の状況に応じた在宅勤務等の「多様な働き方」に関する新たなルール・制度を構築します。

重点施策3

価値観の多様化や経営・デジタル技術等の高度化にも対応できるスキルをもった人財の確保に向けた施策を強化します。

- 労働市場へのアクセス強化や職員育成による専門的な人財の確保
- 労働運動への理解等、ろうきん職員として期待するスキルの向上
- 職員一人ひとりの強みを活かし、弱みを改善するための能力開発の支援

- ① 将来を担う人財確保に向けて、新卒・中途採用希望者とのチャネルを強化します。
- ② 福祉金融機関職員としての意識を高めるため、研修等で「ろうきんの理念」や労働者自主福祉運動について学ぶ環境を充実します。
- ③ 外部研修への参加等を通じて、専門スキルをもった職員の育成へとつなげます。

Ⅳ. 持続可能な金庫運営の展開



重点施策1

コンプライアンスはすべての取り組みの前提であることを認識し、全役職員が高い倫理観をもって仕事をするための施策を展開します。

- 不正・不祥事を「しない・させない・許さない・見逃さない」ための態勢強化
- 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づいた行動の展開

- ① 不正・不祥事を「しない・させない・許さない・見逃さない」組織風土を確立するために、コンプライアンスを最優先する意識の醸成に向けた施策を展開します。
- ② 職員不祥事故未然防止の観点から再発防止策の有効性・実効性を検証するとともに、堅確な事務処理を行うための営業店指導や質の高い総合監査を実施します。
- ③ お客さまに安心してご利用いただくため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく施策を実践します。

重点施策2 リスクマネジメントを適切に行うための施策を展開します。

- リスク管理態勢の強化
- マネロン等リスク対策の強化
- 事務過誤防止に向けた施策の展開
- 自然災害等に対する業務継続への対応強化
- 内部監査の高度化

- ① 金利上昇が資産・負債に及ぼす影響を分析し、金利リスクをコントロールします。
- ② 巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、サイバーセキュリティに対する体制を強化します。
- ③ あらゆる金融犯罪からお客さまの財産を守るため、様々な手段・ツールを用いたお客さまへの注意喚起をはじめ、未然防止策を強化します。
- ④ 金融犯罪の未然防止に向け、マネロン等リスク対策の実効性を高めます。
- ⑤ 債務者の状況に合わせた対応により、債権保全を図ります。
- ⑥ 事務過誤の防止に向け、あらゆる施策を実行します。
- ⑦ 自然災害発生時の業務継続に向けた体制を整備します。
- ⑧ 金庫内の主要業務のリスクを評価し、必要に応じて業務プロセスの改善策を検討します。

重点施策3

「統合的経営方針」を踏まえ、「STARTプロジェクト」で掲げた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の適切な配分により、金庫の持続可能性を高めます。

- 定員の配置や運用、組織機構や店舗運営の見直し
- 費用対効果やリスク受容度に加えて、職員満足度等も考慮したシステム投資
- 実態に即した予算の策定、並びに、費用対効果の高い経費の執行

- ① 第8期中期経営計画の評価指標達成に向け、安定的な収益確保と自己資本の充実を図ります。
- ② 2025年3月期から適用された「バーゼルⅢ最終化」に基づき、自己資本を適切に管理します。
- ③ 運用環境の変化に対応しながら、中長期的に収益水準が維持できる余裕資金運用に取り組みます。
- ④ 「営業店別収支計画」の分析により、適正な営業店の計数計画や予算を策定します。
- ⑤ 安定的な収益基盤の確立に向け、計数管理・収益管理におけるPDCAサイクルの機能を強化します。
- ⑥ 2030年オール・ワン更改に向けた収益基盤を強化するため、「コア業務純益」「OHR」をKPIとして設定するとともに、要員計画や店舗政策等、KPI達成に向けた施策を進めます。

2025年度計数目標

計数目標は以下のとおり設定し、達成に向けて取り組みを進めます。

預かり資産	個人預金	残高増加額	4億55百万円
	投資信託	販売額	39億55百万円
	国債	販売額	48億96百万円
	保険（※）	販売額	54億73百万円
融資	有担保ローン	残高増加額	10億91百万円
	無担保ローン（カードローンを含む）	残高増加額	38億93百万円

※保険は、「見込（値）」となります。

コンプライアンスの体制

1. コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールについて遵守することを意味します。

団体・個人が経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンス重視が求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、社会的責任を含め、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、労働金庫は、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、その事業を通じて、「会員が行う経済・福

祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンスの重要性を経営の基本方針と位置付け、前述の「ろうきんの理念」とともに、「九州労働金庫倫理綱領」や「役職員倫理規程」、「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定することにより、全役職員が遵守すべき事項を明らかにし、高い倫理観のもと態勢の確立を図り、健全性・適切性の確保に努めてまいります。

2. コンプライアンス体制

当金庫では、以下の体制によってコンプライアンスの徹底に努めています。

(1) 代表理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるか深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。

また、監事は、理事会へ出席するとともに、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多数ありますが、法令等遵守に関する事項としては、総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているか等が代表的なものです。

(2) 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

- ①当金庫では、営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者が法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。
- ②当金庫では、理事長の直接的な指揮下に、監査部を設置しています。この監査部が定期的に各営業店（本部各部を含む）に対して行う監査と、営業店（本部各部を含む）自らが行う自部店検査の二つを柱として、相互牽制が十分に働くように留意しながら、内部的

なチェックを実施しています。監査部監査と自部店検査は、所定のチェック項目に基づいて実施しています。

なお、法令等遵守態勢における監査については、コンプライアンス環境整備、確立状況のチェック等を実施しています。

(3) 反社会的勢力に対する基本方針について

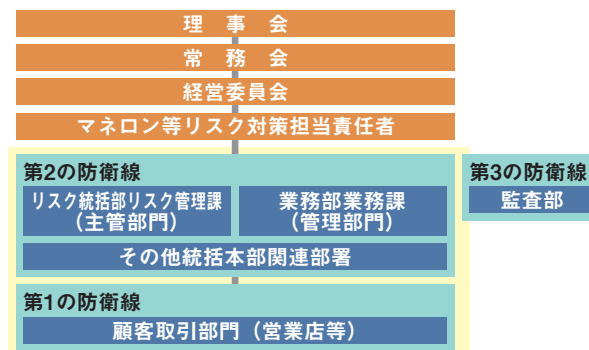
当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、反社会的勢力に対する基本方針を制定しています。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(4) マネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策

当金庫は、マネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン等」）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策ならびに顧客の受入に係る方針」のもと、主管部門を所管する役員をマネロン等リスク対策担当責任者に任命し、庫内横断的な体制を構築の上、リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

マネロン等リスク対策に係る体制図



【マネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策ならびに顧客の受入に係る方針】

1. 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

2. 態勢の整備

金庫は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。具体的には、第1の防衛線を営業店等顧客取引部門、第2の防衛線を主管部門であるリスク統括部リスク管理課、管理部門である業務部業務課、およびその他統括本部関連部署とし、第3の防衛線を監査部とする。

そのため代表理事は主管部門を所管する役員をマネロン等リスク対策担当責任者に任命し、この職務に必要な権限を付与するほか、管理・取扱いの全般を統括させるものとする。

また、マネロン等リスク対策担当責任者は、責務を遂行するため、担当部門を所管する役員に、自己の職務を分担させることができるものとする。

3. リスク特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当責任者の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定する。

マネロン等リスク対策担当責任者は、各部門が策定した当該類型ごとのマネロン等リスク低減策を「特定事業者作成書面」を含む「リスク評価書」に取りまとめ、理事会に付議する。

4. 経営陣の認識

常務会は、経営委員会で決議された「リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点から適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

5. マネロン等リスク対策の実施

金庫の役職員は「リスク評価書」に定めた類型と、それに対するリスク低減策に則り、顧客の受入を適切に判断する。

6. マネロン等リスク対策の見直し

マネロン等リスク対策担当責任者は、「リスク評価書」について、少なくとも1年に1回、類型ごとのリスク低減策の適切性を検証するほか、追加すべき類型の有無を確認し、必要に応じて見直しを行う。

また、新商品・サービスの提供にあたっては、都度、内在するマネロン等リスクを特定・評価のうえ、当該リスクへの低減策が必要な場合は、これを定めて「リスク評価書」を改正する。

7. マネロン等リスク対策の浸透

金庫は、役職員へのマネロン等リスク対策の浸透を念頭に、「リスク評価書」の見直し内容や、金融庁「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」・「疑わしい取引の参考事例」等の理解を目的とした研修を定期的に実施する。

8. マネロン等リスク対策計画の策定

金庫は、「リスク評価書」の適切性の検証、必要な見直しの実施、定期的な研修による当該見直し内容等の理解、これらのプロセスや「リスク評価書」にもとづく適切な手続き実施状況の定期的な監査等を、毎年度の「マネロン等リスク対策計画」として策定し実施する。

なお、運用にあたっては、一括管理表にて進捗管理を行うこととする。

(5) その他の体制について

①コンプライアンス委員会の設置

当金庫では、コンプライアンス全般の状況把握を行い、適切なコンプライアンスを実現するために、理事会直属の機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。このコンプライアンス委員会には、外部専門家である弁護士も委員として参加しています。

②コンプライアンス統括部署の設置

当金庫では、理事長をコンプライアンス統括責任者とするとともに、コンプライアンスを統括する部署として、リスク統括部コンプライアンス室を設置しています。リスク統括部コンプライアンス室では、コンプライアンスに係る具体的な活動プログラムを年度毎に作成し、各営業店（本部各部を含む）に対しコンプラ

イアンスに関する指導やチェックを行っています。

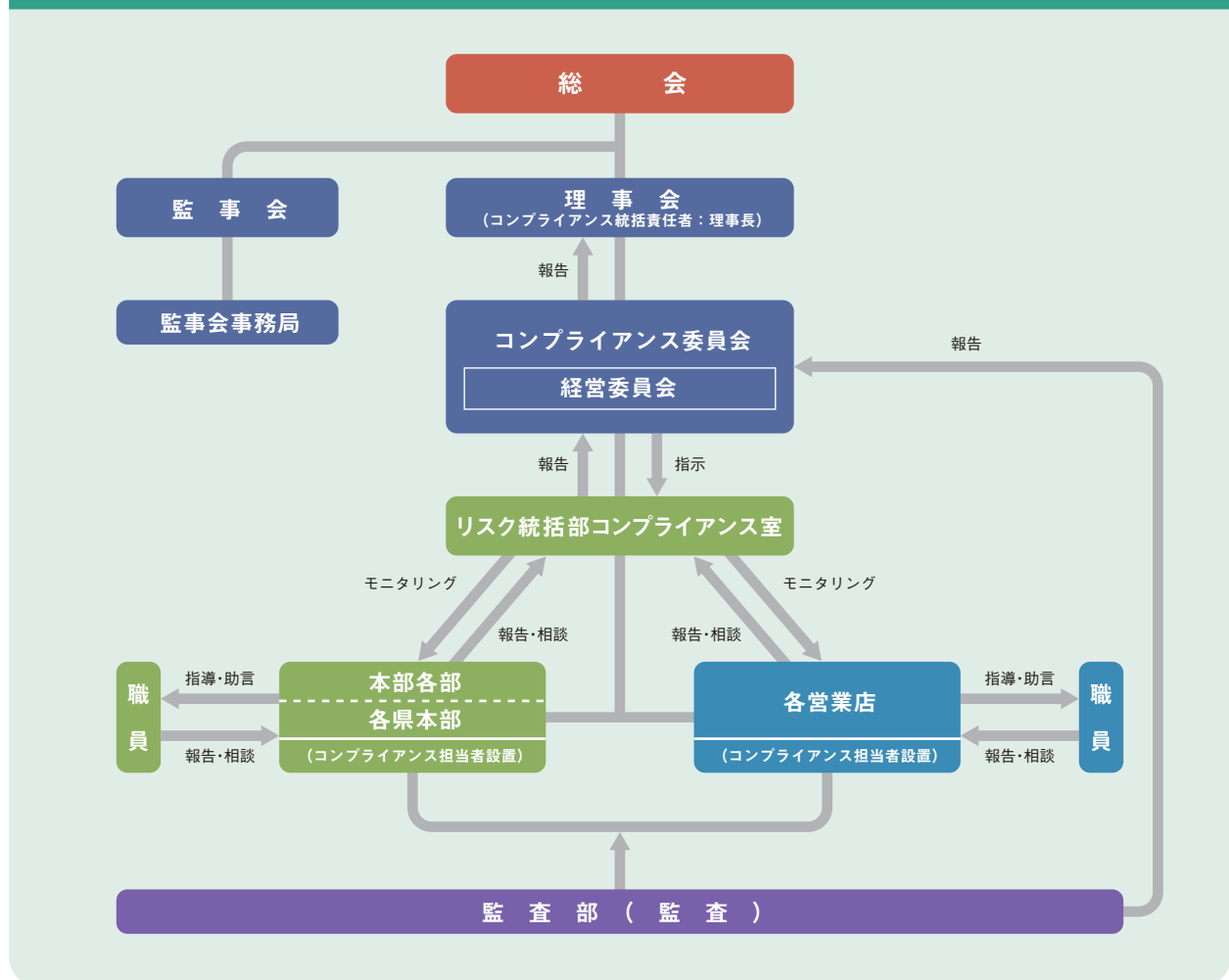
また、役員をはじめ職員の階層別研修において、適宜コンプライアンス研修を行うことにより、全役職員にコンプライアンスの重要性の徹底に努めています。

③コンプライアンス担当者の設置

当金庫では、各営業店（本部各部を含む）にコンプライアンス担当者（主担当者と副担当者の2名）をそれぞれ任命し、各部店職員に対しコンプライアンスに係る研修、相談、自部店での各種トラブル等に対応できるようにしています。また、コンプライアンス担当者は、自部店のコンプライアンスの状況等を、リスク統括部コンプライアンス室に対し、適宜または定例的に報告する仕組みをとっています。

コンプライアンス体制図

2025年6月25日現在



苦情・紛争に関する業務運営体制と内部規則の概要

苦情への対応の概要

当金庫は、事業運営に関してお客さまよりいただく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識したうえで、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客さまの信頼と満足度を高めます。

当金庫がそのために定める苦情対応に関する内部規則の概要等を、以下に公表します。

1 「苦情」に関する取り組み

当金庫は、お客さまの不満足の表明である「苦情」に関して、次のように取り組みます。

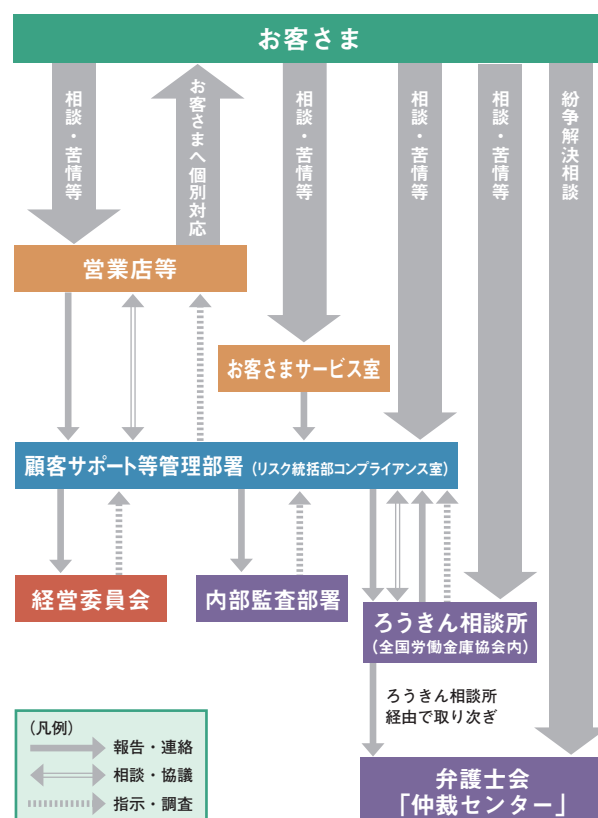
- (1) 当金庫は、本店・各営業店に顧客サポート等管理担当者を配置し、また、本部に設置したリスク統括部コンプライアンス室に顧客サポート等管理責任者を配置するとともに、リスク統括部コンプライアンス室を顧客サポート等管理部署として、お客さまからいただいた「苦情」への対応・報告態勢を整えています。
- (2) 職員がお客さまよりいただいた「苦情」は、本店・各営業店の顧客サポート等管理担当者から本部のリスク統括部コンプライアンス室に報告されます。リスク統括部コンプライアンス室に配置された顧客サポート等管理責任者関与の下、「苦情」への対応を適切に行います。
- (3) リスク統括部コンプライアンス室に報告された「苦情」は、リスク統括部コンプライアンス室および関係各部門が原因や傾向など様々な角度から分析・検証を行ったうえで、その結果を踏まえ、必要に応じた改善策を策定します。
- (4) リスク統括部コンプライアンス室の顧客サポート等管理責任者は、集約した「苦情」の報告と必要な改善策の提案を、定期的に開催する経営委員会でを行います。また、この内容は内部監査部署にも報告され、内部監査の対象として適正な対応かどうかのチェックを受けます。
- (5) 当金庫経営陣は、経営委員会での議論等を踏まえ、必要な改善策の実施を決定します。
- (6) 当金庫では、以上のようなプロセスで、お客さまからいただいた「苦情」を定期的に当金庫経営陣に報告し、また当金庫全体での情報共有化を推進します。
- (7) 当金庫では、定期的な研修等を行うなど十分な教育を実施することによって、改善策の励行や関係法令の遵守を徹底します。

2 「苦情」以外のお客さまの声に関する取り組み

当金庫は、お客さまからいただく「苦情」以外の「ご意見・ご要望」に関しても、貴重なご提案として受け止め、全金庫的な情報共有化を推進するとともに、その内容を適切に把握したうえで、当金庫が提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとっての価値のあるものに発展させてまいります。

3 苦情受付・対応態勢

当金庫は、下図のような態勢で、お客さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。



4 苦情・相談等窓口・お申出方法

当金庫の事業運営に関するご相談や苦情については、本支店のほか、下記の受付窓口までお申出ください。

下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先への労働金庫に対して迅速な解決を促します。

九州労働金庫 お客さまサービス室 TEL 0120-796-210

電話による受付時間 9:00～17:00（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
当金庫ホームページの「ご意見・ご感想」や郵送でもお受けします。

ホームページ <https://kyusyu-rokin.com/>
郵送先 〒810-8509 福岡県福岡市中央区大手門三丁目3番3号

ろうきん相談所 TEL 0120-177-288

電話による受付時間 9:00～17:00（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

e-mail soudansyo@ho.rokinbank.or.jp
郵送先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-4
（一社）全国労働金庫協会内

紛争解決のための機関

紛争解決のための機関を、労働金庫では下表のとおり東京三弁護士会が運営する仲裁センター等としています。必要な場合は、上記の「ろうきん相談所」にご連絡ください。

お客さまが直接弁護士会へお申出いただくことも可能です。

なお、仲裁センターでは、当金庫管轄地域の方々からのお申出について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しています。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、テレビ会議システム等を利用して、共同して紛争の解決に当たります。

※移管調停や現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等、各ろうきんおよび「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日・時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

リスク管理の体制

基本方針

当金庫ではリスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で制定された「リスク管理方針」に基づいて各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

〈リスク管理体制〉

●理事会

経営の意思決定機関として、「統合的リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する重要事項を各年度の「リスク管理方針」として決定し、リスク管理状況を把握しています。

●常務会

理事会に次ぐ経営の意思決定機関として、具体的な「リスク管理方針」を決定し、リスク管理状況と重要事項について理事会へ報告・提案しています。また、経営委員会を統括しています。

●経営委員会

- ・リスク管理に関する内部管理方針および具体的なリスク管理対応策を検討します。また、「信用リスク」「市場リスク」等の各種リスク量を計測および把握するとともに、金利の変動に伴う期間損益の変動を表すEaR（アーニング・アット・リスク）の測定を定期的に行っています。併せて、金庫の経営に影響を及ぼす恐れのある「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」についても協議を行います。
- ・資産・負債を総合的に管理し、収益性確保と資産の健全性維持を実現するため、ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の観点から課題と対応策を協議します。
- ・事務リスク、苦情トラブル等に関する情報を集約し、リスク低減に向けた原因究明や対応策の実施状況を管理しています。また、個人情報の保護に関する安全管理体制の確保・推進を行い、個人情報の紛失や破壊、漏洩等を防止しています。
- ・経営委員会にて協議した内容は常務会へ提案・報告しています。

統合的リスク管理の取り組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、リスク量全体の合計がリスク資本（自己資本のうち、リスク限度額として割り当てられた部分）の範囲内に収まるように管理しています。また、リスクの種類毎にリスク資本の割当を行い、全体だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

これらのリスクの管理状況については経営委員会で定期的に検証および評価を行い、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取り組み

1 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態が悪化し、債務不履行（貸出金や有価証券等の元本、利息が回収不能となること）を起こすことで金庫が損失を被るリスクが「信用リスク」です。

当金庫では、クレジット・ポリシー（与信リスク管理に関する基本方針）を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

(1) 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

○個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門から独立した審査の専門部署（本部は融資部・集中センター、営業店は融資部門）を設け、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、審査スタッフの育成に努めています。

○営業店の決裁権限を超える案件については、融資部が審査を行い厳正な対応に努めています。また、無担保融資については集中センターで集中審査および実行を行うなど、審査体制の充実強化を図っています。

○金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの質的な把握に努めているほか、延滞債権については融資部で集中管理するなどの対策を講じています。

○与信取引にかかわる信用リスクの統制については、過去の状況を勘案した貸倒予想率に基づいて与信対象残高に対するリスク量を算出しています。

(2) 有価証券のような信用リスクを有するその他の資産についても、取得の際に適格格付機関が発表する格付等を参考にするなど、金庫で定める「資金運用規程」に則って対応を行い、信用リスクの適正化に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理を行っています。

2 市場リスク

金利や為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、資産および負債の価値やそこから生み出される収益・費用が変動し、金庫が損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）等により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営委員会においてリスク・リミットの遵守状況等を確認しています。

「市場リスク」である「金利リスク」「価格変動リスク」および「為替リスク」については、以下のとおり管理しています。

●金利リスク

金利変動に伴う収支の悪化により、損失を被るリスクが「金利リスク」です。金利リスクについては、運用、調達資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づく定期的シミュレーションを行うことにより、金利変動による収支の変化を把握しています。また、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

●価格変動リスク

保有株式等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスクが「価格変動リスク」です。市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価を日次で計測しています。

また、日次で価格変動リスク量を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

●為替リスク

為替レートの変動により、外貨建資産・負債について資産の減少や損失が発生するリスクが「為替リスク」です。日次で為替リスク量を算出し、為替相場の変動に対応した管理を行っています。

3 流動性リスク

予期しない金庫資金の流失等によって必要な資金が確保できなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク、あるいは市場に混乱等が生じて通常の取引ができなくなり、著しく不利な条件で取引せざるを得なくなることで損失を被るリスクなど、金庫の資金繰りにかかわるリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、業務全般において様々な資金フローが発生しているため、企画部において一元的に「流動性リスク」についての管理を行っています。また、経営委員会において定期的に資金収支計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

4 オペレーショナル・リスク

業務の過程や従業員の活動、システムなどが不適切もしくは機能しないこと、または外生的な事象によって金庫が損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、経営委員会において管理状況を把握し、適時・適切な監視、制御に努めています。

●事務リスク

当金庫では、様々な業務を展開する中で、現金や手形、証書等の重要物を取り扱っています。したがって、金庫の役職員が正確な処理を怠ったり、不正な処理を行ってしまうと、大きな事故につながる恐れがあります。このことによって損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順および権限、事務管理方法等の厳正化と併せて、事務が正確かつ的確に行われているかをチェックする内部検査の強化を行っています。具体的には、研修によって職員の事務処理の習熟度を高めるとともに、オンライン・システムのチェック機能やサポートシステムを活用し、事務の誤処理の発生防止に努めています。また、監査部による内部監査と各店舗による定期的な自部店検査を実施しています。

●システムリスク

当金庫では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピューター管理を行っています。このシステムが停止したり誤作動を起こすなど、システムの不備等により損失を被るリスクが「システムリスク」です。

当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っており、定期的なシステム監査によりシステム運用の安全性が確認されています。同センターは地震対策として、付近に活断層がない良質な地盤を立地に選定し、耐震強度の強化や免震対応を行っているほか、電源設備についても、ループ回線による受電確保や停電・電圧低下対策設備によるバックアップ体制を構築しています。また、重要なデータの破損・障害への対策として、データ・ファイルの二重化とバックアップ取得、ソフトウェア・データの隔地保管等を行い、データの安全確保に努めています。

この他、総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合でも、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

当金庫独自の取り組みとしては、各種手続規程の整備や相互牽制機能の確立により障害の未然防止に努めるとともに、トラブル発生に備えて「コンティンジェンシープラン」等を整備し

ています。

また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しては、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢をろうきん業態全体で構築しています。

●法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガル・チェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

●風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、リスクの規模・特性に応じた適切な対応によって風評リスクを未然に防止するとともに、万一の場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めた「緊急時危機管理マニュアル」等を整備し、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

●人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬や手当、解雇等の問題）、および差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた適切な人事管理を行うとともに、能力等級・職務役割等級制度を基本とした職員の働きがい高める人事運営に努めています。また、あらゆるハラスメントの根絶に向け、職場内研修や相談窓口の設置、ポスター掲示等の取り組みを行っています。

●有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

危機管理体制

当金庫では、自然災害やシステム障害、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理規程類」を制定しています。危機発生時には緊急時対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」に基づいて迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう「営業店業務継続要領」を制定しています。

また、自然災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、実効性の伴う態勢の強化に努めています。

事業の概況

事業方針

2024年度は、第8期中期経営計画（2024～2026年度）の初年度として、九州ろうきんの「エンゲージメント強化宣言」として掲げる「会員・お客さま・地域とのエンゲージメントを高める行動」「職員相互のエンゲージメントを高める行動」を意識しながら、4つのテーマ「会員・お客さま・地域が『心地よさ』を感じられるサービスの提供」「デジタル化の推進」「人財を守り、育てる態勢の強化」「持続可能な金庫運営の展開」を柱に事業を展開しました。

経済・金融環境

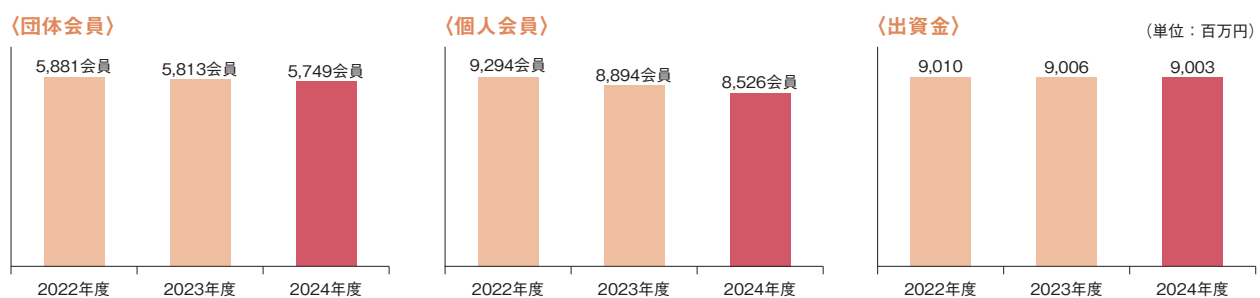
2024年度の国内経済は、インバウンド需要に伴う個人消費の伸びや企業の設備投資の拡大等の影響を受けながら回復基調を維持しました。また、日経平均株価は史上最高値を更新し、春闘の賃上げ率は高い水準となりました。金融環境面では、2024年3月の日銀のマイナス金利政策解除を受け、長期金利が上昇しましたが、日米金利差は縮小せず、円安基調が継続しました。今後は「金利のある世界」が及ぼす金庫への影響を踏まえた施策を展開する必要があります。

業績

※個人預金・個人融資につきましては、営業推進管理上の実績数値となります。

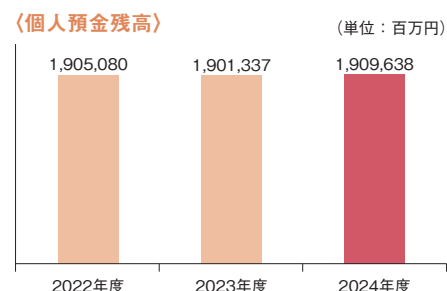
■ 会員および出資金

- 団体会員は、64会員減少し、5,749会員となりました。
- 個人会員は、368会員減少し、8,526会員となりました。
- 出資金は、3百万円減少し、90億3百万円となりました。



■ 預かり資産

- 個人預金は、対期首81億94百万円の増加となり、残高増加目標39億94百万円を達成することができました。その結果、2025年3月末の残高は1兆9,096億38百万円となりました。
- 投資信託は、販売目標36億15百万円に対して77億37百万円の実績、国債は、販売目標45億71百万円に対して171億50百万円の実績となり、目標を達成することができました。

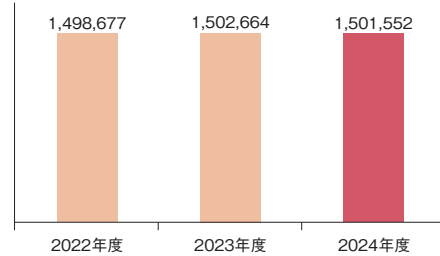


■ 融資

- 有担保ローンは、ネット銀行を含む他金融機関の攻勢等から、対期首72億55百万円の減少となり、残高増加目標45億61百万円を達成することができませんでした。無担保ローン（カードローン含む）は、対期首61億43百万円の増加となり、残高増加目標38億70百万円を達成することができました。
- 個人融資の2025年3月末残高は、対期首11億11百万円減少し、1兆5,015億52百万円となりました。また、有担保ローンは1兆2,550億14百万円、無担保ローン（カードローン含む）は2,465億38百万円となりました。

〈個人融資残高〉

（単位：百万円）



■ 収支状況

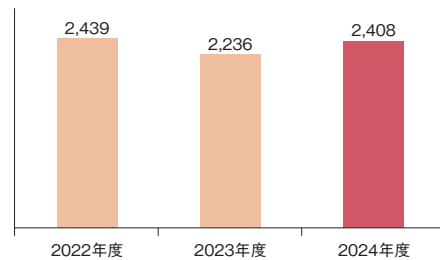
経常収益は、261億1百万円の計画に対し8億41百万円上回る269億43百万円となりました。計画を上回った主な要因は、資金運用収益が4億60百万円、役務取引等収益が1億99百万円、その他業務収益が1億58百万円（主に有価証券の売却益）、臨時収益が24百万円上回ったことによるものです。

経常費用は、235億19百万円の計画に対し1億35百万円上回る236億55百万円となりました。計画を上回った主な要因は、経費が6億94百万円、臨時費用が70百万円下回ったものの、資金調達費用が5億36百万円、役務取引等費用が36百万円、その他業務費用が3億27百万円（主に有価証券の償還損）上回ったことによるものです。

これにより、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、計画を7億6百万円上回る32億88百万円となりました。特別損益を加減した税引前当期純利益は、計画を7億34百万円上回る32億63百万円となり、法人税等を差し引いた当期純利益は、計画を5億62百万円上回る24億8百万円（前年度実績:22億36百万円）となりました。

〈当期純利益〉

（単位：百万円）



お客さま本位の業務運営に関する取り組み状況

当金庫では、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」および行動計画（アクションプラン）に基づき、預かり資産販売業務の取り組み状況として、具体的な成果指標（KPI）を設定し、定期的に公開しています。

2024年度の主な取り組み状況は次のとおりです（詳細はホームページをご参照ください）。

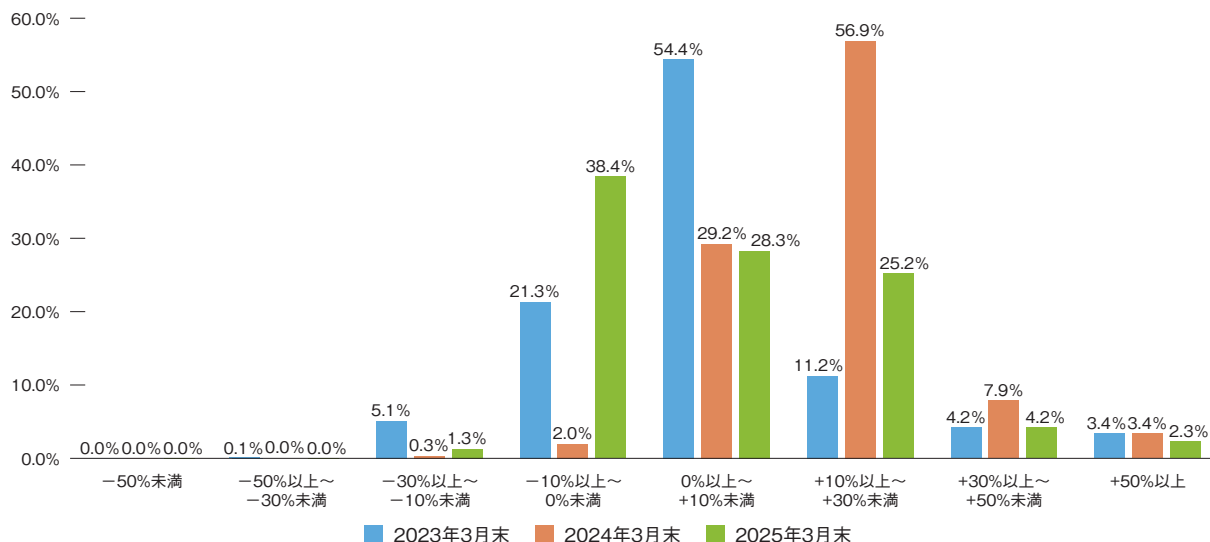
■お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

当金庫は「ろうきんの理念」のもと、役職員一人ひとりが法令・ルールへの遵守や社会的規範を尊重して業務を行っています。また、預かり資産販売業務に係る研修において、お客さまのニーズやライフプランに即した金融商品・サービスの提案を行うように指導しています。

■運用損益別顧客比率

投資信託を保有されているお客さまについて、2025年3月末時点での運用損益（購入時以降の累積された運用損益）を示しています。運用損益がプラスとなっているお客さまの割合は60.23%となり、前年度（2024年3月末時点）97.57%と比較して、37.34ポイント減少しています。

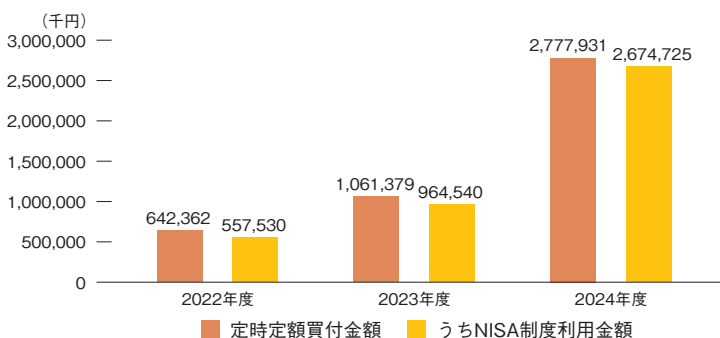
〈運用損益別顧客比率〉



■定時定額買付金額の推移

毎月もしくは指定間隔月ごとに買付、積み立てていく定時定額での投資信託の買付金額、及び、NISA 制度を利用した定時定額での買付金額を示しています。当金庫では、お客さまの生活を生涯にわたってサポートすることや長期的な資産形成を促すことを目的に、「資産分散」「長期投資」「時間分散」によるリスク分散が可能な定時定額買付での投資信託購入の提案を行っています。

〈定時定額買付金額の推移〉



■利益相反を適切に管理する取り組み

当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、ホームページに公開している「利益相反管理方針」に基づき、利益相反について統括する部署（リスク統括部コンプライアンス室）を設置し、一元的に対応する体制を整備する等、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるため、適切な管理を行っています。

事業の状況

■金融商品ラインナップ

中長期的な資産形成をサポートすることやお客さまにわかりやすい商品を選定する観点から、投資信託をラインナップに加える際は、類似する複数の投資信託の運用方針や運用体制、リスク、リターン、ご負担いただく手数料等を比較検討し、選定しています。また、ラインナップに加えた後も、運用力や信頼性、運用実績等について外部機関による客観的な評価も加えたモニタリングを定期的に行い、適宜、見直しています。

また、商品提供会社から販売会社（当金庫）へ支払われる手数料に関係なく、お客さまの中長期的資産形成に資する金融商品を選定し、お客さまにふさわしい商品を提案しています。

〈保険 ラインナップ〉

カテゴリ			商品数	(構成比※)
円建	全期前納5年	終身認知症年金保険	1	33.33%
円建	一時払い	終身介護保険	1	33.33%
円建	一時払い	終身保険	1	33.33%
合 計			3	100.00%

※当金庫では、外貨建ての保険の取り扱いはありません。

〈投資信託 ファンドラインナップ〉

投資対象地域	投資対象資産	商品数	(構成比)	購入時手数料なし (ノーロード)	ESG 商品
国内	債券	1	1.47%	1	0
	株式	9	13.24%	3	3
	バランス	1	1.47%	0	0
	REIT	3	4.41%	1	0
海外	債券	4	5.88%	3	0
	株式	9	13.24%	6	0
	バランス	1	1.47%	0	0
	REIT	5	7.35%	2	0
内外	債券	5	7.35%	0	0
	株式	7	10.29%	1	1
	バランス	23	33.82%	6	1
合 計		68商品	100.00%	23商品	5商品

■手数料等に係る情報提供の取り組み

当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、ホームページやパンフレット等において商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。また、職員による説明を行う際にも、お客さまにご理解いただけるように努めています。

■お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

投資信託のお取引に関する重要な情報（基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件等）については、重要情報シート・交付目論見書等の各種資料やホームページ等を通じて、わかりやすく情報提供を行っています。

■お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

当金庫は、お客さまの意向を確認したうえで、目標資産額や安全資産（預金・国債等）と投資性資産（投資信託等）の適切なバランスを検討し、中長期的な資産形成を構築するための商品販売・推奨を行っています。具体的な提案を行う場合は、当金庫で取り扱う預金・投資信託・保険等の金融商品の中から、類似商品・サービスや代替商品の手数料、商品性を比較しながら、提案しています。

■セミナーの開催実績

お客さまの金融リテラシー向上のため、営業部店で作成した資料や全国労働金庫協会作成の小冊子「マネートラブルにかつ！」等を活用した「金融教育セミナー」や、ライフプランニング、投資信託に関する情報提供を目的とした「ライフプランセミナー」を開催しました。

	開催回数（延べ）	参加人数（延べ）
消費者・金融教育セミナー	2,259回	45,108人

(2024年4月～2025年3月)

■職員への定着と実践に向けた取り組み

営業責任者・内部管理責任者を対象とした研修や、証券外務員資格保有者全員を対象とした職場内研修において、「顧客本位の業務運営」に対する職員への意識醸成を図りました。

また、当金庫の人事評価制度においては、業績評価の目標項目に「お客さま本位の営業活動の実践」を取り入れ、具体的達成基準を例示する等して、職員にお客さま本位の営業活動の実践を促しています。

九州ろうきんの健全性・安全性

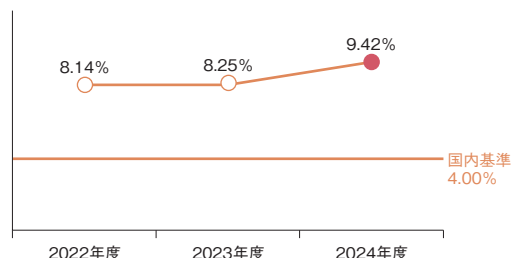
自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示すもので、法令により定められた指標です。国内業務のみを行う当金庫の場合、国内基準の4%以上であることが求められています。

- 自己資本比率は、9.42%となり、国内基準である4%を大きく上回っています。
- 詳しい内容は67～79頁をご覧ください。

今後も引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

〈自己資本比率〉

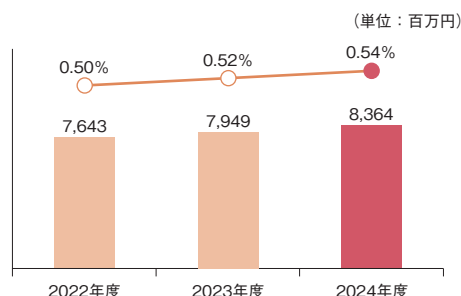


経営の健全性

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

- 労働金庫法及び金融再生法上の開示債権合計は、8,364百万円となりました。
- 労働金庫法及び金融再生法上の開示債権比率は、0.54%となりました。
- 詳しい内容は80頁をご覧ください。

〈労働金庫法及び金融再生法上の開示債権・比率〉



※単位未満および諸比率の小数点第3位以下を四捨五入して記載しています。

社会的責任と貢献活動

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきん理念を実践するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

地域社会の活性化に関する取り組み

■ ピンクリボン運動への支援

女性を応援する活動として、2011年10月より九州ろうきんのATMでのお引出し・お預入れのご利用（他金融機関のカードによる利用も含む）に対して、1回につき1円をピンクリボン運動への支援として活用する取り組みを行っています。

2024年度は、ピンクリボン運動を推進している九州のNPO法人へ合計240万円の寄付に加え、ピンクリボンイベントへの協賛、ピンクリボン運動に関する広告、ノベルティグッズ作成等に活用しました。営業店では



ご来店のお客さまへ広く周知することを目的に、「ポケットティッシュ」の配布を行うなどの啓発活動に取り組みました。



■ 児童図書の寄贈の取り組み

子どもたちの成長を応援する活動として、2011年10月より九州各県の児童養護施設に、子どもたちが希望する図書を寄贈しています。

取り組み開始から2025年3月末までに、合計17,278冊を寄贈しています。

子どもたちからいただいたお礼のメッセージカードは、地域みなさまとともに成長を見守ることを目的に最寄りの営業店に一定期間掲示させていただいています。



■ 「こども110番の店」としての取り組み

子どもたちの安全を見守る活動として、2011年10月より「こども110番の店」として取り組んでいます。また、お子さま連れで来店のお客さまに、ご希望に応じて安全対策用の「ツカエルさん反射マスコット」をプレゼントしています。



■ メセナシートの取り組み

みずほPayPayドーム福岡で行われる福岡ソフトバンクホークス戦全試合に「メセナシート」（ビュッフェ形式の食事付きシート1試合14席）を設け、児童養護施設の子どもたちを招待しています。観戦した子どもたちからは、心温まる手作りのお礼状をたくさんいただくなど、大変好評をいただいています。



■ 社会貢献預金「こども未来応援定期」の取り組み

「こども未来応援定期」は定期預金作成の店頭表示金利より金庫所定の金利（0.1%）を引下げた金利を適用金利とし、その金利の引下げ幅分の利息相当額を「お客さまの寄付額」とみなして、九州7県の「こどもたちを支援する団体」へ寄付する預金です。

2024年12月末の預入件数は6,327件、預金残高は16億80万円となり、2024年度は金庫拠出金を含めて総額2,220,630円を各県の児童養護施設協議会に寄付しました。



しあわせ創造運動の取り組み

■ セミナー・研修会等の開催

会員・組合員のみなさまの「生活設計」・「生活改善」・「生活防衛」を目的に、会員・推進機構と連携し、ライフプランやマネートラブル等に関するセミナー・研修会を開催しました。また、老後の資産形成に向けた取り組みとして、個人型確定拠出年金（iDeCo）やNISAに関するセミナー・研修会を積極的に開催しました。

特に、NISA制度の拡充（2024年1月）に伴い、関心度の高い資産形成に関する研修や学生向けに金融リテラシー向上をめざした学校教育関係の研修会が増加しています。

2024年度実績			
セミナー・研修会 開催状況	対象者	開催回数	参加人数
	会 員	2,402回	50,817名
	退職者（友の会含む）	42回	
	地域開催等	90回	
合 計	学校教育関係	79回	4,963名
		2,613回	55,780名

■ 可処分所得向上に向けた取り組み

勤労者の家計負担の軽減や可処分所得の向上に向け、「マイプラン・ツカえ〜る」や「フリーローン」などを活用した他金融機関からの借り換え等、会員・推進機構のみなさまと一体となった運動を進めました。

■ 勤労者生活支援の取り組み

収入減少者や離職者からのご相談にあたって丁寧な対応を行うとともに、会員・組合員のみなさまに対して「勤労者生活支援特別融資制度」の周知徹底を図るなど、ろうきんの社会的役割の発揮に努めました。

また、会員・組合員のみなさまを支援し、生活を守ることを目的に、下記の制度等を活用した取り組みを実施しました。

- 求職者支援資金融資制度
- 勤労者生活支援特別融資制度
- 働く人へのマイクロクレジット
- 生活再生ローン

環境保護の取り組み

■ ろうきん5R運動（RokinのRefuse、Reduce、Reuse、Recycle）

ろうきんでは、企業の社会的責任（CSR）を果たすために、「ろうきん5R運動」と称して、地球温暖化防止に向けた以下の取り組みを行っています。

- 二酸化炭素削減運動の一環として、室内の冷房温度を28度、暖房温度を19度に設定するとともに、照明の部分消灯やLEDへの切り替え等を行い、節電に努めています。
- 事務用品や機器の購入に際し、環境に配慮した製品を優先して購入する「グリーン購入」を実践しています。
- タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムを導入し、紙資料の削減に努めています。

■ 「エコ住宅」優遇制度の実施

オール電化システムなどの環境に配慮したシステムを備えた「エコ住宅」を対象として、2016年度より住宅ローンの金利を優遇する制度を設けており、この制度を通じて環境負荷の低減に取り組んでいます。

NPOとの協働による取り組み

■ 九州ろうきん「NPO助成」

NPO法人・ボランティアグループ・市民活動団体等の活動を金融の側面から支援し、より良い社会づくりの一助となることを目指して、2004年度よりNPO助成制度を設けています。

助成金は、お客さまからのボランティア預金「NPOパートナーズ」による寄付金と九州ろうきんの拠出金を財源としており、2024年度は50団体へ総額1,252万円を助成しました。

なお、これまでの助成額は1,430団体、3億21百万円となっています。



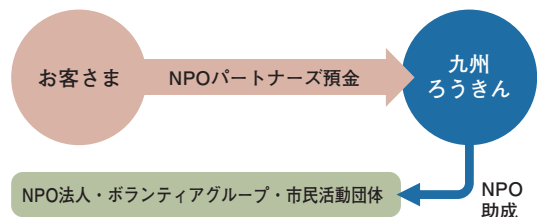
これまでの助成団体数

福岡地区	223団体
佐賀地区	194団体
長崎地区	226団体
熊本地区	238団体
大分地区	171団体
宮崎地区	179団体
鹿児島地区	196団体
継続助成	3団体
合 計	1,430団体

■ ボランティア預金「NPOパートナーズ」

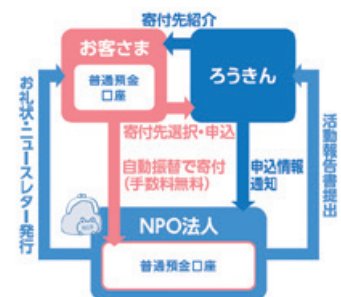
店頭金利（スーパー定期預金）から引下げた金利でお預け入れいただき、金利引下げ相当額は、九州ろうきん「NPO助成」の助成金として活用させていただく定期預金です。

預金残高は2025年3月末現在、1,609件・4億2百万円となっています。



■ NPO自動寄付システム「NPOサポーターズ」

指定日（20日もしくは25日）に、お客さまの普通預金口座からお客さまの応援するNPO法人の口座に自動振替で寄付する制度です。1回の寄付額は100円以上（100円単位）で、寄付先は市民への情報公開性や事業の社会性、会計の安定性等を基準に、ろうきんが選定したNPO法人（紹介NPO）のなかから選択いただけます。



■ NPO法人および社会福祉法人等向け融資

地域社会のさまざまな課題解決を担うNPO法人や社会福祉法人等の活動を支援することを目的に各種融資制度を用意しています。

幅広い資金ニーズにお応えするため、運転資金や設備資金、つなぎ資金に対応しているほか、(株)日本政策金融公庫等と連携して創業資金のご相談も承っています。

さらに、NPO法人や社会福祉法人等で働く方々にも当金庫のご利用につながる情報を提供することで、法人に関わる皆さまのお役に立てるよう心掛けています。

利用状況 (単位：件、千円)

2024年度	
実行件数	6
実行金額	370,450
融資残高	1,165,064

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。



■ NPO振込手数料免除制度

NPO法人の運営に欠かせない会費や寄付金集めを、九州ろうきんの本支店を利用して振込で行う場合に手数料が免除される制度です。免除団体として申請いただくと1団体あたり年間100件を上限として、手数料が免除されます。

2025年3月末で、累計33団体のご利用がありました。

労福協と連携した社会的課題（奨学金問題）への取り組み

勤労者およびその家族に対して、奨学金返済にかかわる相談および奨学金借換に必要な資金を融資することにより返済負担額等の軽減を図り勤労者とその家族の生活の改善および向上に寄与することを目的として、2018年4月より労働者福祉南部ブロック協議会（九州各県の労福協）と連携した取り組みを行っています。

■ 奨学金返済困窮者に対する相談窓口の設置

奨学金返済にかかわるご相談に対応するため、各営業店および労福協のライフサポートセンターに相談窓口を設置しました。

なお、ご相談状況に応じて、セーフティネット（弁護士や司法書士）の紹介なども行っています。

■ 教育ローン（奨学金借換専用「つなぐ」）

奨学金の毎月返済額や返済期間の見直しなどの多様なニーズに応えるために、通常のエデュケーションローンよりも低利な奨学金借換専用ローン「つなぐ」の取り扱いを2018年4月より開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2018年～2024年度	
実行件数	520
実行金額	1,185,730
融資残高	583,127

(注)「融資残高」は、年度末現在の残高を記載しています。



福祉金融機関としての取り組み

■ 技能者育成資金融資制度

優れた技能者を育成するための職業訓練を受けようとする方々のうち、経済的な理由で職業訓練を受けることが困難な訓練生に対する融資制度です。国の雇用政策の一環として、2011年5月から取り扱いを開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2024年度	
実行件数	34
実行金額	40,800
融資残高	285,230

■ 求職者支援資金融資制度

国の雇用保険を受給できない求職者に、職業訓練と訓練受講中の生活支援のための給付金を支給する「求職者支援制度」の一環として、給付金のみでは訓練受講中の生活費が不足する求職者に対して必要な資金の融資を行う制度です。国との提携により、2011年10月から取り扱いを開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2024年度	
実行件数	27
実行金額	11,450
融資残高	34,242

■ 福祉ローン

「福祉ローン」は、医療費、介護費用、育児費用、育児・介護休業取得中の生活費などの必要資金を融資することにより、生活の安定を図ることを目的とした低利の融資商品です。

●利用状況 (単位：件、千円)

2024年度	
実行件数	188
実行金額	209,180
融資残高	585,160

金融円滑化に関する取り組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、「しあわせ創造運動」の積極的な展開を通じて、勤労者のための金融円滑化に努めております。

金融円滑化法の施行期間は2013年3月末日をもって終了となりましたが、当金庫では法の期限到来後もこれまでと変わりなく、住宅資金借入者の返済計画見直しのご相談・ご要望に真摯に対応しております。

自然災害に係る取り組み

自然災害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

当金庫では、被災されたお客さまの復旧・復興のお役に立てるよう、様々な取り組みを実施しております。

被災された方への融資商品の取り扱い

被災された方の生活や住宅の復旧に向けてお使いいただける低利な融資商品をご用意しております。2024年度は、「令和6年台風第10号」、「令和6年11月8日からの大雨に伴う災害」等により被災された方を「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」の対象とし、生活再建を支援しました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2024年度	
実行件数	16
実行金額	94,870
融資残高	38,937,970

(注)「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」等の合計額を表示しています。

振込手数料の免除措置

会員団体等の要請に基づき、ろうきんの窓口から会員団体等が開設した災害等に係る義援金振込口座への送金に伴う為替手数料について、免除措置を講じています。

融資ご利用中のお客さまへの特別措置

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく住宅ローン等の債務の免除や減額をお申し出いただけます。当金庫では、2025年3月末時点で9億34百万円の債務整理に応じ、生活再建を支援しました。

「21世紀金融行動原則」に基づく取り組み

〈九州ろうきん〉は、2017年7月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（以下、行動原則という）に署名しました。

「行動原則」は、2011年に発生した東日本大震災を契機に、「持続可能性とは何か」について再考が迫られる中で、これからの日本の金融機関が果たすべき役割を、i) 日本を持続可能な社会に変えていくことへの貢献、ii) 地球規模の持続可能性を高めることへの貢献と位置づけ、2011年10月に金融機関に共通する行動指針として策定され、7つの原則が示されています。

〈九州ろうきん〉は、「ろうきんの理念」に掲げる「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」との目的に則り、これまで、「平成28年熊本地震」をはじめとした災害に対する支援や、子どもたちの成長を応援する活動、地域で活躍するNPOの支援など、持続可能な社会の形成に必要とされる「E（Environment＝環境）」「S（Social＝社会）」「G（Governance＝ガバナンス）」の観点で取り組みを進めてまいりました。

〈九州ろうきん〉は、今後も持続可能な社会の形成に向け、福祉金融機関としての役割を果たすために、「行動原則」の趣旨に基づく取り組みを推進してまいります。

仕事と子育ての両立支援

次世代育成支援対策推進法に基づく「第8期行動計画」（2025年度～2027年度）を策定し、取り組みを進めています。

2024年度実績	
育児休業等を取得した男性職員の割合	50.0%
育児休業等および育児目的の休暇を取得した男性職員の割合	100.0%
育児休業等を取得した女性の割合	100.0%

（注）対象期間は、2024年4月1日～2025年3月31日です。

女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「第4期行動計画」（2025年度～2027年度）を策定し、取り組みを進めています。

女性の割合

2024年度実績	
職員に占める女性職員の割合	50.3%
係長職に占める女性職員の割合	43.7%
管理職に占める女性職員の割合	10.1%
役員に占める女性の割合	0.0%

男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.1%
うち正規雇用労働者	70.3%
うち非正規雇用労働者	84.7%

（注）1. 対象期間は、2024年4月1日～2025年3月31日です。
2. 「正規雇用労働者」は、正職員（金庫外への出向者を除く）を対象としています。
3. 「非正規雇用労働者」は、契約職員および再雇用嘱託職員を対象としています。
4. 「賃金」は、通勤手当・退職金を除きます。

（補足説明）・管理職における女性職員の割合が10.1%と低いこと等が、男女の賃金差異の要因となっています。

・女性の活躍を推進するため、女性職員に加え男性管理職も対象とした「女性キャリアアップ推進研修」を開催します。

男女の平均勤続勤務年数の差異

2024年度実績	
平均勤続勤務年数の男女比（職員）	77.2%

（注）平均勤続勤務年数の男女比（職員）＝女性の平均勤続勤務年数／男性の平均勤続勤務年数×100

職 員	男 性	女 性	差 異
平均勤続勤務年数	18.5年	14.3年	4.2年

トピックス

■ キャンペーンの実施

2024年度は「キャンペーン」を下記のとおり実施しました。

●「2024フレッシューズキャンペーン」

金庫のメイン顧客である労働者人口が減少する中、持続可能な収益基盤を確保するため、次世代を担う若年層への将来にわたる総合的取引の推進と利用拡大を図ることを目的とした「2024フレッシューズキャンペーン」を実施しました。

【キャンペーン期間】 2024年4月1日～2024年12月31日



●「2024資産形成応援キャンペーン」

資産形成に対する顧客のニーズが高まる中、会員・利用者から選ばれる金融機関であり続けるため、「2024がっちり！つみたてキャンペーン」を実施しました。キャンペーンでは、財形貯蓄・エース預金・iDeCo・投資信託（NISA枠内での買付が対象）でのお積立をいただいた方を対象とし、アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で「ツカエルさんオリジナルグッズ」をプレゼントするなど、お客さまの資産形成を支援する取り組みを実施しました。

【キャンペーン期間】 2024年5月1日～2025年1月31日



●「カーライフローンキャンペーン」 「教育ローンキャンペーン」

働く仲間とその家族の生活向上を目的とした「カーライフローンキャンペーン」「教育ローンキャンペーン」を実施しました。

期間中は、通常より低利なキャンペーン専用金利を設けるとともに、取引に応じた金利引下げサービスを実施しました。また、他金融機関等からの借り換えを積極的に提案するなど、家計の負担軽減につながる取り組みも展開しました。

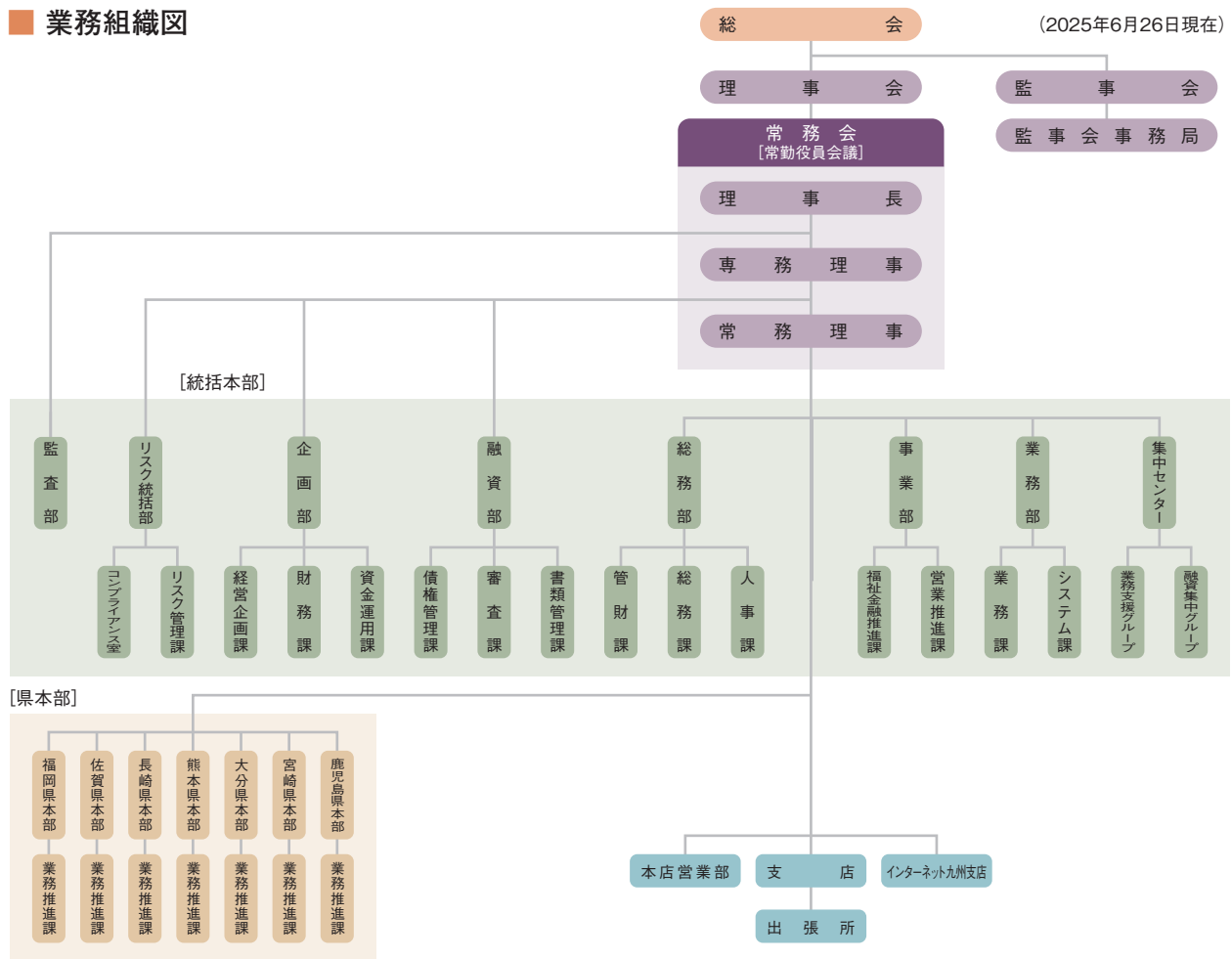
【カーライフローン・教育ローンキャンペーン期間】

2024年8月1日～2025年3月31日



事業の組織

■ 業務組織図



■ 理事及び監事の氏名及び役職名

(2025年6月26日現在)

役職名	氏名	所属団体
(代)理事長	青柳直	員外
(代)専務理事	鬼束善史	員外
(代)専務理事	河野哲也	員外
常務理事	首藤慶一郎	員外
常務理事	小山章二	員外
常務理事	西村芳樹	全日産・一般業種労組連合会福岡地方協議会
常務理事	井手雅彦	情報産業労働組合連合会佐賀県協議会
常務理事	中野忠	自治労長崎県本部
常務理事	峯潔	自治労熊本県本部
常務理事	岡部勝也	大分県教職員組合
常務理事	甲斐哲	自治労宮崎県本部
常務理事	黒江嘉文	九州電力労働組合鹿児島支部
理事	増田隆男	日本製鉄八幡労働組合
理事	岡本哲郎	NTT労働組合九州総支部
理事	新家正浩	自治労佐賀県本部
理事	内田あき子	佐賀県教職員組合

(代)は、代表理事です。

役職名	氏名	所属団体
理事	山口裕志	全日通労働組合長崎県支部
理事	荒瀬智幸	大島造船労働組合
理事	山本寛	日本労働組合総連合会熊本県連合会
理事	田丸勲	日本製紙労働組合八代支部
理事	野畑由紀夫	日本労働組合総連合会大分県連合会
理事	溝口慎一郎	自治労大分県本部
理事	谷口博次	宮崎県教職員組合
理事	溝口憲治	旭化成労働組合
理事	中川路守	鹿児島県教職員組合
理事	吉村清隆	自治労鹿児島県本部
理事	小倉知子	員外
常勤監事	松尾勝博	員外
監事	久保隆志	安川電機労働組合
監事	堀江信也	九州電力労働組合長崎支部
監事	尾上隆規	NTT労働組合九州総支部宮崎分会
監事	鬼塚俊一	南国交通労働組合

■ 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職を行っている常勤役員等はありません。

■ 顧問の氏名

山本 新彦

■ 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人 (2025年7月現在)

歩み

1952年 (昭和27年)	5月	大分県労働金庫業務開始
	8月	福岡県労働金庫業務開始
	6月	佐賀県労働金庫業務開始
1953年 (昭和28年)	10月	労働金庫法施行
	10月	長崎県労働金庫業務開始
	5月	熊本県労働金庫業務開始
1954年 (昭和29年)	6月	宮崎県労働金庫業務開始
	9月	鹿児島県労働金庫業務開始
1972年 (昭和47年)	1月	財産形成貯蓄取り扱い開始
1983年 (昭和58年)	8月	サラ金対策キャンペーン実施
1985年 (昭和60年)	6月	全国労働金庫オンラインキャッシュサービス(ROCS)開始
1986年 (昭和61年)	7月	預金保険機構へ加入
	9月	全国労働金庫統一オンラインシステム(第1次)スタート
1987年 (昭和62年)	12月	両替業務取り扱い認可
1988年 (昭和63年)	4月	国債窓口販売取り扱い開始
1990年 (平成2年)	7月	他行と提携した全国キャッシュサービス(MICS)開始
1991年 (平成3年)	5月	全国労働金庫統一オンラインシステム(第2次)スタート
1993年 (平成5年)	6月	定期預金金利完全自由化
1994年 (平成6年)	10月	流動性預金金利完全自由化
	12月	九州統一教育ローン(アシスト)取り扱い開始
1995年 (平成7年)	4月	阪神・淡路大震災遺児支援定期(エール30)の取り組み
1996年 (平成8年)	5月	「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」決定
1997年 (平成9年)	5月	新ろうきん理念の制定
1999年 (平成11年)	1月	ゆうちょ銀行とのCDネット提携開始
	2月	投資信託窓口販売取り扱い開始
2000年 (平成12年)	3月	デビットカードサービス取り扱い開始
	12月	ゆうちょ銀行との相互送金サービス開始
	10月	九州労働金庫の誕生
2001年 (平成13年)	12月	インターネットバンキング・モバイルバンキング取り扱い開始
2002年 (平成14年)	4月	第1期中期経営計画スタート
2003年 (平成15年)	5月	全国労働金庫統一オンラインシステム(第3次)スタート
	1月	第1回九州ろうきん「NPO助成」募集開始
	5月	ろうきん財形・エース預金振替サービス(ZATTS)開始
2004年 (平成16年)	6月	セブン銀行とのATM利用提携開始
	4月	第2期中期経営計画スタート
2005年 (平成17年)	8月	他行自動機利用手数料還元サービス開始
	1月	火災保険窓口販売取り扱い開始
2006年 (平成18年)	1月	Webお知らせサービス開始
	1月	第二地銀・信用金庫・信用組合と相互入金サービス開始
	7月	ICカード取り扱い開始
	7月	ろうきん育児支援ローン取り扱い開始
2007年 (平成19年)	1月	全国労金統一オンラインシステム全金庫移行完了
	7月	しあわせ創造運動・多重債務対策本部の設置
	8月	生活改善ローン取り扱い開始
	10月	「お金の問題! 気づきキャンペーン」取り組み開始
2008年 (平成20年)	4月	インターネット九州支店の開設
	4月	第3期中期経営計画スタート
	9月	イオン銀行とのATM利用提携開始
	12月	就職安定資金融資制度取り扱い開始

2009年 (平成21年)	3月	教育・医療費関連資金融資制度(働く人へのマイクロクレジット)新設
	4月	全労済の共済代理業務取り扱い開始
	4月	「第2次お金の問題! 気づきキャンペーン」取り組み開始
2010年 (平成22年)	12月	金融円滑化法に伴う対応開始
	10月	金融ADRに伴う対応開始
	11月	生活再生ローン取り扱い開始
2011年 (平成23年)	3月	「東日本大震災」の被災者への支援取り組み開始
	10月	九州ろうきん設立10周年
2012年 (平成24年)	4月	第4期中期経営計画スタート
	12月	未組織カードローン「マイプラン・Beサイド」取り扱い開始
2013年 (平成25年)	7月	加治木支店の新築移転に伴い店舗名を霧島支店に変更
2014年 (平成26年)	1月	全国ろうきん新オンラインシステム(アール・ワンシステム)スタート
	9月	「ろうきんビジョン」策定
	11月	九州大学との産学連携スタート
2015年 (平成27年)	4月	第5期中期経営計画スタート
	4月	相続関連業務(遺言信託・遺産整理)の媒介業務開始
	4月	新型カードローン「マイプラン・ツカえ〜」取り扱い開始
	10月	「教育ローン(カード型)」取り扱い開始
2016年 (平成28年)	3月	イーネット・LANsとのATM利用提携開始
	4月	宮崎市内において「業務特化型店」運営開始
2017年 (平成29年)	6月	Web完結型フリーローン取り扱い開始
	8月	インターネットでの投資信託サービス開始
	10月	スマホでの口座開設アプリ取り扱い開始
2018年 (平成30年)	4月	第6期中期経営計画スタート
	4月	「取引拡大推進チーム」の取り組み開始
	4月	奨学金借換専用ローン「つなぐ」取り扱い開始
	9月	日本政策金融公庫とのNPO法人等の支援に関する業務連携の覚書締結
2019年 (令和元年)	4月	「こども未来応援定期」取り扱い開始
	10月	「ろうきんアプリ」取り扱い開始
2020年 (令和2年)	2月	北九州東支店移転オープン
	3月	新本店ビル建設に向けた既存ホール棟解体工事開始
	4月	「エリア店舗制度」運営開始
2021年 (令和3年)	4月	「昼休業制度」の導入
	6月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため第20回通常総会をオンライン開催
	2月	新本店ビル建設着工
2022年 (令和4年)	4月	第7期中期経営計画スタート
	4月	「隔日営業制度」の導入
	9月	Web完結型ローン(証書貸付)取り扱い開始
2023年 (令和5年)	10月	九州ろうきん設立20周年
	2月	福岡県庁前支店移転オープン
	8月	新本店ビルの竣工に伴い、本店営業部・統括本部を移転
2024年 (令和6年)	11月	天神北出張所(ローンセンター天神)移転オープン
	11月	新本店ビルグランドオープン
	1月	菊池支店移転オープン
2025年 (令和7年)	2月	臼津支店移転オープン
	4月	第8期中期経営計画スタート
	4月	「ライフプランセンター福岡」(旧天神北出張所)の営業開始
2026年 (令和8年)	4月	柳川支店移転オープン
	7月	日向支店移転オープン

事業の状況

事業の組織・歩み

預金商品のご案内

預金商品

(2025年7月1日現在)

商品名		期 間	特 徴
総合口座 (普通預金・定期預金・エース預金)		—	◎貯める・受取る・支払う・送金する・借りるの5つの機能を1冊にまとめた通帳です。 ※エース預金は別冊通帳となります。 ◎定期性預金合計額の90%または300万円のうちのいずれか少ない金額を限度額として当座貸越による自動融資が受けられます。 ◎普通預金口座については、公共料金等の自動引き落としや年金・給与のお受け取り口座としてご利用いただけます。 ◎取引内容を1ヵ月ごとに表示する家計簿集計サービスも、ご利用いただけます。(別途お申込みが必要です。)
流動性預金	普通預金	出し入れ自由	◎ATMや窓口でいつでも自由に出し入れできるため、お財布代わりにご利用いただけます。
	普通預金無利息型(決済用預金)	出し入れ自由	◎無利息の普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。ご利用中の普通預金から切り替えることも可能です。
	貯蓄預金	出し入れ自由	◎普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かした自由プランの預金です。
	通知預金	7日間以上	◎まとまった資金の短期運用に便利です。期間の定めはありませんが、預入後7日間の据置が必要です。なお、払戻しの場合は、2日前までの通知が必要です。
	当座預金	出し入れ自由	◎組合財政や生協運営資金等の決済口座としてご利用いただけます。また、利息がつかないため、預金保険制度により全額保護されます。
定期性預金	スーパー定期		(単利型) 1ヵ月以上10年以内 (複利型) 3年以上10年以内
	自由金利型定期預金(大口定期)		1ヵ月以上10年以内
	ワイド定期(期日指定定期預金)		最長3年
	変動金利定期預金		(単利型) 1年・2年・3年 (複利型) 3年
	財形貯蓄	一般財形	3年以上
		財形年金	5年以上
		財形住宅	5年以上
	エース預金		3年以上
譲渡性預金		1日以上10年以内	

各種業務のご案内

■ 投資信託・国債

(2025年7月1日現在)

商品名	特 徴
投 資 信 託	◎多様な金融ニーズに対応するため、投資信託の窓口およびインターネットバンキングによる販売を行っています。 ◎投資信託は、複数のお客さまの資金をひとつにまとめ、国内や海外の公社債・株式等に分散投資する金融商品です。 ◎投資信託は預金とは異なり市場環境等により運用実績が変動することから、元本および分配金が保証されるものではなく、運用による損益はお客さまに帰属します。
国 債	◎個人向け国債の窓口販売を行っています。 ◎国債は国が発行する債券で、満期日まで保有すれば元本（額面金額）・利子のお支払いは国が責任を持って行います。

■ 有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。

■ iDeCo（個人型確定拠出年金）

「iDeCo（個人型確定拠出年金）」は、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金の一つです。

■ 内国為替業務

当金庫では、給与振込などの国内のお客さまの間での資金の振込（為替取引）、手形などの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。

■ 共済代理業務

こくみん共済coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」、「住まいる共済」、「ろうきん子育てサポート共済」の代理募集の取り扱いを行っています。

■ 損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

■ 生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「たんぽぽアルファ」および「あさがお一時払終身保険」の代理店業務を行っています。

■ 相続関連業務（遺言信託業務・遺産整理業務）

（株）山田エスクロー信託の業務提携店として、遺言信託業務・遺産整理業務の媒介を行っています。

■ その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務（媒介を除く）は行っていません。

融資商品のご案内

■ 無担保融資商品

(2025年7月1日現在)

商品名	融資限度額	融資期間	特 徴
カーライフローン	1,000万円	10年以内	車購入（自動車・自転車等）はもちろん、車検・修理・免許取得や車庫建設といった車に関する費用に幅広くご利用いただけます。
教育ローン	2,000万円	固定15年以内 変動20年以内	教育に関する様々な費用にご利用いただけます。さらに、在学中はお利息のみをお支払いいただく元金据置返済制度や融資金を分割して受け取る分割貸付制度もご用意しております。
教育ローン (奨学金借換専用「つなぐ」)	1,000万円	20年以内	奨学金の借換を行うことで、ご返済金額等の負担軽減を目的とするローンです。
リフォームローン (無担保住宅ローン)	2,000万円	25年以内	担保不要の住宅ローンです。自宅の新築・購入から増改築、宅地購入、他金融機関等の住宅ローン借換まで、住宅に関する様々な資金にご利用いただけます。
住宅ローン契約者専用 リフォームローン (無担保住宅ローン)	2,000万円	25年以内	〈ろうきん〉で住宅ローン（有担保）ご契約中の方を対象にしたリフォームローン（無担保住宅ローン）です。
福祉ローン	1,000万円 (注1)	10年以内	介護・育児・不妊治療費をはじめとする福祉関連費用としてご利用いただけます。
フリーローン	1,000万円	10年以内	生活に必要な様々な資金に幅広くご利用いただけます。
年金ローン	200万円 (注2)	5年以内	〈ろうきん〉に年金受取り口座を指定された方を対象にしたローンです。
友の会ローン	200万円 (注2)	5年以内	「ろうきん友の会」加入者を対象にした会員専用のローンです。
退職金・共済つなぎローン	1,000万円 (注3)	5年以内 (注4)	定年退職を控えた方の生活に必要な様々な資金や、共済等勤務先借入のつなぎ資金としてご利用いただけます。
借換ローン（おまとめローン）	1,000万円	10年以内	他金融機関等のローンを一本化することで、ご返済金額の負担軽減を目的とするローンです。
目的ローン「合わせ上手」	1,000万円	10年以内	二つ以上の目的ローンを組み合わせて一本化し、ご返済金額の負担軽減を目的とするローンです。
災害救援ローン	1,000万円 (注5)	生活関連資金 10年以内 住宅関連資金 25年以内	災害（地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等）の被災者または被災者の親族（3親等以内）に対して、被災による家財道具購入費、自動車修理・買替費、当座の生活費および被災住宅の修理・改修等の復旧工事費等にご利用いただけます。（注6）
災害救援ローンⅡ	1,000万円 (注5)	生活関連資金 10年以内 住宅関連資金 25年以内	災害（地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等）の被災者または被災者の親族（3親等以内）に対して、災害等による生活再建および復旧のための生活関連資金・住宅関連資金と、ご利用中のローンの借換資金としてご利用いただけます。（注6）
マイクロクレジット	100万円	10年以内	これまで保証を受けられなかった会員構成員または会員のある企業に勤務する非正規従業員の方を対象とし、教育・医療をはじめとする生活に不可欠な資金にご利用いただけるローンです。

- (注) 1. 育児・介護休業取得中の生活費は最高200万円となります。
2. 200万円もしくは年間金額のいずれか低い額となります。
3. 1,000万円もしくは退職金支給額・共済借入額のいずれか低い額となります。
4. 共済つなぎローンは1年以内となります。
5. 住宅関連資金を含む場合は最高2,000万円となります。
6. 対象となる災害・取扱期間に条件があります。くわしくは窓口へお問合せ下さい。

■ カードローン商品

商品名	融資限度額	融資期間	特 徴
マイプラン	500万円 (注1)	1年自動更新	不意な出費に役立つ安心・便利な〈ろうきん〉のカードローンです。
マイプラン ツカえ〜る	500万円	1年自動更新	他金融機関等の借換資金などにご利用いただける〈ろうきん〉のカードローンです。ご利用残高に応じた返済額でのお支払いが選択できますので、とても便利です。
教育ローン（カード型）	2,000万円	20年以内 (注2)	在学期間中（カードローンご利用期間中）は、ローンカードにより教育に関する費用を極度額の範囲内で反復ご利用いただけます。

- (注) 1. 満20歳未満の方は50万円以内となります。
2. カードローンご利用期間、元金ご返済期間合わせて20年以内となります。

■ 有担保融資商品

商品名	融資限度額	融資期間	特 徴
住 宅 ロ ー ン (手 数 料 定 額 型)	7,000万円	50年以内 ※全期間固定金利 型のみ25年以内	自宅の新築・購入から増改築、宅地購入、他金融機関等の住宅ローン借換まで、住宅に関する様々な資金にご利用いただけます。さらに、多彩な金利タイプの中からお客さまのご返済プランに合う商品をお選びいただくことが可能です。
住 宅 ロ ー ン (手 数 料 定 率 型)	7,000万円	50年以内	不動産担保融資事務手数料（ご融資金額×2.20％）をいただくことにより、住宅ローン（手数料定額型）より低い金利でご利用いただけます。
不 動 産 担 保 ロ ー ン	5,000万円	50年以内	不動産を担保として生活に必要な様々な資金にご利用いただけます。
ろ う き ん フ ラ ッ ト 35	8,000万円 以下で建築費 または購入価格 の100%以内	35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）を活用した全期間固定金利の住宅ローンです。 ※ろうきん住宅ローンと組み合わせてお借り入れいただくことも可能です。
災 害 救 援 住 宅 ロ ー ン	7,000万円	50年以内	災害（地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等）の被災者または被災者の親族（3親等以内）に対して、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費および災害による住宅の建築費・購入費等にご利用いただけます。（対象となる災害・取扱期間に条件があります。）

■ Web完結型融資商品

商品名	融資限度額	融資期間	特 徴
Web完結型カーライフローン	500万円	10年以内	車購入（自動車・自転車等）はもちろん、車検・修理・免許取得や車庫建設といった車に関する費用に幅広くご利用いただけます。（注1）
Web完結型教育ローン	500万円	固定15年以内 変動20年以内 (注2)	教育に関する様々な費用にご利用いただけます。（注1）
Web完結型フリーローン	300万円	10年以内	生活に必要な様々な資金に幅広くご利用いただけます。（注1）
Web完結型マイプラン	100万円	1年自動更新	不意な出費に役立つ安心・便利な〈ろうきん〉のカードローンです。

(注) 1. 当金庫にお借入れ中のローンの借換費用、他金融機関等からの借換費用にはご利用いただけません。

2. 元金据置返済はご利用いただけません。

※その他、自治体との提携融資制度や金利引下げ制度もございます。くわしい内容はお近くのろうきんまで。

各種サービスのご案内

■ 各種サービス

(2025年7月1日現在)

● キャッシュサービス (ATM・CD)

〈ろうきん〉カードは、全国の〈ろうきん〉ATMはもちろん、MICS加盟の金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等）・ゆうちょ銀行、コンビニのATMでも、“お引出し”等にご利用いただけます。

◇ 〈ろうきん〉ATMのご利用時間

【 平 日 】 ……8：00～21：00

【土・日・祝日】 ……9：00～19：00

※ご利用時間は、各キャッシュコーナーによって異なる場合があります。

※〈ろうきん〉以外のキャッシュコーナーでのご利用については所定の手数料がかかる場合があります。

※セブン銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行・ビューカードのATMのご利用時間は、次の「ATM利用提携」をご参照ください。

◇ お取り扱い金額

1日あたりのお引出し限度額は、磁気カードの場合50万円となっています。

※限度額を変更されている口座はこの限りではございません。

◇ ご利用可能なお取引内容

 全国の〈ろうきん〉ATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 MICS加盟金融機関のATM	お引出し	ご入金 (※1)	残高照会 (※2)	お振込み
 ゆうちょ銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 セブン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 イオン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 イーネットのATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 ローソン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 ビューカードのATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み

※1 第二地方銀行・信用金庫・信用組合の「入金ネット」マークのあるATMでご利用いただけます。

※2 都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合のATMでご利用いただけます。

● ATM利用提携

提携ATMでのご利用手数料が無料です。

※セブン銀行ATMでの19：00～7：00お引出しは時間外手数料がかかります。

※ATMが設置されていない地域・店舗もあります。

※店舗の営業時間およびATM稼働時間は、店舗により異なる場合があります。

※メンテナンス等により、ご利用いただけない時間帯があります。

■ セブン銀行

お取引内容	ご利用日	7：00～19：00	0：00～7：00 19：00～24：00
お引出し	平日・土・日・祝日	無料	110円
ご入金・残高照会		無料	

■ イオン銀行

お取引内容	ご利用日	1：00～ 8：00	8：00～ 21：00	21：00～ 23：00
お引出し・ご入金 ・残高照会	月曜日	お取り扱い できません	無料	
	火曜日～金曜日	無料	無料	
	土・日・祝日	お取り扱い できません	無料	お取り扱い できません

※12月31日～1月3日は、土・日・祝日と同様の取り扱いになります。

※1月4日と5月6日の開始時間は8：00となります。

■ イーネット

お取引内容	ご利用日	0：00～24：00
お引出し・ご入金 ・残高照会	平日・土・日・祝日	無料

■ ローソン銀行

お取引内容	ご利用日	0：00～24：00
お引出し・ご入金 ・残高照会	平日・土・日・祝日	無料

■ ビューカード

お取引内容	ご利用日	始発から終電まで
お引出し・残高照会	平日・土・日・祝日	無料

※主な設置場所：JR東日本の駅等

● 他行ATM・CD利用手数料還元サービス

MICS加盟の金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニのATMで〈ろうきん〉カードをご利用された際の手数料を普通預金口座へ還元するサービスです（還元額は1回あたり110円が上限）。

※ただし、上記「セブン銀行とのATM利用提携」の19：00～7：00のご利用手数料につきましては、還元サービスの対象となりません。

● デビットカードサービス

「J-Debit（ジェイデビット）」マークのあるお店（加盟店）で、〈ろうきん〉キャッシュカードを利用してそのまま買い物等のお支払いができるサービスです。また、キャッシュアウトサービス加盟店では、買い物代金と引き出す現金の合計額を〈ろうきん〉口座から引き落とし、買い物商品と現金を同時に店舗レジ等で受け取ることや、店舗レジ等で現金の引き出しができるサービスをご利用いただけます。お申込み等の手続きは不要で、今お持ちの〈ろうきん〉キャッシュカードでご利用いただけます。なお、ご利用代金はご利用口座から即時に引落とされます。

◇ ご利用可能カード

普通預金または貯蓄預金のキャッシュカード

・ろうきんUC（マスター／VISA）カード

（株）労金カードサービスの発行する「ろうきんUCカード」は、マスター・VISAとの提携により、国内・海外のUC・マスター・VISAの加盟店で、ショッピング等にご利用いただけます。

※（株）労金カードサービスは、〈ろうきん〉の出資によってつくられたクレジットカード会社です。

・Epiカード

キャッシュカード機能とクレジット機能が1枚になったカードです。

◇発行手数料・年会費

カード発行手数料も年会費も無料です。また、現在ろうきんUCカードをお持ちの方がEpiカードへお切り替えいただく場合も、手数料・年会費ともに無料です。

・定額自動送金サービス

定期的に一定金額を国内の金融機関の指定口座へ〈ろうきん〉口座から送金します。毎月の家賃や駐車場代、各種月謝、お子さまの仕送りなどに便利です。

・給与振込・年金自動受取り

〈ろうきん〉口座で、給与や手当、厚生年金・国民年金・共済年金等の各種年金がお受け取りいただけます。MICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニのキャッシュコーナーでお引出しされた場合は「他行ATM・CD利用手数料還元サービス」の対象となります。

・公共料金などの自動支払いサービス

電気、ガス、電話（携帯電話含む）、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、各種税金、保険料、クレジットカードなどの支払日にご指定の〈ろうきん〉口座から自動的にお支払いします。

※収納機関によりお取り扱いできない場合があります。

・ことら送金

手数料無料で「1回あたり10万円までの個人間送金」ができるサービスです。〈ろうきん〉ではBank Payアプリを通じて「ことら送金」を利用することができます。

・スマホ決済サービス

スマートフォンだけで決済できるサービスです。〈ろうきん〉の普通預金口座から「Pay Pay」「J-Coin Pay」「Bank Pay」へのチャージ等が可能です。

・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス

口座振替のお申込みが、口座振替依頼書をご提出（ご記入・お届印なし）いただくことなく、〈ろうきん〉キャッシュカードだけで行えるサービスです。

・ろうきんアプリ

残高照会、入出金明細照会、税公金の支払い、住所変更等の利用や、各種お知らせを受け取ることができる、ろうきん公式アプリです。

・代理業務

住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理業務を取り扱っています。

・ろうきんダイレクト

〈インターネットバンキング〉

パソコンやスマートフォン等を使うことにより、いつでもどこからでもお取り引き（残高照会、入出金明細照会、振込振替等）いただける便利なサービスです。

〈Webお知らせサービス〉

〈ろうきん〉からお届けするハガキ形式の“定期預金満期のご案内”“残高のお知らせ”等を郵送等による通知に替えて、「インターネットバンキング」または「ろうきんアプリ」でご確認いただけるサービスです。

ろうきんダイレクトヘルプデスク

☎0120-030-272

受付時間：9：00～21：00

※1/1～1/3および定期メンテナンス時はご利用いただけません。

・ろうきんインターネットバンキング（団体のお客さま）

パソコンで残高・入出金明細照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込、預金口座振替などがご利用いただけるサービスです。

【ろうきんインターネットバンキング（団体向け）ヘルプデスク】

☎0120-575-609

受付時間：平日9：00～18：00

※12/31～1/3はご利用いただけません。

・ご預金やローン・各種お取引のご相談

〈ろうきん〉へのご意見・ご要望などもお受けしています。

【お客さまサービス室】

☎0120-796-210

受付時間：平日9：00～17：00

※12/31～1/3はご利用いただけません。

・通帳・届出印・カード等を紛失された場合

取引店の営業終了後や休日の場合には労金照会センターへご連絡ください。

【労金照会センター】

☎0120-608-002（24時間受付）

取扱手数料のご案内（手数料金額には、消費税および地方消費税が含まれます。）

●為替手数料（2025年7月1日現在）

項 目			同一店内	ろうきん 本・支店宛	他金融機関宛		
					電信扱い	文書扱い	
振込手数料	窓口でのお振込		5万円未満	110円	330円	572円	572円
			5万円以上	330円	550円	792円	792円
	自動機でのお振込		5万円未満	無料	110円	242円	取扱なし
			5万円以上		330円	462円	
	自動送金でのお振込		5万円未満	無料	110円	242円	取扱なし
			5万円以上		330円	462円	
	ろうきんダイレクト でのお振込	インターネットバンキング（IB） 自動振込サービス	5万円未満	無料	110円	132円	取扱なし
			5万円以上		110円	187円	
	団体インターネットバンキング（団体IB）でのお振込		5万円未満	無料	110円	132円	取扱なし
			5万円以上		110円	187円	
	ファームバンキング（FB）でのお振込		1万円未満	無料	110円	132円	取扱なし
			1万円以上		110円	242円	
			5万円以上		220円	462円	
団体IB・FB（一括データ伝送）による給与・賞与振込			無料	無料	55円	取扱なし	
送金手数料（1件につき）			取扱なし	440円	660円		
代金取立手数料（1件につき）			取扱なし	440円	880円		
その他諸手数料	送金・振込組戻手数料		取扱なし	無料	1通につき1,100円		
	手形・小切手組戻手数料						
	取立手形店頭呈示手数料						
	手形・小切手不渡返却手数料						

- （注）1. 視覚障がい者の方が行うご本人名義の窓口でのお振込については、自動機でのお振込による振込手数料を適用します。
2. 自動送金でのお振込には、振込手数料・同一店内振込手数料の他に自動送金サービス手数料（取扱手数料）55円が必要です。
3. 文書扱いのお振込は、「国庫金」、「公金」、および「付帯物件付振込で文書扱いに限定されているもの」のみご利用いただけます。
4. 提携金融機関のキャッシュカードをご利用の場合の自動機でのお振込には、別途所定のATM利用手数料がかかります。
5. 「同一店内」とは、「窓口でのお振込」の場合は「ご利用店と同一店の口座への振込」、「自動機でのお振込」の場合は「ご利用自動機と同一店の口座への振込」、「ろうきんダイレクト」等の場合は「ご利用口座と同一店の口座への振込」のことです。

●CD／ATM利用手数料

◇ろうきん自動機（2025年7月1日現在）

	時間帯	ろうきん カード	提携金融機関 カード（注）2. 3.	ゆうちょ銀行 カード	提携クレジット カード	イオン銀行 カード
		入金・出金・ 振込（注）1.・振替	入金・出金・ 振込（注）1.	入金・出金	出金	入金・出金
平 日	07：00～08：00	無料	—	220円	カード会社所定手数料	—
	08：00～08：45	無料	220円	220円		無料
	08：45～18：00	無料	110円	110円		無料
	18：00～21：00	無料	220円	220円		無料
	21：00～22：00	無料	—	220円		無料
土曜日	08：00～09：00	無料	220円	220円	カード会社所定手数料	無料
	09：00～14：00	無料	220円	110円		無料
	14：00～21：00	無料	220円	220円		無料
日曜日・祝日	08：00～21：00	無料	220円	220円	カード会社所定手数料	無料

- （注）1. お振込には別途振込手数料がかかります。
2. 提携金融機関カードでのご入金取引は、第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードで「入金ネット」マークのあるATMに限ります。
3. 提携金融機関カードでのお振込取引は、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードがご利用いただけます。
4. 平日の15：00以降、土曜日、日曜日、祝日・振替休日のお振込みは、翌営業日扱いとなります。
5. 共同自動機でのお取引の際、時間帯・曜日によっては手数料がかかる場合がございます。
6. 自動機の稼働日・ご利用時間帯は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合がございます。

●iDeCo（個人型確定拠出年金）手数料

◇加入時・定例の手数料（2025年7月1日現在）

手数料項目	支払先	年額	月額
口座の開設に係る手数料（初回のみ）	国民年金基金連合会	2,829円	—
管理手数料		5,772円	481円
掛金の収納等に関する手数料 ※運用指図者（これまで積み立てた資産の運用のみをされる方等）は不要です。	国民年金基金連合会	1,260円	105円
拠出金の管理等に関する手数料	日本カストディ銀行	792円	66円
運営管理機関手数料	運営管理機関（ろうきん）	3,720円	310円

●その他の取扱手数料

(2025年7月1日現在)

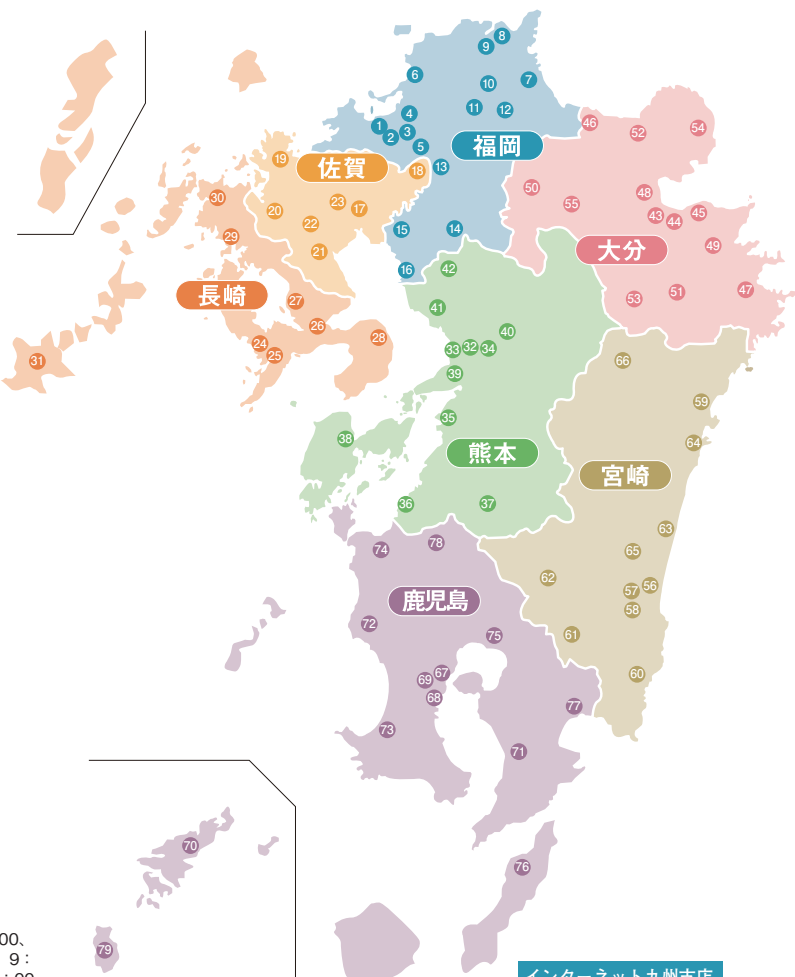
区分	手数料項目			金額			
預金取引関係	小切手・手形発行手数料		小切手用紙代	当座小切手	1冊 (50枚綴り)	2,200円	
			手形用紙代	約束手形 為替手形			
	自己宛小切手発行手数料			1通	550円		
	通帳・証書再発行手数料			1通	1,100円		
	定型	各種証明書発行手数料		1通	440円		
		取引履歴発行手数料		1通	550円		
	定型外	定型外証明書発行手数料 (注) 1.		1通	2,200円		
		キャッシュカード再発行手数料 (普通・貯蓄) ※Epiカードの紛失・サインミスによる再発行の場合は、キャッシュカード再発行手数料とは別に、UCカードに対する再発行手数料 が口座振替により引き落とされます。			1枚	1,100円	
	ICカード発行手数料 (新規・切替)		シングルスライプのローンカード			無料	
			上記以外	1枚	1,100円		
ICカード再発行手数料			1枚	1,100円			
融資取引関係	ローンカード再発行手数料				1,100円		
	定型	各種証明書発行手数料	融資取引明細証明書	1通	550円		
			融資見込証明願・残高証明書・融資契約終了 (契約解除) 証明書・返済予定表・ 年末残高証明書の再発行	1通	440円		
	定型外	定型外証明書発行手数料 (注) 1.		1通	2,200円		
		不動産担保融資事務手数料 ※フラット35セット型をご利用の場合は、フラット35と当庫住宅ローンの手数料の内いずれ か高い金額を申し受けます。		定額型 (フラット35を含む)		55,000円	
			定率型	ご融資金額×2.20% (下限) 55,000円			
	住宅つなぎローン事務手数料				5,500円		
	繰上償還手数料 (有担保貸付)	「固定金利選択型・上限金利設定型」での特約期間中、 「全期間固定金利型」および「新住宅ローン」		一部繰上償還		22,000円	
				全額繰上償還		33,000円	
			上記以外		3年以内の全額繰上償還		3,300円
					5年以内の全額繰上償還		2,200円
	切替手数料 (有担保貸付)	既往有担保ローンの同額借換 (切替)		定額型		55,000円	
				定率型	お借入残高×2.20% (下限) 55,000円		
	再特約手数料 (有担保貸付)		「固定金利選択型・上限金利設定型」住宅ローン特約期間終了時点の再特約			無料	
	返済方法等条件変更手数料		以下の商品の割賦金・返済期間等の条件変更 「証書貸付 (有担保・無担保)」「しあわせ安心プラン」 「元金返済開始後のろうきん教育ローン (カード型)」 既往有担保ローンの金利区分 (通常金利) の変更			5,500円	
	不動産担保取扱手数料		不動産担保調査料金			実費相当額	
	移管手数料		「九州ろうきん」内で移管する場合 他の「ろうきん」へ移管する場合			無料 無料	
	保護預り手数料		被封印方式 (契約者1人あたり)		年間	1,320円	
			封緘方式 (保管袋1個あたり)		年間	550円	
	公共債口座管理手数料					無料	
夜間金庫手数料		基本料金		月額	2,200円		
貸金庫手数料		利用手数料		年間	6,600円		
貸金庫カード再発行手数料					1,100円		
ファームバンキング (FB) サービス手数料		契約手数料			無料		
		利用手数料 (VALUX・INS・公衆回線) (注) 6. 利用手数料 (AnserDATAPORT)		月額	3,300円 5,500円		
インターネットバンキング サービス利用手数料		ろうきんダイレクト (個人)			無料		
		団体向け	ライトタイプ フルタイプ		無料 無料		
口座確認手数料 (団体IB一括口座確認)			1口座確認	55円			
インターネットバンキング (団体向け)		電子証明書利用手数料 (証明書1枚あたり)			無料		
パスワード生成機発行手数料					1,650円		
自動送金サービス手数料 (注) 2.		取扱手数料			55円		
ネット口座振替受付サービス・ ページ口座振替受付サービス手数料		初期手数料 取扱手数料			330,000円		
口座振替取扱手数料				1件	165円		
				1件	55円		
未利用口座管理手数料 (注) 7.				年間	1,100円		
相続時口座照会手数料					5,060円		
出資金関係事務手数料		出資金残高証明書発行手数料 (個人) 出資証券再発行手数料 (個人・団体)		1通 1通	220円 550円		
窓口両替 (硬貨取扱) 手数料 (注) 3. ・両替 (紙幣・硬貨) (注) 4. ・硬貨の入金または払出 ・硬貨による振込 (注) 5.		1枚～50枚			無料		
		51枚～300枚			220円		
		301枚～500枚			330円		
		501枚～1,000枚			440円		
		1,001枚～2,000枚			660円		
		2,001枚以上			660円＋ 1,000枚毎に 330円		
		同一金種の新券への両替・記念硬貨への両替			無料		
個人情報保護法に基づく 保有個人データの開示手数料		基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、 労働組合等 (会員団体)、個人番号	1通	1,100円		
			預金残高、借入残高	1口座 1基準日毎	550円		
		加算手数料	取引履歴 (期間は暦月ベースで計算します)	1口座 1ヵ月毎	550円		
			その他	1項目毎	1,100円		

- (注) 1. 当金庫制定帳票以外の証明書等 (定型外) 発行にかかる手数料です。
2. 自動送金でのお振込には、自動送金サービス手数料 (取扱手数料) の他に振込手数料が必要です。
3. 両替枚数が2,001枚以上となる場合、1,000枚未満の枚数については501枚以上を「1,000枚」として扱います。
《例》2,001枚～2,500枚は「2,000枚」、2,501枚～3,000枚は「3,000枚」となります。
4. 両替枚数は、払出枚数と受入枚数のいずれが多い方で計算します。
5. 窓口両替 (硬貨取扱) 手数料の他に振込手数料が必要です。
6. VALUXの照合ファイル送信機能 (VALUX連携) を利用される場合は、別途、月額1,100円が必要となります。
7. 普通預金および貯蓄預金のうち、2年以上、預入・払戻し・記帳取引がない口座が対象となります。ただし、以下の場合は未利用口座の対象外となります。
① 出資会員の間接構成員である場合 (勤労者共済会・生協会員含む)。
② インターネットバンキングの代表口座となっている場合。
③ 残高が1万円以上である場合。

店舗のご案内

(2025年7月16日現在)

福岡	1 本店営業部	7 行橋支店	13 久留米支店
	2 天神支店	8 北九州支店	14 八女支店
	3 博多支店	9 北九州支店	15 柳川支店
	4 福岡県庁前支店	10 直方支店	16 大牟田支店
	5 筑紫支店	11 飯塚支店	
	6 古賀支店	12 田川支店	
佐賀	17 佐賀支店	20 伊万里支店	23 小城多久支店
	18 鳥栖支店	21 鹿島支店	
	19 唐津支店	22 武雄支店	
長崎	24 長崎県庁前支店	27 大村支店	30 北松島支店
	25 長崎県庁前支店	28 島原支店	31 五島支店
	26 諫早支店	29 佐世保支店	
熊本	32 熊本支店	35 水俣支店	40 菊池支店
	33 熊本駅前支店	36 人吉支店	41 玉名支店
	34 熊本県庁前支店	37 天草支店	42 山鹿支店
大分	43 大分支店	46 別府支店	53 竹田支店
	44 大分県庁前支店	47 臼杵支店	54 国東支店
	45 鶴崎支店	48 日田支店	55 玖珠支店
宮崎	56 宮崎支店	60 日南支店	64 日向支店
	57 宮崎県庁前支店	61 都城支店	65 西都志支店
	58 宮崎県庁前出張所	62 小林支店	66 高千穂支店
鹿児島	67 鹿児島支店	72 川内支店	77 志布志支店
	68 鹿児島南支店	73 加世田支店	78 徳島支店
	69 鹿児島県庁前支店	74 出水支店	79 大島支店
	70 大島支店	75 霧島支店	
	71 鹿屋支店	76 種子島支店	



(注) 店舗窓口の営業時間は、○の記載のあるものは平日9:00~11:00、12:00~15:00、●の記載のあるものは月・水・金曜(祝日を除く)9:00~11:00、12:00~15:00です。なお、その他の店舗は平日9:00~15:00です。

インターネット九州支店
●福岡市中央区大手門3-3-3

福岡
FUKUOKA

16店舗

福岡県本部
福岡市中央区大手門3-3-3
☎(092) 714-7143

1 本店営業部

福岡市中央区大手門3-3-3
TEL (092) 714-7031

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

2 天神支店

福岡市中央区渡辺通3-6-11
(福岡フコク生命ビル1F)
TEL (092) 713-1191

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

3 博多支店

福岡市博多区博多駅東3-10-5
TEL (092) 441-2127

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

4 福岡県庁前支店 ○

福岡市東区馬出1-22-1
NTT西日本福岡東ビル内
TEL (092) 631-3211

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

5 筑紫支店 ○

筑紫野市二日市北3-1-18
TEL (092) 921-1122

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

6 古賀支店 ○

古賀市千鳥1-4-24
TEL (092) 944-1011

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

7 行橋支店 ○

行橋市西宮町2-1-38
TEL (0930) 22-0567

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

8 北九州東支店

北九州小倉北区浅野
3丁目8番1号AIMビル2F
TEL (093) 531-8520

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

9 北九州西支店

北九州小倉南区東田2-5-1
TEL (093) 662-6011

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

10 直方支店



直方市知古1-3-3
TEL (0949) 24-1717

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

11 飯塚支店



飯塚市西町2-65
TEL (0948) 22-1500

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

12 田川支店

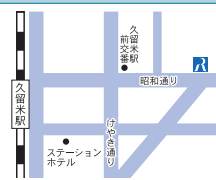


田川市寿町3-1
TEL (0947) 44-4100

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

13 久留米支店



久留米市城南町8-28
TEL (0942) 33-7405

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

14 八女支店



八女市蒲原1055-1
TEL (0943) 23-1055

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

15 柳川支店



柳川市三橋町下百町206-8
TEL (0944) 73-5511

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

16 大牟田支店



大牟田市有明町2-2-25
TEL (0944) 53-4414

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

佐賀
SAGA

7店舗

佐賀県本部
佐賀市駅前中央3-13-8
☎ (0952) 32-1234

17 佐賀支店



佐賀市駅前中央3-13-8
TEL (0952) 32-1231

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

18 鳥栖支店

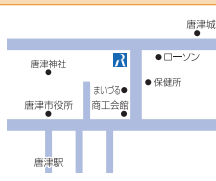


鳥栖市元町川原1328-1
TEL (0942) 83-3211

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

19 唐津支店



唐津市大名小路2-38
TEL (0955) 74-4131

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

20 伊万里支店



伊万里市新天町640-1
TEL (0955) 22-6111

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

21 鹿島支店



鹿島市大字納富分1728-9
TEL (0954) 63-5251

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

22 武雄支店

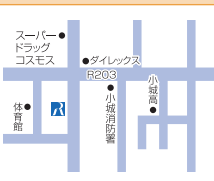


武雄市武雄町大字昭和296
TEL (0954) 23-1511

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

23 小城多久支店



小城市小城町畑田81-5
TEL (0952) 72-3131

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

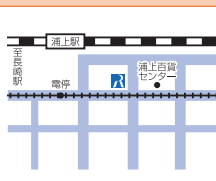
ATM

長崎
NAGASAKI

8店舗

長崎県本部
長崎市川口町4-17
☎ (095) 840-0012

24 長崎支店



長崎市川口町4-17
TEL (095) 840-0039

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

25 長崎県庁支店



長崎市尾上町3-1 (県庁内)
TEL (095) 821-3146

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~21:00
日 曜・祝日 9:00~21:00

ATM

(ATMは県庁内ATMコーナーに設置)

26 諫早支店

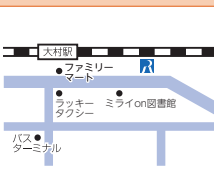


諫早市城見町24-21
TEL (0957) 22-2288

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

27 大村支店

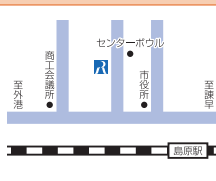


大村市東本町100
TEL (0957) 53-2300

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

28 島原支店

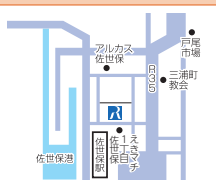


島原市高島1-427-5
TEL (0957) 62-2248

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

29 佐世保支店



佐世保市三浦町20-15
TEL (0956) 23-7266

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

30 北松支店



佐世保市江迎町長坂181-1
TEL (0956) 66-2105

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

31 五島支店



五島市中央町7-13
TEL (0959) 74-3117

平 日 8:00~21:00
土 曜 9:00~19:00
日 曜・祝日 9:00~19:00

ATM

熊本
KUMAMOTO

11店舗

熊本県本部
熊本市中央区出水1-1-13
☎ (096) 366-7111

32 熊本支店



熊本市中央区出水1-1-13
TEL (096) 366-7117

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

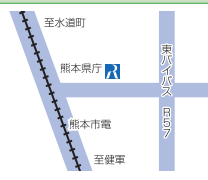
33 熊本駅前支店



熊本市西区春日2-3-30
TEL (096) 322-2440

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

34 熊本県庁支店



熊本市中央区水前寺6-18-1 (県庁内)
TEL (096) 381-7766

ATM	平	日	8:45~18:00
-----	---	---	------------

(ATMは県庁内ATMコーナーに設置)

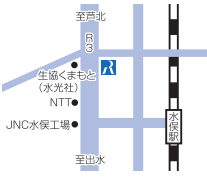
35 八代支店



八代市大手町1-5-26
TEL (0965) 35-5111

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

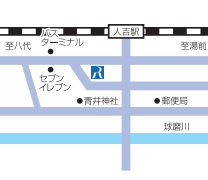
36 水俣支店



水俣市大黒町1-1-16
TEL (0966) 63-3191

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

37 人吉支店



人吉市中青井町316-6
TEL (0966) 23-2277

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

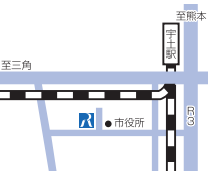
38 天草支店



天草市金奈新町3571
TEL (0969) 23-1177

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

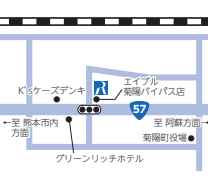
39 宇土支店



宇土市北段原町29
TEL (0964) 22-0680

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

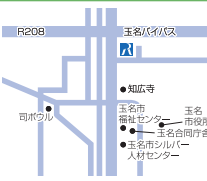
40 菊池支店



菊池郡菊陽町津久礼158-9
TEL (096) 232-8855

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

41 玉名支店



玉名市玉名2042-8
TEL (0968) 73-6191

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

42 山鹿支店



山鹿市鹿校通3-2-59
TEL (0968) 44-5533

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

大分
OITA

13店舗

大分県本部
大分市寿町1-3
☎ (097) 536-2840

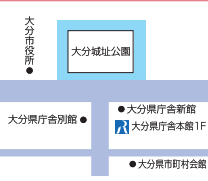
43 大分支店



大分市寿町1-3
TEL (097) 536-2211

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

44 大分県庁支店



大分市大手町3-1-1 (県庁内)
TEL (097) 538-7011

ATM	平	日	8:45~18:00
-----	---	---	------------

45 鶴崎支店



大分市鶴崎2-3-18
TEL (097) 521-8101

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

46 中津支店



中津市中央町1-4-32
TEL (0979) 22-1925

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

47 佐伯支店



佐伯市来島町6-5
TEL (0972) 22-2561

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

48 別府支店



別府市石垣東6-8-32
TEL (0977) 22-5331

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

49 臼杵支店



臼杵市大字臼杵字祇園2番8
TEL (0978) 63-4161

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

50 日田支店



日田市田島2-1-27
TEL (0973) 22-6285

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

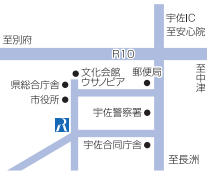
51 三重支店



豊後大野市三重町市場639-3
TEL (0974) 22-0880

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

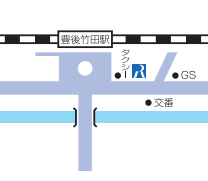
52 宇高支店



宇佐市大字上田1046-4
TEL (0978) 32-6700

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

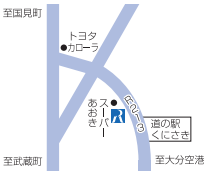
53 竹田支店



竹田市大字々々2328-1
TEL (0974) 63-1411

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

54 国東支店



国東市国東町小原1910-3
TEL (0978) 72-3311

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

55 玖珠支店

玖珠郡玖珠町大字帆足412
TEL (0973) 72-1155

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

宮崎
MIYAZAKI

11店舗

宮崎県本部
宮崎市別府町3-9
☎ (0985) 26-9206

56 宮崎支店

宮崎市別府町3-9
TEL (0985) 26-9200

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

57 宮崎県庁支店

宮崎市橋通東2-10-1 (県庁内)
TEL (0985) 29-4141

ATM	平日	8:45~18:00
-----	----	------------

58 宮崎市役所出張所

宮崎市橋通西1-1-1 (市役所内)
TEL (0985) 26-3906

ATM	平日	8:30~17:00
-----	----	------------

59 延岡支店

延岡市大貫町2-3035-3
TEL (0982) 35-6655

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

60 日南支店

日南市中央通1-6-12
TEL (0987) 23-3191

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

61 都城支店

都城市平江町4街区19号
TEL (0986) 23-2737

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

62 小林支店

小林市細野238-3
TEL (0984) 23-1000

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

63 高鍋支店

児湯郡高鍋町大字高鍋町808
TEL (0983) 23-0740

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

64 日向支店

日向市原町2-1-11
TEL (0982) 52-6131

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

65 西都支店

西都市聖陵町2-9-1
TEL (0983) 43-1212

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

66 高千穂支店

西臼杵郡高千穂町大字三田井802-1
TEL (0982) 72-6111

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

鹿児島
KAGOSHIMA

13店舗

鹿児島県本部
鹿児島市山之口町5-2
☎ (099) 225-2217

67 鹿児島支店

鹿児島市山之口町5-2
TEL (099) 225-2211

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

68 鹿児島南支店

鹿児島市鴨池新町5-7
TEL (099) 253-5678

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

69 鹿児島県庁支店

鹿児島市鴨池新町10-1 (県庁内)
TEL (099) 250-2345

ATM	平日	9:00~19:00
-----	----	------------

70 大島支店

奄美市名瀬幸町19-1
TEL (0997) 52-2531

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

71 鹿屋支店

鹿屋市共栄町2-3
TEL (0994) 44-6622

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

72 川内支店

薩摩川内市神田町5-20
TEL (0996) 23-3260

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

73 加世田支店

南さつま市加世田本町24-12
TEL (0993) 53-2500

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

74 出水支店

出水市緑町11-5
TEL (0996) 62-1660

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

75 霧島支店

霧島市国分中央5-3-13
TEL (0995) 48-6622

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

76 種子島支店

西之表市天神町3-2
TEL (0997) 22-0832

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

77 志布志支店

志布志市志布志町安楽190
TEL (099) 472-3671

ATM	平日	8:00~21:00
	土曜	9:00~19:00
	日曜・祝日	9:00~19:00

営業のご案内

78 大口支店



伊佐市大口里2227
TEL (0995) 22-7111

ATM 平日 8:00～21:00
土曜 9:00～19:00
日曜・祝日 9:00～19:00

79 徳之島支店



大島郡徳之島町亀津7412
TEL (0997) 83-2551

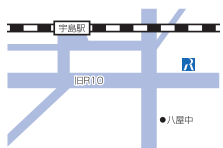
ATM 平日 8:00～21:00
土曜 9:00～19:00
日曜・祝日 9:00～19:00

ローンセンター

県名	名称	所在地	電話番号	営業時間		定休日
				平日	日曜	
福岡県	ライフプランセンター福岡	福岡市中央区大手門3-3-3	(092) 724-4343	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター北九州	北九州西支店内	(093) 662-6041	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター久留米	久留米支店2F	(0942) 33-7117			
佐賀県	ローンセンターさが	佐賀支店3F	(0952) 36-5311	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
長崎県	ローンセンター長崎	長崎支店2F	(095) 840-0010	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター佐世保	佐世保支店内	(0956) 23-7511			
熊本県	ローンセンター熊本	熊本支店4F	(096) 366-7115	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
大分県	ローンセンターおおいた	大分支店3F	(097) 536-6366	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
宮崎県	ローンセンター宮崎	宮崎支店内	(0985) 26-9207	10:00～17:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日
鹿児島県	ローンセンター鹿児島	鹿児島支店2F	(099) 239-1320	10:00～18:00	10:00～17:00	水・土曜、祝日

相談センター

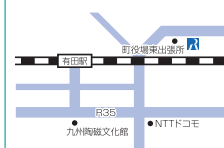
豊前相談センター



豊前市大字八屋2575-71
TEL (0979) 82-1080

窓口 祝日を除く 11:00～15:00
月・水・金曜

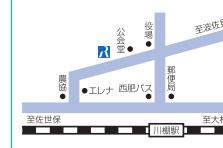
有田相談センター



西松浦郡有田町岩谷川内2-7-3
TEL (0955) 42-6161

窓口 祝日を除く 10:00～15:00
月・水・金曜

川棚相談センター



東彼杵郡川棚町中組郷1504-1
TEL (0956) 82-4249

窓口 平日 10:00～15:00

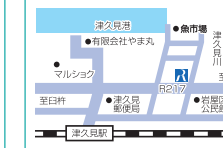
荒尾相談センター



荒尾市西原町1-3-5
TEL (0968) 64-2222

窓口 祝日を除く 10:00～12:00
月・水・金曜 13:00～16:00

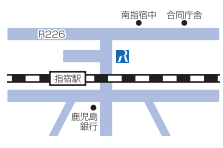
津久見相談センター



津久見市高洲町21番13号 1階
TEL (0972) 82-3195

窓口 平日 10:00～15:00

指宿相談センター



指宿市十二町537-1
TEL (0993) 24-2111

窓口 祝日を除く 11:00～15:00
月・水・金曜

[店舗外] 自動機 (CD・ATM) のご案内

- (注) 1. (企業内)の記載があるものは、企業内設置の自動機であるため、一般の方はご利用いただけません。
2. (共同) および《ふれ愛ネット》の記載があるものは、他金融機関との提携自動機です。
①【お支払い】【残高照会】のみご利用いただけます(一部【ご入金】が可能な自動機もあります)。
②平日・土曜日の有料時間帯および日曜・祝日を除き無料でご利用いただけます。
③有料時間帯は、各金融機関によって異なりますので、詳しくは各自動機コーナーの手数料掲示にてご確認ください。
3. 商業施設内に設置されている自動機は、商業施設の営業時間内のみご利用いただけます。
4. 2025年7月1日現在の自動機情報を記載しています。

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
▼ 福岡県						
福岡市	JR博多駅		7:00~22:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	福岡県庁		8:45~18:00			
北九州市	JR門司駅		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン櫛ショッピングセンター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	サンリブ若松店		9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
大牟田市	ゆめタウン大牟田		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
久留米市	久留米市役所	共同	9:00~18:00			
直方市	直方市役所		9:00~17:00			
飯塚市	飯塚市穂波支所出張所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~17:00
	飯塚病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
田川市	田川市役所		9:00~19:00			
筑後市	筑後市役所		8:45~19:00	9:00~17:00		
大川市	大川市役所		8:45~19:00	9:00~17:00		
豊前市	豊前相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
春日市	春日市役所	共同	9:00~17:00			
みやま市	みやま市役所		9:00~18:00	9:00~17:00		
苅田町	ドラッグコスモス与原店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 佐賀県						
佐賀市	佐賀市役所		8:00~19:00		9:00~17:00	
	コープさが新栄店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	佐賀県庁出張所		9:00~18:00			
	明林堂南佐賀店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鳥栖市	鳥栖市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
多久市	多久市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
伊万里市	伊万里市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
武雄市	武雄市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鹿島市	鹿島市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
吉野ヶ里町	スーパーモリナガ吉野ヶ里店		7:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
有田町	有田相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
《ふれ愛ネット》						
佐賀東信用組合						
	本店営業部		8:45~18:00			
	神埼支店		8:45~18:00			
	小城支店		8:45~18:00			
	諸富支店		8:45~17:00			
	鳥栖支店		8:45~17:00			
佐賀県農業協同組合						
	基山町役場内		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
▼ 長崎県						
長崎市	長崎県勤労福祉会館		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ゆめタウン夢彩都		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長崎街道かもめ市場		7:00~23:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	みらい長崎ココウォーク		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	滑石ショッピングセンター		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長崎県庁		8:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
佐世保市	イオン大塔ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ラブラレイス佐世保		8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	NTT西日本 佐世保相生ビル		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
諫早市	諫早市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
大村市	大村市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
平戸市	平戸市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
雲仙市	雲仙市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
松浦市	松浦市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
壱岐市	壱岐振興局		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
対馬市	対馬市厳原支所出張所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
長与町	長与町役場		8:00~20:00	9:00~19:00		
川棚町	川棚相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
佐々町	佐々町役場		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新上五島町	上五島		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 熊本県						
熊本市	秋津レークタウン出張所		8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	ゆめタウンサンビアン		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ゆめタウンはまぜん		9:30~21:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	熊本市役所地下1階		9:00~18:00			
	鶴屋百貨店		10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	サクラマチクマモト		7:00~23:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	熊本県庁本館共同CDコーナー		8:45~18:00			
荒尾市	ゆめタウンシティモール		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	荒尾相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
山鹿市	山鹿市役所		8:45~19:00			
天草市	天草市牛深支所出張所		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
菊池市	菊池市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇土市	宇土シティ		10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
宇城市	ゆめマート松橋		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿蘇市	熊本県阿蘇地域振興局		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
芦北町	芦北町役場		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
あさぎり町	サンロード免田店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
錦町	イスマ錦町店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

営業のご案内

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
▼ 大分県						
大分市	明野センターアクロス		9:00~20:00	9:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	セキストア上浦店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大分県庁舎		9:00~17:00			
	大分市役所		8:30~18:00			
	トキハインダストリー南大分		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン高城ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トキハ会館		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トライアルわさだ店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大分県立病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大分協和病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	JR大分駅		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トキハわさだタウン		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
別府市	別府市役所		8:30~18:00			
中津市	イオンモール三光ショッピングセンター		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	東陶機器中津工場		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	中津市役所	共 同	9:00~18:00			
日田市	日田市役所		8:30~18:00			
佐伯市	佐伯市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
臼杵市	臼杵市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
津久見市	津久見市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	津久見市社会福祉協議会		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
竹田市	竹田市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
豊後高田市	豊後高田市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
杵築市	サンリブ杵築店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇佐市	宇佐市役所	共 同	9:00~17:30			
国東市	国東市民病院出張所	共 同	9:00~17:00			
由布市	イオン扶間ショッピングセンター	共 同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日出町	BiVi日出		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 宮崎県						
宮崎市	宮交シティ		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオンモール宮崎ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	タイヨー花山手店	共 同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	まなび野	共 同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	コープみやざき佐土原店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	清武出張所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
都城市	コープ都北		9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	都城市役所		9:00~19:00			
延岡市	マックスバリュ岡富店		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	延岡市役所		9:00~17:15			
	平原出張所		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン延岡ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日向市	イオン日向店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小林市	小林市役所	共 同	9:00~18:00			
串間市	串間市役所		9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
えびの市	えびの市役所		8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
三股町	サンキュー広原店		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 鹿児島県						
鹿児島市	鹿児島市役所本庁		9:00~18:00			
	鹿児島市役所谷山支所		8:30~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
薩摩川内市	薩摩川内市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鹿屋市	鹿屋市役所		8:00~19:00			
	ニシムタ鹿屋店		10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
枕崎市	枕崎市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
いちき串木野市	いちき串木野市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿久根市	阿久根市役所		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
奄美市	奄美市役所		8:00~20:00	8:00~17:00	8:00~17:00	8:00~17:00
伊佐市	伊佐市役所大口庁舎		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
指宿市	指宿市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	スーパーセンターニシムタ指宿店		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
南さつま市	南さつま市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
霧島市	霧島市役所隼人総合支所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西之表市	西之表市役所		8:00~19:00			
垂水市	垂水市役所		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日置市	グランド伊集院店		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
姶良市	姶良市役所加治木総合支所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	姶良市役所*1		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

(2025年7月1日現在)



資料編 CONTENTS

●資料編（単体情報）

決算の状況	56
主な経営指標	62
預金に関する指標	62
貸出金に関する指標	63
有価証券に関する指標	64
公共債窓口販売実績等	66
自己資本の充実の状況	67
労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のた めの緊急措置に関する法律に基づく開示債権	80

●資料編（連結情報）

連結情報	83
自己資本の充実の状況	89
労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のた めの緊急措置に関する法律に基づく開示債権	99
連結セグメント情報	99

●九州ろうきんの概況	100
------------------	-----

●全国ろうきんの概況	101
------------------	-----

●索引	102
-----------	-----

■貸借対照表

■貸借対照表

[illegible]

(単位：百万円)

科 目 (負 債 の 部)	2023年度末	2024年度末
預 金 積 金	2,080,627	2,097,901
当 座 預 金	187	159
普 通 預 金	842,181	846,209
貯 蓄 預 金	986	927
通 知 預 金	140	140
別 段 預 金	688	1,559
納 税 準 備 預 金	—	—
定 期 預 金	1,236,443	1,248,905
定 期 積 金	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
譲 渡 性 預 金	1,200	800
借 用 金	36,400	34,400
借 入 金	36,400	34,400
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 引 受 入 担 保 金	—	—
マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 負 債	4,617	4,496
未 決 済 為 替 借 用	7	25
未 払 費 用	977	1,449
給 付 補 填 備 金	—	—
未 払 法 人 税 等	538	722
前 受 収 益	49	67
払 戻 未 済 金	4	3
払 戻 未 済 持 分	10	1
先 物 取 引 引 受 入 証 拠 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
借 入 商 品 金 庫 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 商 品 等 引 受 入 担 保 金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	51	49
そ の 他 の 負 債	2,978	2,177
代 理 業 務 勘 定	—	—
賞 与 引 当 金	539	547
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	4,690	3,280
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	113	130
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	53	45
債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0
損 害 補 償 損 失 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	67	39
負 部 合 計	2,128,309	2,141,641
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	9,006	9,003
普 通 出 資 金	9,006	9,003
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	92,893	94,919
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	83,794	85,820
特 別 積 立 金	80,728	82,728
(特 別 積 立 金)	6,295	6,295
(金 利 変 動 準 備 積 立 金)	23,850	24,850
(機 械 化 積 立 金)	23,850	24,850
(配 当 準 備 積 立 金)	1,310	1,310
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	22,119	22,119
(そ の 他 の 積 立 金)	3,304	3,304
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,065	3,092
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	101,899	103,922
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,285	△ 4,445
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,285	△ 4,445
純 資 産 の 部 合 計	103,184	99,477
純 資 産 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,231,494	2,241,118

■重要な会計方針および注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

7. 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。

（追加情報）

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用989,242千円（退職給付債務の減少）が発生し、2024年度はこのうちの△58,883千円を費用処理しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の事業年度末要支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用並びにその他の資産に計上し、その他の資産については5年間で均等償却を行っております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,701,501千円
有形固定資産の圧縮記帳額	421,858千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

458,548千円

19. 子会社の株式総額

120,000千円

20. 子会社に対する金銭債権総額

20,690千円

21. 子会社に対する金銭債務総額

422,263千円

22. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,342,238千円、危険債権額は4,340,618千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

23. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は681,153千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

24. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

25. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は8,364,009千円です。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

26. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	34,431,550千円
担保資産に対応する債務	
別段預金	9,952千円
借入金	34,400,000千円
上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金113,179,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。	
また、その他の資産には、保証金125,684千円が含まれております。	

27. 出資1口当たりの純資産額

11,049円3銭

28. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達は預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしており、その一環として、デリバティブ取引を行う場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行う金利スワップ取引等がありますが、当金庫では、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行う場合、ヘッジ会計を適用します。なお、ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、経営委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引を行う場合があります。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報についてはリスク統括部により検証が行われ、検証結果は経営委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施します。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫のVaRは、「有価証券」については分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、その他については分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、2025年3月31日現在の当金庫の市場リスク量（損失予想額の推計値）は、全体で21,563,553千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に経営委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の算定方法については、（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	469,330,778	467,544,200	△ 1,786,578
(2) 有価証券			
その他有価証券（*1）	164,831,812	164,831,812	－
(3) 貸出金	1,536,778,161		
貸倒引当金（*2）	△ 37,245		
	1,536,740,916	1,528,026,069	△ 8,714,846
金融資産計	2,170,903,507	2,160,402,082	△ 10,501,424
(1) 預金積金	2,097,901,376	2,094,834,433	△ 3,066,942
(2) 借入金	34,400,000	34,400,000	－
金融負債計	2,132,301,376	2,129,234,433	△ 3,066,942
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24～9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31～34に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※）	120,000
非上場株式（※）	12,776
労働金庫連合会出資金（※）	13,400,000
合 計	13,532,776

（※）市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	283,606,678	185,724,100	—	—
有価証券				
その他の有価証券のうち満期があるもの	3,926,430	41,189,776	59,435,717	49,977,890
貸出金（※）	110,202,895	340,112,812	321,388,393	765,074,059
合 計	397,736,004	567,026,689	380,824,110	815,051,949

（※）貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	1,576,920,014	507,867,043	13,114,318	—
借入金	34,400,000	—	—	—
合 計	1,611,320,014	507,867,043	13,114,318	—

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています（以下、34.まで同様）。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	138,496	90,717	47,779
	債 券	45,363,450	44,645,364	718,085
	国 債	45,363,450	44,645,364	718,085
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	14,753,034	13,206,166	1,546,867
	小 計	60,254,980	57,942,248	2,312,732
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	83,105,723	89,090,660	△ 5,984,936
	国 債	65,195,850	69,214,027	△ 4,018,177
	地方債	2,420,575	2,500,000	△ 79,425
	社 債	15,489,298	17,376,632	△ 1,887,333
	そ の 他	21,471,107	23,966,639	△ 2,495,531
	小 計	104,576,831	113,057,299	△ 8,480,467
合 計		164,831,812	170,999,547	△ 6,167,735

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	376,712	78,939	—
合 計	376,712	78,939	—

34. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

35. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、221,663,228千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は89,091,648千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち132,571,579千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	44,395千円
退職給付引当金	918,593
固定資産減価償却額	253,417
有価証券評価損	715
賞与引当金	147,936
その他有価証券評価差額金	2,370,295
その他	344,694
繰延税金資産小計	4,080,047
評価性引当額	△ 181,657
繰延税金資産合計	3,898,390
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	647,564
その他	7,261
繰延税金負債合計	654,826
繰延税金資産の純額	3,243,563千円

37. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は102,593千円増加し、その他有価証券評価差額金は57,441千円増加し、法人税等調整額は45,151千円減少しております。

以 上

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	26,131	26,943
資 金 運 用 収 益	22,424	23,169
貸 出 金 利 息	18,612	18,628
預 け 金 利 息	1,422	1,766
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,979	2,339
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	409	434
役 務 取 引 等 収 益	2,091	2,366
受 入 為 替 手 数 料	244	273
その他の役務収益	1,846	2,093
そ の 他 業 務 収 益	1,592	1,368
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	541	78
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,050	1,289
そ の 他 経 常 収 益	23	38
貸倒引当金戻入益	—	1
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	23	37
経 常 費 用	22,773	23,655
資 金 調 達 費 用	298	1,198
預 金 利 息	297	1,198
給付補填備金繰入額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	0	0
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	4,949	5,110
支 払 為 替 手 数 料	1,231	1,280
その他の役務費用	3,718	3,829
そ の 他 業 務 費 用	553	332
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	548	315
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	5	17
経 常 費	16,754	16,895
人 件 費	9,186	9,133
物 件 費	6,824	6,969
税	744	791
そ の 他 経 常 費 用	217	117
貸倒引当金繰入額	118	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	78	90
退 職 手 当 金	0	0
そ の 他 の 経 常 費 用	20	26
経 常 利 益	3,357	3,288
特 別 利 益	—	7
固 定 資 産 処 分 益	—	0
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	6
特 別 損 失	264	31
固 定 資 産 処 分 損	27	7
減 損 損 失	0	20
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	236	4
税 引 前 当 期 純 利 益	3,093	3,263
法人税、住民税及び事業税	593	802
法 人 税 等 調 整 額	263	52
法 人 税 等 合 計	857	855
当 期 純 利 益	2,236	2,408
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	829	683
当 期 末 処 分 剩 余 金	3,065	3,092

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 3,700千円
子会社との取引による費用総額 148,216千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 267円43銭

4. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額 (千円)
旧 菊 池 支 店	所有不動産	土 地 及 び 建 物	20,128
合 計			20,128

当金庫は、営業用不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループニングの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、時価が下落している遊休資産として、旧菊池支店の土地及び建物について減損損失を認識しました。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (20,128千円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地2,916千円、建物17,211千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しています。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

5. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 総会承認日2024年6月25日	2024年度 総会承認日2025年6月25日
当 期 末 処 分 剩 余 金	3,065	3,092
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	2,382	1,590
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	270	270
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	111	120
特 別 積 立 金	2,000	1,200
内金利変動準備積立金	1,000	600
内機械化積立金	1,000	600
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	683	1,501

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2025年5月19日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人 (EY新日本有限責任監査法人) の監査を受け、2025年5月28日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。) 並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月26日

九州労働金庫
理事長

青 柳 直

純資産の内訳

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
純 資 産	103,184	99,477
出 資 金	9,006	9,003
普 通 出 資 金	9,006	9,003
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	92,893	94,919
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	83,794	85,820
特 別 積 立 金	80,728	82,728
(特 別 積 立 金)	(6,295)	(6,295)
(金利変動準備積立金)	(23,850)	(24,850)
(機 械 化 積 立 金)	(23,850)	(24,850)
(配 当 準 備 積 立 金)	(1,310)	(1,310)
(経営基盤強化積立金)	(22,119)	(22,119)
(そ の 他 の 積 立 金)	(3,304)	(3,304)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,065	3,092
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	101,899	103,922
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,285	△ 4,445
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 額	1,285	△ 4,445

職員の状況

項 目	2023年度末	2024年度末
一 般 職 員	1,078人	1,066人
そ の 他 の 従 業 員	74人	71人
合 計	1,152人	1,137人
平 均 年 齢	43歳4月	43歳6月
平 均 勤 続 年 数	17年8月	17年11月
平 均 給 与 月 額	378千円	382千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員および嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

出資配当等

(単位：千円、%)

科 目	2023年度 総会承認日 2024年6月25日	2024年度 総会承認日 2025年6月25日
出 資 配 当 (配 当 率)	270,200 (年3%の割合)	270,098 (年3%の割合)
利 用 配 当	111,827	120,406
配 当 負 担 率	12.46	12.62

(注) 配当負担率＝ $\frac{\text{出資配当}+\text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事および監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

●報酬

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

●退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支給基準……役員退職慰労金規程
- 支給額……役員退職慰労金規程
- 支給制限……役員退職慰労金規程
- 支給要件および辞退……役員退職慰労金規程
- 支払事務……役員退職慰労金事務処理要領

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支給総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	234

(注) 1. 対象役員に該当する理事は30名、監事は7名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「報酬」202百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、令和6年度において対象職員等に該当する者はおりません。

以 上

大口出資会員

(単位：千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	公益財団法人宮崎雪国事業団	200,000	2.22%
2	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	153,207	1.70%
3	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会	151,260	1.68%
4	日本製鉄八幡労働組合	142,909	1.58%
5	自治労宮崎県本部	138,792	1.54%
6	大分県労働者総合生活協同組合	123,100	1.36%
7	佐賀市職員労働組合	119,847	1.33%
8	旭化成労働組合	115,119	1.27%
9	一般財団法人福岡県教職員互助会	110,000	1.22%
10	全労済九州統括本部鹿児島推進本部	102,625	1.13%

会員数内訳

(単位：会員、千円、%)

項 目	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	5,813	8,854,789	98.31	5,749	8,856,482	98.36
民 間 労 働 組 合	2,655	3,956,790	43.93	2,620	3,960,205	43.98
民間以外の労働組合及び公務員の団体	805	3,200,226	35.53	791	3,206,832	35.61
消費生活協同組合及び同連合会	80	678,954	7.53	82	700,985	7.78
そ の 他 の 団 体	2,273	1,018,819	11.31	2,256	988,460	10.97
個 人 会 員	8,894	151,900	1.68	8,526	146,790	1.63
合 計	14,707	9,006,689	100.00	14,275	9,003,272	100.00

◆ 主な経営指標

■ 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	26,277	25,447	27,591	26,131	26,943
経 常 利 益	2,640	2,901	3,294	3,357	3,288
当 期 純 利 益	1,768	2,045	2,439	2,236	2,408
純 資 産 額	105,010	104,327	102,461	103,184	99,477
総 資 産 額	2,176,788	2,215,463	2,242,516	2,231,494	2,241,118
預 金 積 金 残 高	1,992,313	2,059,626	2,090,786	2,080,627	2,097,901
貸 出 金 残 高	1,508,241	1,543,358	1,538,995	1,538,997	1,536,778
有 価 証 券 残 高	189,977	193,725	151,910	147,098	164,964
出 資 総 額	9,036	9,028	9,010	9,006	9,003
出 資 総 口 数 (口)	9,036,918	9,028,509	9,010,893	9,006,689	9,003,272
出 資 に 対 す る 配 当 金	271	270	270	270	270
職 員 数 (人)	1,199	1,211	1,171	1,152	1,137
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.21	8.09	8.14	8.25	9.42

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
業 務 粗 利 益	20,306	20,262
業 務 粗 利 益 率	0.91	0.92
業 務 純 利 益	3,557	3,221
実 質 業 務 純 益	3,555	3,221
コ ア 業 務 純 益	3,561	3,458
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	3,553	3,424
資 金 運 用 収 支	22,126	21,970
役 務 取 引 等 収 支	△2,858	△2,744
そ の 他 業 務 収 支	1,038	1,036
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	2,213,436	2,194,314
資 金 運 用 収 益 (受 取 利 息)	22,424	23,169
資 金 運 用 収 益 増 減 (△) 額	△330	745
資 金 運 用 利 回 り	1.01	1.05
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	2,152,431	2,139,625
資 金 調 達 費 用 (支 払 利 息)	298	1,198
資 金 調 達 費 用 増 減 (△) 額	△21	900
資 金 調 達 利 回 り	0.01	0.05
資 金 調 達 原 価 率	0.79	0.85
資 金 利 率	0.22	0.20
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09	0.10
総 資 産 業 務 純 益 率	0.15	0.14
純 資 産 経 常 利 益 率	3.26	3.31
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.17	2.43
純 資 産 業 務 純 益 率	3.46	3.25

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率
総資産（純）利益率 = $\frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{（又は純益率）総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$

純資産（純）利益率 = $\frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{（又は純益率）純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$

◆ 預金に関する指標

■ 預金科目別残高（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度末				2024年度末			
	個人預金	法 人			個人預金	法 人		
		公 金 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金		公 金 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金
当 座 預 金	—	—	—	187	—	—	—	159
普 通 預 金	765,538	2,313	0	74,329	771,197	2,386	0	72,625
貯 蓄 預 金	986	—	—	—	927	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	140	—	—	—	140
別 段 預 金	0	115	11	561	0	125	11	1,423
納 税 準 備 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
定 期 預 金	1,120,337	16,232	10,823	89,048	1,121,835	13,882	12,453	100,734
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,886,862	18,662	10,835	164,267	1,893,960	16,394	12,464	175,081

■ 預金種類別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
流 動 性 預 金	845,291	861,517
定 期 性 預 金	1,267,599	1,240,700
譲 渡 性 預 金	1,200	1,066
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	2,114,090	2,103,284

■ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	1,235,823	1,248,203
変 動 金 利 定 期 預 金	620	702
そ の 他	—	—
合 計	1,236,443	1,248,905

■預金者別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	1,790,085	86.03	1,776,854	84.69
民 間 労 働 組 合	498,044	23.93	500,179	23.84
民間以外の労働組合及び公務員の団体	1,055,471	50.72	1,043,638	49.74
消費生活協同組合及び同連合会	12,119	0.58	12,160	0.57
そ の 他 の 団 体	224,450	10.78	220,875	10.52
(うち間接構成員)	(1,665,640)	(80.05)	(1,653,699)	(78.82)
上記団体に所属しない個人会員	4,636	0.22	4,541	0.21
国・地方公共団体及び非営利法人	33,544	1.61	44,803	2.13
一 般 員 外	252,360	12.12	271,701	12.95
合 計	2,080,627	100.00	2,097,901	100.00

(注) 1. 預金残高には譲渡性預金は含んでいません。

2. 当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

■財形貯蓄残高（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	274,657	13.20	264,535	12.60
財 形 年 金	90,041	4.32	84,918	4.04
財 形 住 宅	13,925	0.66	12,352	0.58
合 計	378,623	18.19	361,807	17.24

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を除く残高から算出したものです。

◆貸出金に関する指標

■貸出金科目別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
手 形 貸 付	6,678	5,836
証 書 貸 付	1,484,412	1,481,190
当 座 貸 越	47,193	45,698
割 引 手 形	—	—
合 計	1,538,284	1,532,726

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
固 定 金 利 貸 出 金	106,099	110,759
変 動 金 利 貸 出 金	1,432,898	1,426,018
合 計	1,538,997	1,536,778

(注) 1. 手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

2. 固定金利選択型については、「変動金利貸出金」に含んでいます。

■貸出金担保種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
当 金 庫 預 金 積 金	2,487	2,347
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	7,575	6,980
そ の 他	—	—
(小 計)	(10,063)	(9,328)
保 証	1,498,867	1,499,843
信 用	30,066	27,606
合 計	1,538,997	1,536,778

■貸出金使途別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
賃 金 手 当 対 策 資 金		—	—	—	—
生 活 資 金		238,973	15.53	245,395	15.96
	カ ー ド ロ ー ン	37,528	2.44	36,204	2.36
	教 育 ロ ー ン	49,136	3.19	51,387	3.34
	そ の 他	152,309	9.90	157,804	10.27
福 利 共 済 資 金	運 営 資 金	24,669	1.60	22,791	1.48
	設 備 資 金	6,259	0.41	5,948	0.38
生 協 資 金	運 営 資 金	31	0	30	0
	設 備 資 金	0	0	0	0
住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金	1,269,063	82.46	1,262,612	82.15
	住 宅 事 業 資 金	—	—	—	—
合 計		1,538,997	100.00	1,536,778	100.00

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
(小 計)	(—)	(—)
保 証	67	39
信 用	—	—
合 計	67	39

■預貸率

(単位：%)

項 目	2023年度	2024年度
期 末 値	73.92	73.22
期 中 平 均 値	72.76	72.87

貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
民間労働組合		511,173	33.21	511,061	33.25
民間以外の労働組合及び公務員の団体		228,489	14.84	225,374	14.66
消費生活協同組合及び同連合会		300,861	19.54	309,992	20.17
その他の団体		452,190	29.38	446,079	29.02
〈間接構成員〉		《1,492,330》	《96.96》	《1,491,801》	《97.07》
個人		33	0.00	28	0.00
会 員 等 計		1,492,748	96.99	1,492,535	97.12
預金積金担保貸出		198	0.01	225	0.01
その他		46,050	2.99 (100.00)	44,017	2.86 (100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
	医療、福祉	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—
	国・地方公共団体	30,063	(65.28)	27,604	(62.71)
個人		15,474	(33.60)	15,953	(36.24)
その他		512	(1.11)	458	(1.04)
会 員 外 計		46,248	3.00	44,242	2.87
合 計		1,538,997	100.00	1,536,778	100.00

常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
預 金 残 高	1,714	1,728
貸 出 金 残 高	1,247	1,259

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

1店舗当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
預 金 残 高	26,426	26,291
貸 出 金 残 高	19,228	19,159

(注) 1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目		合 計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2023年度末	93,660	—	—	15,102	54,161	24,395
	2024年度末	110,559	—	—	25,011	44,879	40,668
地 方 債	2023年度末	2,480	—	350	1,394	735	—
	2024年度末	2,420	—	349	1,366	704	—
短 期 社 債	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	2023年度末	13,492	—	—	—	4,028	9,463
	2024年度末	15,489	—	—	593	6,152	8,743
貸 付 信 託	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
投 資 信 託	2023年度末	34,590	9,605	1,439	17,520	5,742	282
	2024年度末	31,816	10,163	3,577	14,218	3,291	566
株 式	2023年度末	242	242	—	—	—	—
	2024年度末	271	271	—	—	—	—
外 国 証 券	2023年度末	2,632	—	—	—	2,632	—
	2024年度末	4,407	—	—	—	4,407	—
そ の 他 の 証 券	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2023年度末	147,098	9,847	1,789	34,017	67,300	34,141
	2024年度末	164,964	10,434	3,926	41,189	59,435	49,977

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	96,024	64.53	104,294	64.38
地 方 債	2,511	1.68	2,509	1.54
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	12,852	8.63	16,015	9.88
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	35,703	23.99	35,346	21.81
株 式	209	0.14	215	0.13
外 国 証 券	1,496	1.00	3,615	2.23
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	148,797	100.00	161,997	100.00

(注) 社債には政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

■有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会

計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2025年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

該当がありません。

2. 満期保有目的の債券

該当がありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、下記5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項 目	2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	109	76	32	138	90	47
	債 券	79,326	75,612	3,713	45,363	44,645	718
	国 債	78,471	74,762	3,709	45,363	44,645	718
	地 方 債	552	550	2	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	301	300	1	—	—	—
	そ の 他	16,025	14,185	1,840	14,753	13,206	1,546
	小 計	95,461	89,874	5,586	60,254	57,942	2,312
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	30,307	31,753	△1,446	83,105	89,090	△5,984
	国 債	15,188	15,728	△540	65,195	69,214	△4,018
	地 方 債	1,928	1,950	△21	2,420	2,500	△79
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,191	14,074	△883	15,489	17,376	△1,887
	そ の 他	21,196	23,576	△2,379	21,471	23,966	△2,495
	小 計	51,503	55,329	△3,825	104,576	113,057	△8,480
合 計		146,965	145,204	1,760	164,831	170,999	△6,167

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

3. その他には、投資信託、外国証券が含まれます。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	120	120
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	12	12
合 計	132	132

■ 預証率

(単位：％)

項 目	2023年度	2024年度
期 末 値	7.06	7.86
期 中 平 均 値	7.03	7.70

■ 金銭の信託の時価情報

該当がありません。

■ 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

① 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用する場合があります。

② 「取り組みの状況」

具体的には、将来の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施します。
なお、当金庫ではデリバティブ取引に対し、ヘッジ会計を適用します。

③ 「リスク管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取り扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行い、運用状況については、理事会などに報告します。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

1. 金利関連取引

該当する取引の取り扱いはありません。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取り扱いはありません。

用語の解説

◆ 「デリバティブ取引」とは

国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。

◆ 「先物取引」「先渡取引」とは

ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

◆ 「スワップ取引」とは

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建て種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

◆ 「オプション取引」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

◆ 「クレジット・デリバティブ」とは

対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償を受ける権利を売る「プロテクション売却」があります。

◆ 公共債窓口販売実績等

■ 公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
国 債	7,887,240	16,309,680
地 方 公 債	—	—

■ 投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
投 資 信 託	6,190,334	7,612,037

(注) 1. 定時定額買付取引を含んでいます。
2. 販売実績は受渡金額を記載しています。

■ 内国為替取扱実績

(単位：件)

項 目	区 分	2023年度	2024年度
送 金 ・ 振 込	各地へ向けた分	589,522	653,848
	各地より受けた分	3,720,686	3,861,562
代 金 取 立	各地へ向けた分	77	58
	各地より受けた分	790	777
合 計	各地へ向けた分	589,599	653,906
	各地より受けた分	3,721,476	3,862,339

◆自己資本の充実の状況

■単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2023年度末	2024年度末
8.25	9.42

(注) 当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自己資本比率を算定しています（以下、「自己資本比率告示」といいます。）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています（以下、「第3の柱告示」といいます。）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」を適用しています。

用語の解説

◆「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本
比率

$$= \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋（マーケット・リスク相当額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額）×12.5（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンがLTV比率の区分に応じて20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。LTV（Loan to Value）比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.42%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)		
項 目	2023 年度末	2024 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	101,517	103,532
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,006	9,003
うち、利益剰余金の額	92,893	94,919
うち、外部流出予定額 (△)	382	390
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	101,520	103,533
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	135	123
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	135	123
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	739	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	875	123
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	100,645	103,410
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,181,793	1,060,299
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	38,024	36,855
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,219,817	1,097,154
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.25	9.42

用語の解説

◆「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました。

◆「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他の資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

◆「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

◆「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

◆「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実に回り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てています。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「再証券化」とは

証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引のことです。ただし、一定の証券化取引で、証券化の前後で証券化取引に係るリスク特性に変化がないもの等を除きます。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

◆「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

◆「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

◆「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

◆「オペレーショナル・リスク相当額」とは

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注1）基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注2）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■自己資本調達手段の概要

2024年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,003百万円

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

		2023年度末		2024年度末	
		リスク・アセット （注1）	所要自己資本 （注2）	リスク・アセット （注1）	所要自己資本 （注2）
信用リスク	(A)	1,181,793	47,271	1,060,299	42,411
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー（注3）		1,171,928	46,877	1,049,472	41,978
ソブリン向け（注4）		90	3	90	3
金融機関向け		96,316	3,852	94,350	3,774
法人等向け		5,272	210	6,057	242
中堅中小企業等向け及び個人向け		918,686	36,747	219,323	8,772
抵当権付住宅ローン		98,525	3,941	669,752	26,790
事業用不動産関連向け		—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注5）		1,455	58	8,745	349
その他（注6）		51,580	2,063	51,152	2,046
証券化エクスポージャー（注7） （うち再証券化）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用される エクスポージャー（注8）		9,865	394	10,826	433
ルック・スルー方式（注9）		9,865	394	10,826	433
マンドート方式（注10）		—	—	—	—
蓋然性方式（250%）（注11）		—	—	—	—
蓋然性方式（400%）（注11）		—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）（注12）		—	—	—	—
未決済取引		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）（注13）		—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー（注14）		—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注15）		—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注16）		38,024	1,520	36,855	1,474
リスク・アセット、総所要自己資本額	(A) + (B) + (C)	1,219,817	48,792	1,097,154	43,886

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しています。

また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末（2023年度末）については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としています。
6. 「その他」は、出資取引等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の9.から12.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
11. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）
- 当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。
14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。
16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。
- 前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- （注1）基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。
- 当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
- （注2）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。
- オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	38,024	36,855
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,520	1,474
BIの額		24,570
BICの額		2,948

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

当金庫の当期末（2024年度末）の自己資本比率は9.42%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価し

ています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ります。

3 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー 区分	合 計											延滞 エクスポージャー (注3)		
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末		
国 内		2,259,727	2,269,836	1,600,054	1,590,390	107,366	133,736	—	—	—	—	552,306	545,709	1,010	8,367
国 外		2,531	4,373	—	—	2,509	4,329	—	—	—	—	21	43	—	—
合 計		2,262,258	2,274,209	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,327	545,753	1,010	8,367

業種別		(単位：百万円)													
業種区分	エクスポージャー 区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
製 造 業		4,204	4,806	—	—	4,200	4,800	—	—	—	—	4	6	—	—
農 業、林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		802	801	—	—	800	800	—	—	—	—	2	1	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		301	603	—	—	300	600	—	—	—	—	1	3	—	—
情 報 通 信 業		76	76	—	—	—	—	—	—	—	—	76	76	—	—
運 輸 業、郵 便 業		4,006	4,020	—	—	4,000	4,000	—	—	—	—	6	20	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		300	1,503	—	—	300	1,500	—	—	—	—	0	3	—	—
金 融 業、保 険 業		495,298	486,186	—	—	300	900	—	—	—	—	494,998	485,286	—	—
不動産業、物品賃貸業		1,602	1,904	—	—	1,600	1,900	—	—	—	—	2	4	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		120	120	—	—	—	—	—	—	—	—	120	120	—	—
国・地方公共団体		128,749	151,541	30,063	27,604	98,376	123,565	—	—	—	—	309	370	—	—
個 人		1,570,240	1,562,652	1,569,026	1,561,605	—	—	—	—	—	—	1,214	1,046	1,010	8,336
そ の 他 (注4)		56,554	59,991	964	1,179	—	—	—	—	—	—	55,590	58,811	—	31
合 計		2,262,258	2,274,209	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,327	545,753	1,010	8,367

残存期間別														(単位：百万円)	
エクスポージャー 区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)		
			貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)				
期間区分	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	
期間の定めのないもの(注5)	239,324	227,766	132,417	129,054	—	—	—	—	—	—	106,907	98,711	1,010	8,367	
1 年 以 下	236,867	260,885	7,861	8,806	350	350	—	—	—	—	228,655	251,728	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	133,771	128,453	21,591	21,785	700	700	—	—	—	—	111,479	105,967	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	156,026	152,118	43,092	43,929	15,199	26,048	—	—	—	—	97,735	82,141	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	79,467	86,136	52,140	54,298	26,472	31,010	—	—	—	—	854	827	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	125,739	122,230	92,336	95,789	32,239	25,294	—	—	—	—	1,164	1,146	—	—	
10 年 超	1,291,061	1,296,618	1,250,615	1,236,725	34,914	54,662	—	—	—	—	5,531	5,230	—	—	
合 計	2,262,258	2,274,209	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,327	545,753	1,010	8,367	

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。
5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。
6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	4	2	—	4	2
	2024年度	2	1	—	2	1
個別貸倒引当金	2023年度	38	159	—	38	159
	2024年度	159	158	0	159	158
合 計	2023年度	42	161	—	42	161
	2024年度	161	160	0	161	160

用語の解説

◆「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

◆「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	4	3	3	4	—	—	4	3	3	4	—	—
そ の 他	33	155	155	154	—	0	33	155	155	154	—	—
合 計	38	159	159	158	—	0	38	159	159	158	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（注3）
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け（注4）	151,542	—	151,542	—	90	0.05
金融機関向け	471,740	—	471,740	—	94,350	20.00
法人等向け	15,360	107	15,360	44	6,057	39.31
中堅中小企業等向け及び個人向け	288,440	221,594	288,440	61,932	219,323	62.59
抵当権付住宅ローン	1,212,281	—	1,212,281	—	669,752	55.24
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注5）	8,332	—	8,332	—	8,745	104.95
その他（注6）	36,715	—	36,715	—	8,027	21.86
合 計					1,006,347	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。

6. 「その他」は、出資取引等です。

7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

8. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額（完全実施ベース）を記載しています。

9. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

〔2024年度〕(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)								
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250% 以上	合計
ソブリン向け (注2)	151,542	—	—	—	—	—	—	—	151,542
金融機関向け	471,738	1	—	—	—	—	—	—	471,740
法人等向け	6,836	7,413	1,117	37	—	—	—	—	15,405
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,324	6,472	341,575	—	—	—	—	—	350,372
抵当権付住宅ローン	293,250	918,253	777	—	—	—	—	—	1,212,281
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注3)	1	—	—	7,502	828	—	—	—	8,332
その他 (注4)	28,714	—	—	—	—	8,001	—	—	36,715
合計	954,408	932,141	343,470	7,539	828	8,001	—	—	2,246,390

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。
4. 「その他」は、出資取引等です。
5. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
7. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
8. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	2,531	214,632	217,163
10%	—	901	901
20%	4,507	481,593	486,100
35%	—	281,502	281,502
50%	7,012	—	7,012
75%	—	1,224,920	1,224,920
100%	—	39,483	39,483
150%	—	891	891
200%	—	—	—
250%	—	5,293	5,293
1,250%	—	—	—
その他	—	—	—
合計	14,050	2,249,218	2,263,268

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳
当期末 (2024年度末)(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	954,408	—	—	954,408
40%～70%	925,668	64,729	10.00	932,141
75%	286,894	156,865	35.35	342,353
80%	—	—	—	—
85%	1,110	70	10.00	1,117
90%～100%	7,502	37	100.00	7,539
105%～130%	—	—	—	—
150%	828	—	—	828
250%	8,001	—	—	8,001
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,184,413	221,702	27.95	2,246,390

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫の信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」(23頁)に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、経営委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫ではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●株式会社格付投資情報センター (R&I)

●ムーディーズ・インベスターズ・サービス (MOODY'S)

●株式会社日本格付研究所 (JCR)

●S&Pグローバル・レーティング (S&P)

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,823	2,348	1,978	1,980	－	－
ソ ブ リ ン 向 け		－	－	1,978	1,980	－	－
金 融 機 関 向 け		－	－	－	－	－	－
法 人 等 向 け		－	23	－	－	－	－
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け		1,823	2,324	－	－	－	－
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		－	－	－	－	－	－
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け		－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（注2）		0	1	－	－	－	－

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末(2024年度末)数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末(2023年度末)数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、「適格金融資産担保」および「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、告示で定められた条件を満たしている中央政府による保証としています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取り扱いはありません。

7 CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

なお、当金庫ではデリバティブ取引に該当する取引はないことから、CVAリスクを考慮しておりません。

8 マーケット・リスクに関する事項

■マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

9

オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。

10

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	109	109	138	138
非 上 場 株 式 等	132	132	132	132
そ の 他	21,728	21,728	22,359	22,359
合 計	21,970	21,970	22,630	22,630

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「非上場株式等」には、子会社株式およびその他有価証券のうち非上場株式を計上しています。

3. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却
および償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2023年度末	2024年度末
売 却 益	31	78
売 却 損	—	—
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2023年度末	2024年度末
評 価 損 益	1,393	1,230

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および非上場株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「余裕資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、経営委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理しています。

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

	2023年度末	2024年度末
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,284	25,066
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

■ 金利リスク量

	2023年度末	2024年度末
VaR	24,950	19,400

■ IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	107	220
2	下方パラレルシフト	14,075	23,897	93	530
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	3,760	10,985		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	3,328	2,222		
7	最大値	14,075	23,897	107	530
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		103,410		100,645	

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク・価格変動リスク・為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは Δ EVEおよび Δ NIIを月次ベースで計測しています。この計測結果は経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.2年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデルを用いて、2025年3月末の流動性預金のうち69.7%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは14,075百万円（前期末比9,822百万円減）となり、コア預金内部モデルの変更等を要因として減少しました。当期末の Δ NIIは107百万円（前期末比423百万円減）となりました。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

◆開示債権等の状況

■労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2025年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項 目		2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		2,929	3,342
危険債権		4,497	4,341
要管	理債権	522	681
	三月以上延滞債権	522	681
	貸出条件緩和債権	—	—
小計	(A)	7,949	8,364
保全額		7,949	8,362
担保・保証等による回収見込み額		7,912	8,327
貸倒引当金		36	36
保全率 (B) / (A)		100.00%	99.98%
正常債権 (C)		1,532,350	1,529,517
総与信残高 (D) = (A) + (C)		1,540,298	1,537,881
総与信残高に占める割合 (A) / (D)		0.52%	0.54%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。
2. 金額は決算後（償却後）の計数です。
3. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

用語の解説

- ◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。
- ◆「危険債権」とは
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。
- ◆「要管理債権」とは
上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。
- ◆「三月以上延滞債権」とは
元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
- ◆「貸出条件緩和債権」とは
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- ◆「貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。
- ◆「正常債権」とは
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

- ◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」の対象となる債権」とは
貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）です。
- ◆「担保・保証等による回収見込み額」とは
「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。
- ◆「貸倒引当金」とは
将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。
「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。
「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。
なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

■資産査定の債務者区分

区 分 単 位	債務者単位
対 象 債 権	債権
定 義	労働金庫の資産査定規程
債務者区分	
破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者
実 質 破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破 綻 懸 念 先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要 注 意 先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正 常 先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
そ の 他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

■償却・引当基準

区 分 単 位			債務者単位	
対 象 債 権			債権	
定 義			処理基準	労働金庫の資産査定規程
債務者区分			分類	
破 綻 先			Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
実 質 破 綻 先			Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
破 綻 懸 念 先			Ⅲ分類	必要額（合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額）を個別貸倒引当金に繰り入れる。
			非・Ⅱ分類	
要 注 意 先	要管理先	要 管 理 債 権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
			非分類	
	要管理先以外の 要 注 意 先		Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
			非分類	
正 常 先			非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 （注1）
そ の 他			—	引当は行わない。

■債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)

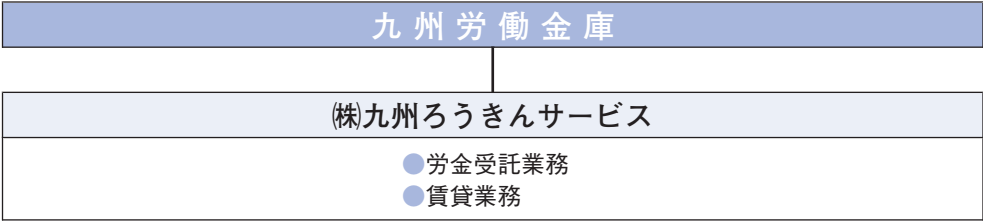
区 分 単 位		債務者単位
対 象 債 権		総与信
債権区分	定 義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
	(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危 険 債 権		債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	三月以上 延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金
	貸出条件 緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金
正 常 債 権 (注3)		債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

■債権の区分 (労金法に基づく開示)

区 分 単 位		債務者単位
対 象 債 権		総与信
債権区分	定 義	労働金庫法施行規則第114条
	(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危 険 債 権		債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	三月以上 延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金
	貸出条件 緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金
正 常 債 権 (注3)		債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

(注) 1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
2. 償却・引当基準と金融再生法および労金法に基づく開示債権の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。
3. 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
4. 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成



(注) (株)九州ろうきんサービスは当金庫の100%出資による子会社です。なお、2024年度の売上高は、161百万円となりました。

金庫の子会社等に関する事項

(2025年3月31日現在)

名 称	(株)九州ろうきんサービス
主たる営業所又は事務所の所在地	福岡市中央区大手門三丁目3番3号
資本金又は出資金	50百万円
事業の内容	・ 労金受託業務 ・ 賃貸業務
設立年月日	1990年2月6日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	—

金庫及びその子会社等の事業の概況

- 純資産
当金庫と(株)九州ろうきんサービスを連結した結果、連結剰余金は955億30百万円となり、純資産は前期末に比較して36億95百万円減少し、1,000億89百万円（減少率3.56%）となりました。
- 預金
(株)九州ろうきんサービスからの預金の連結に伴う調整除去を加えた結果、前期末に比較して168億76百万円増加し、期末残高は2兆982億83百万円（増加率0.81%）となりました。
- 貸出金
当金庫から(株)九州ろうきんサービスへの貸出金はなく、金庫単体と変わらず、前期末に比較して22億19百万円減少し、期末残高は1兆5,367億78百万円（減少率0.14%）となりました。
- 損益
経常収益は269億53百万円（増加率3.11%）、経常費用は236億47百万円（増加率3.94%）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、24億20百万円（増加率7.26%）となりました。

金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	26,286	25,456	27,599	26,140	26,953
経 常 利 益	2,673	2,935	3,322	3,389	3,305
親会社株主に帰属する当期純利益	1,790	2,068	2,457	2,256	2,420
純 資 産 額	105,549	104,889	103,041	103,784	100,089
総 資 産 額	2,176,997	2,215,668	2,242,715	2,231,696	2,241,320
連 結 自 己 資 本 比 率	8.26	8.14	8.18	8.29	9.47

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上することとしておりますが、当連結会計年度は該当ありません。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理しております。

「退職給付に係る負債」については、労働金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

（追加情報）

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用989,242千円（退職給付債務の減少）が発生し、2024年度はこのうちの△58,883千円を費用処理しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の当連結会計年度末要支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

当金庫グループの金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理

当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用並びにその他の資産に計上し、その他の資産については5年間で均等償却を行っております。

17. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,882,056千円
有形固定資産の圧縮記帳額	421,858千円

18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,342,238千円、危険債権額は4,340,618千円です。

なお、債権は、連結貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

19. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は681,153千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

20. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は8,364,009千円です。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

22. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	34,431,550千円
担保資産に対応する債務	
別段預金	9,952千円
借入金	34,400,000千円
上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金	113,179,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金	105,245千円が含まれております。

23. 出資1口当たりの純資産額

11,116円96銭

24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

458,548千円

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達は預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしており、その一環として、デリバティブ取引を行う場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行う金利スワップ取引等がありますが、当金庫グループでは、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行う場合、ヘッジ会計を適用します。なお、ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、経営委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引を行う場合があります。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報についてリスク統括部により検証が行われ、検証結果は経営委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施します。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは、「有価証券」については分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、その他については分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、2025年3月31日現在の当金庫グループの市場リスク量（損失予想額の推計値）は、全体で21,554,388千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に経営委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の算定方法については、（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金	497,914,530	496,127,951	△ 1,786,578
(2) 有価証券 その他有価証券（*1）	164,831,812	164,831,812	－
(3) 貸出金 貸倒引当金（*2）	1,536,778,161 △ 37,245		
	1,536,740,916	1,528,026,069	△ 8,714,846
金融資産計	2,199,487,258	2,188,985,833	△ 10,501,424
(1) 預金積金	2,097,483,974	2,094,417,031	△ 3,066,942
(2) 借入金	34,400,000	34,400,000	－
金融負債計	2,131,883,974	2,128,817,031	△ 3,066,942
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24～9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27～30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	12,776
労働金庫連合会出資金（※）	13,400,000
合 計	13,412,776

（※）市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	283,606,678	185,724,100	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	3,926,430	41,189,776	59,435,717	49,977,890
貸出金（※）	110,202,895	340,112,812	321,388,393	765,074,059
合 計	397,736,004	567,026,689	380,824,110	815,051,949

（※）貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	1,576,502,612	507,867,043	13,114,318	—
借入金	34,400,000	—	—	—
合 計	1,610,902,612	507,867,043	13,114,318	—

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています（以下、30.まで同様）。

その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	138,496	90,717	47,779
	債 券	45,363,450	44,645,364	718,085
	国 債	45,363,450	44,645,364	718,085
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	14,753,034	13,206,166	1,546,867
	小 計	60,254,980	57,942,248	2,312,732
連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	83,105,723	89,090,660	△ 5,984,936
	国 債	65,195,850	69,214,027	△ 4,018,177
	地方債	2,420,575	2,500,000	△ 79,425
	社 債	15,489,298	17,376,632	△ 1,887,333
	そ の 他	21,471,107	23,966,639	△ 2,495,531
	小 計	104,576,831	113,057,299	△ 8,480,467
合 計		164,831,812	170,999,547	△ 6,167,735

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	376,712	78,939	—
合 計	376,712	78,939	—

30. 保有目的を変更した有価証券

該当ございません。

31. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、221,663,228千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は89,091,648千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち132,571,579千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

32. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△ 11,568,880千円
年金資産（時価）	11,548,521
未積立退職給付債務	△ 20,358
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△ 2,305,092
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 956,682
連結貸借対照表計上額の純額	△ 3,282,133
退職給付に係る資産	—
退職給付に係る負債	△ 3,282,133

33. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は102,593千円増加し、その他有価証券評価差額金は57,441千円増加し、法人税等調整額は45,151千円減少しております。

以 上

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	26,140	26,953
資 金 運 用 収 益	22,424	23,169
貸 出 金 利 息	18,612	18,628
預 け 金 利 息	1,422	1,766
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,979	2,339
そ の 他 の 受 入 利 息	409	434
役 務 取 引 等 収 益	2,099	2,375
そ の 他 業 務 収 益	1,592	1,369
そ の 他 経 常 収 益	23	38
貸倒引当金戻入益	—	1
償 却 債 権 取 立 益	0	0
そ の 他 の 経 常 収 益	23	37
経 常 費 用	22,750	23,647
資 金 調 達 費 用	298	1,198
預 金 利 息	297	1,198
給付補填備金繰入額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	4,949	5,110
そ の 他 業 務 費 用	553	332
経 常 経 常 費 用	16,726	16,888
そ の 他 経 常 費 用	223	117
貸倒引当金繰入額	124	—
そ の 他 の 経 常 費 用	99	117
経 常 利 益	3,389	3,305
特 別 利 益	—	7
固 定 資 産 処 分 益	—	0
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	6
特 別 損 失	265	31
固 定 資 産 処 分 損	27	7
減 損 損 失	1	20
そ の 他 の 特 別 損 失	236	4
税金等調整前当期純利益	3,124	3,281
法人税、住民税及び事業税	606	805
法 人 税 等 調 整 額	261	55
法 人 税 等 合 計	867	861
当 期 純 利 益	2,256	2,420
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,256	2,420

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 268円77銭

3. 固定資産の重要な減損損失
当連結会計年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額 (千円)
旧 菊 池 支 店	所有不動産	土 地 及 び 建 物	20,128
合 計			20,128

当金庫グループは、営業用不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグルーピングの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当連結会計年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、時価が下落している遊休資産として、旧菊池支店の土地及び建物について減損損失を認識しました。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (20,128千円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地2,916千円、建物17,211千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しています。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

4. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	91,628	93,492
利 益 剰 余 金 増 加 高	2,256	2,420
親会社株主に帰属する当期純利益	2,256	2,420
利 益 剰 余 金 減 少 高	392	382
配 当 金	392	382
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	93,492	95,530

◆自己資本の充実の状況

■連結自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

2023年度末	2024年度末
8.29	9.47

（注）当金庫連結グループは、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき連結自己資本比率を算定しています。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」における改正を適用しています。なお、当金庫グループは国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第一百四十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法施行規則第一百四十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」における改正を適用しています。

用語の解説

◆「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものではありません。

（注）その他の用語等の説明については、69頁をご覧ください。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)		
項 目	2023 年度末	2024 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	102,117	104,143
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,006	9,003
うち、利益剰余金の額	93,492	95,530
うち、外部流出予定額 (△)	382	390
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	102,119	104,145
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	136	124
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	136	124
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	739	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	876	124
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	101,243	104,021
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,181,911	1,060,411
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	38,037	37,002
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,219,949	1,097,413
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.29	9.47

■連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です。連結子会社の名称および主要な業務の内容は83頁に記載しています。
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

■自己資本調達手段の概要

当期末（2024年度末）の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,003百万円
普通株式	①発行主体：株式会社九州ろうきんサービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：－

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	(A)	2023年度末		2024年度末	
		リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク		1,181,911	47,276	1,060,411	42,416
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー		1,172,046	46,881	1,049,584	41,983
ソブリン向け		90	3	90	3
金融機関向け		96,316	3,852	94,350	3,774
法人等向け		5,272	210	6,057	242
中堅中小企業等向け及び個人向け		918,686	36,747	219,323	8,772
抵当権付住宅ローン		98,525	3,941	669,752	26,790
事業用不動産関連向け		－	－	－	－
延滞エクスポージャー		1,455	58	8,745	349
その他（注1）		51,698	2,067	51,264	2,050
証券化エクスポージャー（うち再証券化）		－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー		9,865	394	10,826	433
ルック・スルー方式		9,865	394	10,826	433
マンドート方式		－	－	－	－
蓋然性方式（250％）		－	－	－	－
蓋然性方式（400％）		－	－	－	－
フォールバック方式（1,250％）		－	－	－	－
未決済取引		－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		－	－	－	－
CVAリスク相当額を8％で除して得た額（簡便法）		－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	(B)	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額（注2）	(C)	38,037	1,521	37,002	1,480
リスク・アセット、総所要自己資本額	(A) + (B) + (C)	1,219,949	48,797	1,097,413	43,896

(注) 1. 「その他」は、出資取引等です。

2. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

（注1）基礎的手法……粗利益の15％（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

（注2）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8％で除して得た額	38,037	37,002
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,521	1,480
BIの額	－	24,668
BICの額	－	2,960

■連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 現在の自己資本の充実状況について

当金庫グループの当期末（2024年度末）の自己資本比率は9.47％であり、国内基準の最低所要自己資本比率4％を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

- 将来の自己資本の充実策

当金庫グループでは、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー 区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
国 内		2,259,927	2,270,036	1,600,054	1,590,390	107,366	133,736	—	—	—	—	552,507	545,910	1,010	8,367
国 外		2,531	4,373	—	—	2,509	4,329	—	—	—	—	21	43	—	—
合 計		2,262,459	2,274,410	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,528	545,953	1,010	8,367

業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー 区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
製 造 業		4,204	4,806	—	—	4,200	4,800	—	—	—	—	4	6	—	—
農 業、林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		802	801	—	—	800	800	—	—	—	—	2	1	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		301	603	—	—	300	600	—	—	—	—	1	3	—	—
情 報 通 信 業		76	76	—	—	—	—	—	—	—	—	76	76	—	—
運 輸 業、郵 便 業		4,006	4,020	—	—	4,000	4,000	—	—	—	—	6	20	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		300	1,503	—	—	300	1,500	—	—	—	—	0	3	—	—
金 融 業、保 険 業		495,298	486,186	—	—	300	900	—	—	—	—	494,998	485,286	—	—
不動産業、物品賃貸業		1,602	1,904	—	—	1,600	1,900	—	—	—	—	2	4	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		339	336	—	—	—	—	—	—	—	—	339	336	—	—
国・地方公共団体		128,749	151,541	30,063	27,604	98,376	123,565	—	—	—	—	309	370	—	—
個 人		1,570,240	1,562,652	1,569,026	1,561,605	—	—	—	—	—	—	1,214	1,046	1,010	8,336
そ の 他 (注4)		56,536	59,976	964	1,179	—	—	—	—	—	—	55,571	58,796	—	31
合 計		2,262,459	2,274,410	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,528	545,953	1,010	8,367

残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 期間区分	合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
			貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末	2023 年度末	2024 年度末
期間の定めのないもの (注5)	239,447	227,893	132,417	129,054	—	—	—	—	—	—	107,030	98,838	1,010	8,367
1 年 以 下	236,875	260,891	7,861	8,806	350	350	—	—	—	—	228,663	251,734	—	—
1 年 超 3 年 以 下	133,778	128,461	21,591	21,785	700	700	—	—	—	—	111,486	105,975	—	—
3 年 超 5 年 以 下	156,034	152,126	43,092	43,929	15,199	26,048	—	—	—	—	97,742	82,148	—	—
5 年 超 7 年 以 下	79,474	86,143	52,140	54,298	26,472	31,010	—	—	—	—	861	834	—	—
7 年 超 10 年 以 下	125,749	122,240	92,336	95,789	32,239	25,294	—	—	—	—	1,173	1,155	—	—
10 年 超	1,291,099	1,296,654	1,250,615	1,236,725	34,914	54,662	—	—	—	—	5,570	5,265	—	—
合 計	2,262,459	2,274,410	1,600,054	1,590,390	109,876	138,065	—	—	—	—	552,528	545,953	1,010	8,367

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。
5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。
6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	4	2	—	4	2
	2024年度	2	1	—	2	1
個別貸倒引当金	2023年度	38	159	—	38	159
	2024年度	159	158	0	159	158
合 計	2023年度	42	161	—	42	161
	2024年度	161	160	0	161	160

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人のその他	4	3	3	4	—	—	4	3	3	4	—	—
その合 計	33	155	155	154	—	0	33	155	155	154	—	—
	38	159	159	158	—	0	38	159	159	158	—	—

(注) 当金庫グループでは国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）（注3）
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
ソブリン向け（注4）	151,542	—	151,542	—	90	0.05
金融機関向け	471,740	—	471,740	—	94,350	20.00
法人等向け	15,360	107	15,360	44	6,057	39.31
中堅中小企業等向け及び個人向け	288,440	221,594	288,440	61,932	219,323	62.59
抵当権付住宅ローン	1,212,281	—	1,212,281	—	669,752	55.24
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注5）	8,332	—	8,332	—	8,745	104.95
その他（注6）	36,595	—	36,595	—	7,907	21.60
合 計					1,006,227	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。

6. 「その他」は、出資取引等です。

7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

8. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額（完全実施ベース）を記載しています。

9. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

〔2024年度〕 (単位：百万円)

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)								
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250% 以上	合計
ソブリン向け (注2)	151,542	—	—	—	—	—	—	—	151,542
金融機関向け	471,738	1	—	—	—	—	—	—	471,740
法人等向け	6,836	7,413	1,117	37	—	—	—	—	15,405
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,324	6,472	341,575	—	—	—	—	—	350,372
抵当権付住宅ローン	293,250	918,253	777	—	—	—	—	—	1,212,281
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注3)	1	—	—	7,502	828	—	—	—	8,332
その他 (注4)	28,714	—	—	—	—	7,881	—	—	36,595
合計	954,408	932,141	343,470	7,539	828	7,881	—	—	2,246,270

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等です。
4. 「その他」は、出資取引等です。
5. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
7. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
8. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	2,531	214,632	217,163
10%	—	901	901
20%	4,507	481,593	486,100
35%	—	281,502	281,502
50%	7,012	—	7,012
75%	—	1,224,920	1,224,920
100%	—	39,739	39,739
150%	—	891	891
200%	—	—	—
250%	—	5,238	5,238
1,250%	—	—	—
その他	—	—	—
合計	14,050	2,249,419	2,263,469

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末 (2024年度末) (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	954,408	—	—	954,408
40%～70%	925,668	64,729	10.00	932,141
75%	286,894	156,865	35.35	342,353
80%	—	—	—	—
85%	1,110	70	10.00	1,117
90%～100%	7,502	37	100.00	7,539
105%～130%	—	—	—	—
150%	828	—	—	828
250%	7,881	—	—	7,881
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,184,293	221,702	27.95	2,246,270

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループの信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」（23頁）に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫グループではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●株式会社格付投資情報センター（R&I）

●ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）

●株式会社日本格付研究所（JCR）

●S&Pグローバル・レーティング（S&P）

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,823	2,348	1,978	1,980	－	－
ソ ブ リ ン 向 け		－	－	1,978	1,980	－	－
金 融 機 関 向 け		－	－	－	－	－	－
法 人 等 向 け		－	23	－	－	－	－
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け		1,823	2,324	－	－	－	－
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		－	－	－	－	－	－
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け		－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（注2）		0	1	－	－	－	－

（注）1. 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループでは、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、適格金融資産担保および保証を信用リスク削減手法として用いています。

「適格金融資産担保」については、告示で定められた条件を満たしている自金庫預金としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

「保証」については、告示で定められた条件を満たしている中央政府による保証としています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておらず、オリジネーターの場合および投資家の場合のいずれにおいても取り扱いはありません。

7 CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

なお、当金庫グループではデリバティブ取引に該当する取引はないことから、CVAリスクを考慮しておりません。

8 マーケット・リスクに関する事項

■マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫グループは、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
除外した事業部門はありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。

10 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	109	109	138	138
非 上 場 株 式 等	12	12	12	12
そ の 他	21,728	21,728	22,359	22,359
合 計	21,850	21,850	22,510	22,510

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「非上場株式等」には、その他有価証券のうち非上場株式を計上しています。
3. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
売 却 益	31	78
売 却 損	—	—
償 却	—	—

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評 価 損 益	1,393	1,230

■連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

非上場株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「余裕資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、経営委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理しています。

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	28,284	25,066
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

金利リスク量

	(単位：百万円)	
	2023年度末	2024年度末
VaR	24,937	19,391

IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	107	220
2	下方パラレルシフト	14,057	23,875	93	530
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	3,755	10,977		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	3,324	2,219		
7	最大値	14,057	23,875	107	530
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	104,021		101,243	

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループは、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク・価格変動リスク・為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。
VaRによるリスク計測の頻度は、年次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを半期ベースで計測しています。

連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

1. 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫グループがこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.2年です。
 - (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデルを用いて、2025年3月末の流動性預金のうち69.7%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
 - (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - (7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは14,057百万円（前期末比9,818百万円減）となり、コア預金内部モデルの変更等を要因として減少しました。当期末の△NIIは107百万円（前期末比423百万円減）となりました。
 - (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEの計測値は、当金庫グループにおける自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫グループが、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- (1) 金利ショックに関する説明
当金庫グループではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

◆連結による開示債権等の状況

■労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

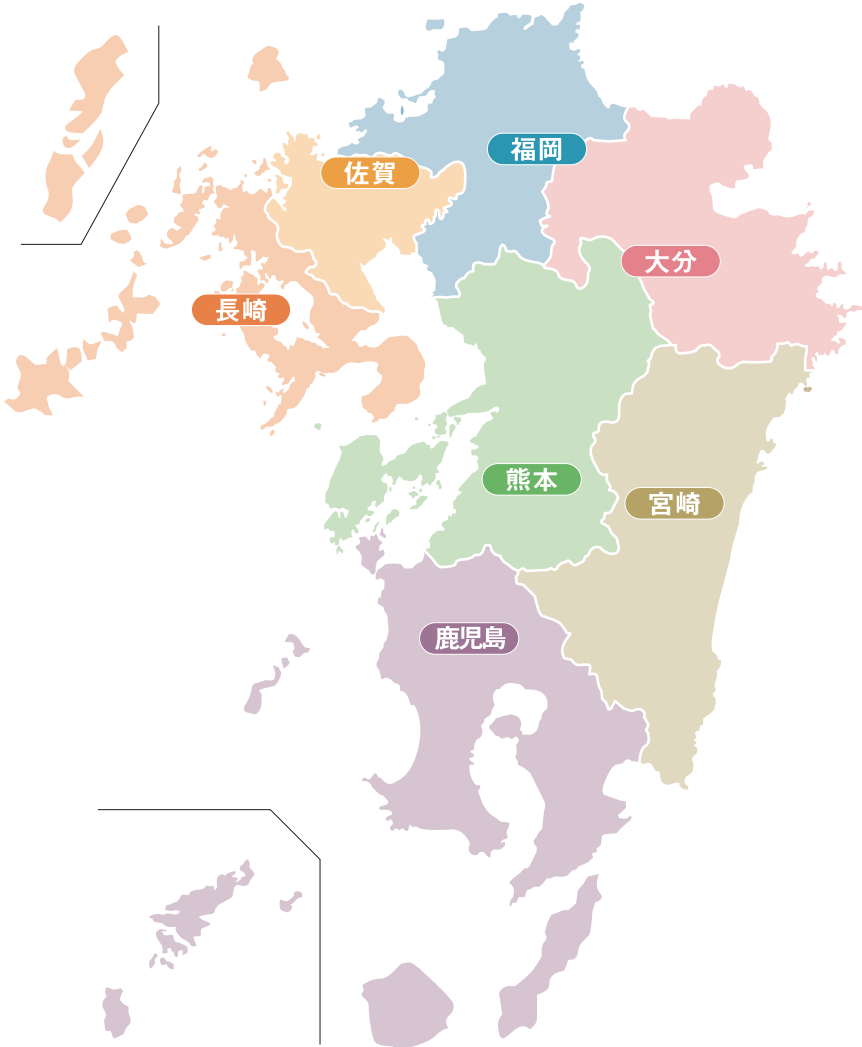
当金庫から㈱九州ろうきんサービスへの貸出金はなく、単体と同一になります。内訳および用語等の説明については、単体の内容をご参照ください。

◆連結セグメント情報

連結の対象となる㈱九州ろうきんサービスは、当金庫の受託業務や不動産賃貸業等の事業を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

資料編 九州ろうきんの概況

みんなで力をあわせて、さらに安心・安全・健全。



九州	
団体会員数	5,749 会員
間接構成員数	1,058,846 人
店舗数	80 店舗
預金残高	2,098,701 百万円
融資残高	1,536,778 百万円

(注)店舗数は出張所・インターネット九州支店を含みます。

鹿児島	
団体会員数	803 会員
間接構成員数	109,708 人
店舗数	13 店舗
預金残高	255,467 百万円
融資残高	148,053 百万円

福岡	
団体会員数	1,392 会員
間接構成員数	412,450 人
店舗数	17 店舗
預金残高	485,413 百万円
融資残高	425,283 百万円

佐賀	
団体会員数	608 会員
間接構成員数	91,553 人
店舗数	7 店舗
預金残高	197,727 百万円
融資残高	130,063 百万円

長崎	
団体会員数	654 会員
間接構成員数	85,637 人
店舗数	8 店舗
預金残高	197,511 百万円
融資残高	150,467 百万円

熊本	
団体会員数	699 会員
間接構成員数	140,299 人
店舗数	11 店舗
預金残高	282,281 百万円
融資残高	241,856 百万円

大分	
団体会員数	719 会員
間接構成員数	118,713 人
店舗数	13 店舗
預金残高	388,434 百万円
融資残高	261,912 百万円

宮崎	
団体会員数	874 会員
間接構成員数	100,486 人
店舗数	11 店舗
預金残高	291,865 百万円
融資残高	179,140 百万円

2025年3月31日現在

全国ろうきんの概況

全国のろうきんは、全国労働金庫協会と労働金庫連合会を中央機関とし、13金庫588店舗が一大ネットワークを形成しています。

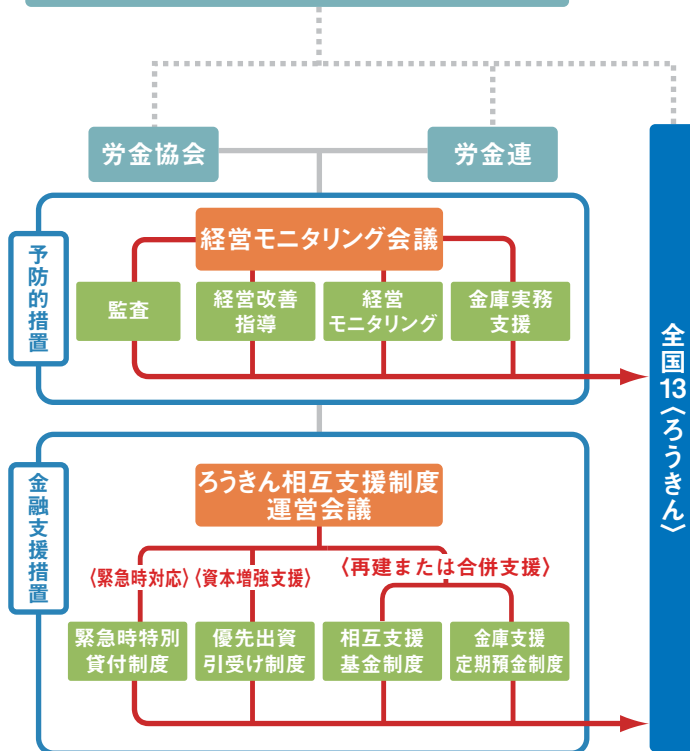
ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営を支援します。

ろうきん相互支援制度実施に係る3者覚書



全国ろうきんの概要

金庫数	13金庫
店舗数	588店舗
役員数	11,040人
団体会員数	47,052会員
間接構成員数	12,025,461人
預金残高	23兆159億円
融資残高	15兆9,442億円

全国ろうきん概況表

（単位：百万円）

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	1,089,317	866,763
東北	2,273,321	1,453,232
中央	6,891,345	4,760,949
新潟県	899,658	390,383
長野県	772,485	440,427
静岡県	1,279,931	1,042,340
北陸	823,189	520,461
東海	2,223,286	1,806,486
近畿	2,369,455	1,544,583
中国	1,301,960	884,640
四国	649,222	423,041
九州	2,098,701	1,536,778
沖縄県	344,098	274,202
合計	23,015,972	15,944,292

（注）預金残高は譲渡性預金を含みます。

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法
第21条の規定に基づく開示項目

●労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 38
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 38
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 38
- (4) 事務所の名称及び所在地 48～52
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする

労働金庫代理業者に関する事項 (該当なし)

2. 金庫の主要な事業の内容 40～45

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況 25～28・100
- (2) 主要な事業の状況を示す指標 62
 - イ. 経常収益 62
 - ロ. 経常利益 62
 - ハ. 当期純利益 62
 - ニ. 出資総額及び出資総口数 62
 - ホ. 純資産額 62
 - ヘ. 総資産額 62
 - ト. 預金積金残高 62
 - チ. 貸出金残高 62
 - リ. 有価証券残高 62
 - ヌ. 単体自己資本比率 62
 - ル. 出資に対する配当金 62
 - ヲ. 職員数 62
- (3) 事業の状況を示す指標 62

①主要な業務の状況を示す指標

- イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く。) 62
- ロ. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他の業務収支 62
- ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利鞘 62
- ニ. 受取利息及び支払利息の増減 62
- ホ. 総資産経常利益率 62
- ヘ. 総資産当期純利益率 62

②預金に関する指標

- イ. 預金種類別内訳(平均残高) 62
- ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳
(期末残高) 62

③貸出金等に関する指標

- イ. 貸出金科目別内訳(平均残高) 63
- ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 63
- ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の
担保種類別内訳(期末残高) 63
- ニ. 貸出金使途別内訳(期末残高・同構成比) 63
- ホ. 貸出金貸出先別・業種別内訳
(期末残高・同構成比) 64
- ヘ. 預貸率(期末値・期中平均値) 63

④有価証券に関する指標

- イ. 商品有価証券の種類別の平均残高 64
- ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高 64

ハ. 有価証券の種類別の平均残高 65

ニ. 預証率(期末値・期中平均値) 66

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 23～24
- (2) 法令遵守の体制(コンプライアンスの体制) 18～20
- (3) 社会的責任と貢献活動 30～36
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 21～22

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表 56～59
- (2) 損益計算書 60
- (3) 剰余金処分計算書 60
- (4) 自己資本の充実の状況 29・67～79
- (5) 有価証券 64～65
- (6) 金銭の信託 66
- (7) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 66
- (8) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 73
- (9) 貸出金償却の額 73
- (10) 会計監査人の監査 60

●労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 83

(2) 金庫の子会社等に関する事項

- イ. 名称 83
 ロ. 主たる営業所又は事務所の所在地 83
 ハ. 資本金又は出資金 83
 ニ. 事業の内容 83
 ホ. 設立年月日 83
 ヘ. 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 83
 ト. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 83

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況 83
 (2) 主要な事業の状況を示す指標
 イ. 経常収益 83
 ロ. 経常利益 83
 ハ. 当期純利益 83
 ニ. 純資産額 83
 ホ. 総資産額 83
 ヘ. 連結自己資本比率 83

3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表 84~87
 (2) 連結損益計算書 88
 (3) 連結剰余金計算書 88
 (4) 自己資本の充実の状況 89~99
 (5) 連結セグメント情報 99

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第7条の規定に基づく債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 80・99
 2. 危険債権 80・99
 3. 三月以上延滞債権 80・99
 4. 貸出条件緩和債権 80・99
 5. 正常債権 80・99

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等

- (1) 事業方針 12~17
 (2) 理事及び監事の所属団体等 38
 (3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況 38
 (4) 自動機設置状況 53~54
 (5) 役員報酬の状況 61
 (6) 職員の状況 61
 (7) 大口出資会員 61
 (8) 会員数内訳 61
 (9) 出資配当等 61

2. 経理・事業内容

- (1) 純資産の内訳 61
 (2) 利益率 62
 (3) 常勤役職員一人当たり預金残高 64
 (4) 1店舗当たり預金残高 64
 (5) 常勤役職員一人当たり貸出金残高 64
 (6) 1店舗当たり貸出金残高 64

3. 資金調達

- (1) 預金科目別残高 62
 (2) 預金者別内訳 63
 (3) 財形貯蓄残高 63

4. その他の業務

- (1) 取扱手数料 46~47
 (2) 公共債窓口販売実績 66
 (3) 投資信託窓口販売実績 66
 (4) 内国為替取扱実績 66

5. その他

- (1) 当金庫の考え方 2
 (2) トピックス 37
 (3) 歩み 39
 (4) 商品・サービスの案内 40~45
 (5) 全国ろうきんの概要 101



九州労働金庫

〒810-8509 福岡市中央区大手門三丁目3番3号
TEL(092)714-6311 <https://kyusyu-rokin.com/>